

平成28年11月定例会

# 文教厚生委員会

予算決算委員会（文教厚生分科会）

## 会議録

長崎県議会

# 目 次

## (委員間討議)

1、開催日時・場所 .....	1
2、出席者 .....	1
3、経過	
委員会	
審査内容等に関する委員間協議 .....	1

## (12月8日)

1、開催日時・場所 .....	2
2、出席者 .....	2
3、審査事件 .....	2
分科会	
教育長予算議案説明 .....	3
福祉保健部長予算議案説明 .....	3
こども政策局長予算議案説明 .....	3
教育環境整備課長補足説明 .....	4
医療政策課長補足説明 .....	5
障害福祉課長補足説明 .....	5
こども未来課長補足説明 .....	5
こども家庭課長補足説明 .....	6
予算議案に対する質疑 .....	7
予算議案に対する討論 .....	14

## (第1日目)

1、開催日時・場所 .....	16
2、出席者 .....	16
3、審査事件 .....	16
4、付託事件 .....	17
5、経過	

## (総務部)

### 分科会

総務部長予算議案説明 .....	18
予算議案に対する質疑 .....	18
予算議案に対する討論 .....	19

### 委員会

総務部長総括説明 .....	19
学事振興課長補足説明 .....	21
陳情審査 .....	26
請願審査 .....	28
議案外所管事項に対する質問 .....	31

<b>(教育委員会)</b>	
分科会	
教育長予算議案説明 .....	4 5
予算議案及び議案に対する質疑 .....	4 5
予算議案に対する討論 .....	4 6
委員会	
教育長総括説明 .....	4 7
教職員課長補足説明 .....	4 9
議案に対する質疑 .....	4 9
議案に対する討論 .....	5 1
決議に基づく提出資料の説明 .....	5 2
提出資料に対する質問 .....	5 2
陳 情 審 査 .....	5 3
議案外所管事項に対する質問 .....	5 5

**(第2日目)**

1、開催日時・場所 .....	6 7
2、出席者 .....	6 7
3、経過	

**(教育委員会)**

委員会	
請 願 審 査 .....	6 8

**(福祉保健部・こども政策局)**

分科会	
福祉保健部長予算議案説明 .....	7 1
こども政策局長予算議案説明 .....	7 1
障害福祉課長補足説明 .....	7 2
予算議案及び議案に対する質疑 .....	7 3
予算議案に対する討論 .....	7 6
委員会	
福祉保健部長総括説明 .....	7 7
こども政策局長総括説明 .....	7 9
議案に対する質疑 .....	8 0
議案に対する討論 .....	8 0
決議に基づく提出資料の説明 .....	8 1
国保・健康増進課長補足説明 .....	8 2
陳 情 審 査 .....	8 4
提出資料に対する質問 .....	9 0
議案外所管事項に対する質問 .....	9 7

**(第3日目)**

1、開催日時・場所 .....	1 2 3
-----------------	-------

2、出席者 .....	1 2 3
3、経過	
(総務部・教育委員会・福祉保健部・こども政策局)	
委員会	
議案外所管事項に対する質問(前日の続き) .....	1 2 3
審査内容報告及び委員会運営に関する委員間協議 .....	1 3 7
審査結果報告書 .....	1 4 0

**(配付資料)**

- ・分科会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料(追加1)
- ・委員会関係議案説明資料(追加2)
- ・委員会関係議案説明資料(追加3)
- ・委員会関係議案説明資料(追加4)

# 委員間討議

1、開催年月日時刻及び場所

平成28年11月28日

自 午前11時39分  
至 午前11時43分  
於 第1別館第3会議室

2、出席委員の氏名

委員	長	宅島 寿一 君
副委員	長	坂本 浩 君
委員		橋村松太郎 君
”		渡辺 敏勝 君
”		外間 雅広 君
”		堀江ひとみ 君
”		松島 完 君
”		山本 啓介 君
”		ごうまなみ 君
”		近藤 智昭 君

3、欠席委員の氏名

委員	宮内 雪夫 君
----	---------

4、審査の経過次のとおり

-----  
午前11時39分 開会  
-----

【宅島委員長】ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

これより、議事に入ります。

まず、会議録署名委員を慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、渡辺委員、外間委員の両人をお願いいたします。

本日の委員会は、平成28年11月定例会における当委員会の審査内容を決定するための委員間協議であります。

それでは、審査の方法について、お諮りいたします。

審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】ご異議なしと認めます。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩します。

-----  
午前11時39分 休憩  
-----

〔協議会〕

-----  
午前11時43分 再開  
-----

【宅島委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されたので、この後、理事者に正式に通知することといたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】これをもって本日の文教厚生委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

-----  
午前11時43分 散会  
-----

1 2 月 8 日

1、開催年月日時刻及び場所

平成28年12月8日

自 午後 1時30分  
至 午後 3時28分  
於 第1別館第3会議室

障害福祉課長 柴田 昌造 君

-----  
こども政策局長 永松 和人 君  
こども未来課長 中野 嘉仁 君  
こども家庭課長 吉田 弘毅 君

2、出席委員の氏名

分科会長 宅島 寿一 君  
副会長 坂本 浩 君  
委員 宮内 雪夫 君  
" 橋村松太郎 君  
" 渡辺 敏勝 君  
" 外間 雅広 君  
" 堀江ひとみ 君  
" 松島 完 君  
" 山本 啓介 君  
" ごうまなみ 君  
" 近藤 智昭 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

教育長 池松 誠二 君  
教育次長 渡川 正人 君  
総務課長 田淵 和也 君  
教育環境整備課長 野口 充徳 君  
-----  
福祉保健部長 沢水 清明 君  
福祉保健部次長 園田 俊輔 君  
福祉保健課長 上田 彰二 君  
医療政策課長 村田 誠 君

6、付議事件の件名

第135号議案  
平成28年度長崎県一般会計補正予算(第5号)

7、審査の経過次のとおり

-----  
午後 1時30分 開会  
-----

【宅島分科会長】 皆様、こんにちは。

ただいまから、予算決算委員会文教厚生分科会を開会いたします。

これより、議事に入ります。

本日、本分科会として審査いたします案件は、第135号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分であります。

審査方法について、お諮りいたします。

補正予算の審査は、早期事業着手等のため、早急に審議する必要がありますので、第135号議案のうち関係部分に限って審査を行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島分科会長】 ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

なお、理事者の出席については、第135号議案に関係する範囲で、お手元に配付しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、これより審査に入ります。

予算議案を議題といたします。

教育長より、議案の説明を求めます。

【池松教育委員会教育長】 予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料、平成28年度11月補正予算（第5号）の教育委員会をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第135号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、未来への投資を実現する経済対策等に伴う国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

教育委員会所管の補正予算額は、記載のとおりでございます。

この結果、平成28年度の教育委員会所管の歳出予算総額は、1,397億2,486万円となります。

補正予算の内容につきましては、ろう学校移転建替等、県立特別支援学校の新增築・大規模改修に要する経費として、特別支援学校施設整備費14億5,990万8,000円の増を計上しております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

今回、補正予算に計上しております事業等、国の補正予算に対処するための事業については、年度内に適正な工期が確保できないことから、校舎等整備費8,177万7,000円、特別支援学校施設整備費14億5,990万8,000円、合計15億4,168万5,000円について繰越明許費を設定しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、この後、担当課からご説明申し上げます。

以上で、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【宅島分科会長】 ありがとうございます。

次に、福祉保健部長より、議案の説明を求め

ます。

【沢水福祉保健部長】 福祉保健部関係の議案について、ご説明いたします。

同じく予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料の福祉保健部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第135号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、未来への投資を実現する経済対策等に伴う国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、福祉保健部合計で5,756万7,000円の増、歳出予算は、福祉保健部合計で9,577万3,000円の増となっております。

各科目については、記載のとおりであります。

補正予算の内容につきましては、障害福祉施設整備費について、障害者入所施設等の防犯対策を強化するため、防犯カメラや非常通報装置等の設置への助成に要する経費として、5,808万3,000円の増を計上いたしております。

また、医務行政費について、地域で安心して子どもを産み育てることができる医療の確保を図るため、周産期医療施設の医療機器等の整備への助成に要する経費として、3,769万円の増を計上いたしております。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【宅島分科会長】 ありがとうございます。

次に、こども政策局長より、議案の説明を求めます。

【永松福祉保健部こども政策局長】 引き続きまして、こども政策局関係の議案についてご説明

いたします。

同じく予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料のこども政策局をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第135号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、未来への投資を実現する経済対策等に伴う国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、こども政策局合計で6,080万円の増、歳出予算は、こども政策局合計で7,083万8,000円の増となっております。

補正予算の内容につきましては、保育人材確保のため、未就学児のいる保育士の割合が多い施設において、短時間勤務の保育補助者を追加配置するための貸し付けに要する経費として、5,980万5,000円、児童養護施設等の防犯対策を強化するため、非常通報装置、防犯カメラや外構等の設置・修繕など必要な安全対策の実施及びそれらに要する経費の助成として、1,103万3,000円を計上いたしております。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【宅島分科会長】 ありがとうございます。

次に、教育環境整備課長より補足説明を求めます。

【野口教育環境整備課長】 それでは、教育委員会分の補正予算につきまして、補足してご説明を申し上げます。

お手元にお配りしております資料でございますが、「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第5号）補足説明資料（特別支援学校校舎等整備

費について）」をご覧ください。A4の1枚ものでございます。表のついた補足説明資料でございます。

事業内容についてでございますが、本事業につきましては、先ほどの教育長説明にございました、国の経済対策の一部としまして、学校施設等の耐震化・老朽化対策等のための補正予算が成立したことを受けまして、平成29年度に実施を予定しておりました国庫補助事業のうち、このたびの補正予算の対象とされております、今年度から引き続き継続事業や老朽化対策事業など、県立特別支援学校4校、7件の新築・改築・大規模改修事業について前倒しをして実施をしようとするものであります。

事業の内訳は、表に記載のとおり、盲学校の新実習棟新築、ろう学校の移転改築に係る建築及び造成等、大村特別支援学校の体育館等の老朽化に伴う改築及び改修、虹の原特別支援学校壱岐分校の学習環境整備のための改修であります。

これらの事業につきましては、経済対策の趣旨に鑑み、国からの内示後、速やかな事業着手に努めてまいりますが、年度内には適正な事業期間が確保できないことから、予算計上とあわせまして、繰越明許費の設定についてもお諮りをいたしております。

今年度当初予算で計上しておりました、県立諫早農業高等学校の草花管理室・収納室の改築につきまして、国の当初予算では未採択でございましたが、このたびの補正予算で採択されることとなり、現在、事業着手に向け準備をしておりますが、この事業につきましても、年度内の適正な工事期間が確保できないため、あわせて繰越明許費の設定をお諮りするものでございます。

補足説明は以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【宅島分科会長】 ありがとうございます。

次に、医療政策課長より補足説明を求めます。

【村田医療政策課長】 補正予算（第5号）のうち、医療政策課分についてご説明いたします。

A4横長の資料でございます。補足資料の1ページ目、表のほうでございます。医務行政費につきましてです。

医務行政費につきましては、少子化対策等の観点から、地域で安心して産み育てることができる医療の確保を図るため、医療提供体制推進事業費補助金を活用いたしまして、小児・周産期施設の設備整備事業を実施するものでございます。

国の経済対策補正におきましては、安心して子どもを産み育てられる環境の整備に位置づけられております。

本県の周産期母子医療センターであります長崎医療センターの新生児集中治療管理室、また母体胎児集中治療管理室、それと、長崎大学病院の新生児集中治療管理室におきまして、資料に記載しておりますような人工呼吸器、あるいは超音波診断装置などの設備の整備に要する経費に対します助成といたしまして、3,769万円を計上いたしております。

以上をもちまして、補足説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

【宅島分科会長】 ありがとうございます。

次に、障害福祉課長より補足説明を求めます。

【柴田障害福祉課長】 同じく第135号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち障害福祉課分について、お配りしております補足説明資料に基づいてご説明いたしま

す。

先ほどの医療政策課の補足説明資料の次のページ、2ページ目でございます。

障害福祉施設整備費につきましては、平成28年7月に、神奈川県相模原市の障害者入所施設において発生した殺傷事件を受けて、県では、県内の各入所施設における防犯対策マニュアルの作成を推進しており、そのための指針として、去る11月25日に県で作成いたしました防犯対策マニュアル指針をお示しし、本年度中のマニュアル作成をお願いしたところであります。

今回、国の経済対策補正にかかる補助制度を活用し、障害者入所施設等の防犯対策をさらに強化するため、事業者が実施する防犯カメラや非常通報装置等の設置に要する経費への助成として、1事業所当たり180万1,000円を基本とする43施設分、5,808万3,000円を計上いたしております。

なお、整備内容等につきましては、お手元に配付しております資料のとおりでございます。

以上をもちまして、補足説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【宅島分科会長】 ありがとうございます。

次に、こども未来課長より補足説明を求めます。

【中野こども未来課長】 私のほうからも、補正予算（第5号）のこども未来課にかかわる保育士修学資金貸付等事業について、補足説明させていただきます。

資料は、本日机の上に置かせていただきましたA4横長の「保育人材確保のための取組の推進」という資料でございます。これを用いてご説明させていただきます。

今の予算で実施しております保育士修学資金

貸付等事業につきましては、いわゆる保育士養成校に通う学生に対する修学資金とか、再就職する潜在保育士に対する就職準備金貸付の4つのメニューでなっております。

今回、制度拡充として補正予算を計上しておりますのは、この資料でいきますと、2の保育補助者雇上費貸付でございます。資料の中で下線を引いている分でございます。

この保育補助者雇上費貸付は、保育所が、保育士の資格を持たない保育補助者を雇う際の人件費を貸し付け、今働いていらっしゃる保育士の負担を軽減することによりまして、保育士の離職防止、就業継続を図ることで保育士確保をするということを主目的とした、保育事業者向けの貸付事業でございます。

現制度では、フルタイムの勤務の保育補助者1名を雇い上げるための費用として、年額で295万3,000円を上限として貸し付けを行われております。

今回の制度拡充で、このフルタイム勤務の貸し付けを受けている保育所施設のうち、いわゆる未就学児を持つ保育士の割合が20%を超えるような施設につきまして、さらに短時間勤務の保育補助者の1名を追加して雇い上げるための費用として、年額221万5,000円を上限として貸し付けを行おうとするものでございます。

貸付期間は、フルタイムの勤務分と同様に、最長3年となっており、保育補助者が、貸付期間の最大3年間のうちに保育士資格を取得した場合とか、これに準じた場合、例えば、保育士試験というのは筆記試験が8科目ぐらいございますので、あと、例えば1科目だけ残してその年度に資格が取れなかった場合は、その後1年以内に資格取得ができる見込みがあると、そういったものにつきましては、準ずる者とし

て、貸付金の返還を免除するというところになっております。

今回の補正額でございますが、短時間勤務の保育補助者の追加雇上額について、いわゆる事業期間の3年間で9施設への貸し付けを見込んでおりまして、この貸付金の原資となる5,980万5,000円を、この貸付事業を実際に行っております県社会福祉協議会に対する補助金の増分という形で計上させていただいております。

説明は以上でございます。

【宅島分科会長】 ありがとうございます。

次に、こども家庭課長より補足説明を求めます。

【吉田こども家庭課長】 私のほうから、今回の補正予算（第5号）のうち、こども家庭課分についてご説明をいたします。

横長の資料の「児童養護施設等に係る防犯対策について」をご覧ください。

まず、事業の概要につきましては、1に記載のとおりでございます。今回の経済対策補正予算を活用し、防犯対策を強化するために、非常通報装置などの整備を行う施設に対する補助を行うもので、補助対象につきましては、記載のとおり、フェンスや非常通報装置などがございます。

負担割合につきましては、記載のとおりで、設置者負担は4分の1ということになっております。

対象施設は、表にございますけれども、児童が入所する施設として、表の種別にありますように、児童養護施設、乳児院など7種別、20施設で、県が所管する19施設が今回の対象になっております。

全数と県所管の数字が異なります、下から3

つ目の母子生活支援施設につきましては、中核市であります長崎市の所管の施設でございます。

今回、19施設のうち整備予定が、今回整備の事業所ということで18施設ございます。一番上にあります児童養護施設において、県所管11のうち10が、今回補正予算計上となっておりますが、施設のほうに確認しましたところ、補助メニューとして示されている施設のうち、既に複数を設置しているということから、今回は要望しないという説明であったことから、今回計上いたしておりません。

今回計上した補正予算により設置する施設種別ごとの整備内容は、右端の備考欄にありますように、児童養護施設であれば、フェンスの設置が3カ所、非常通報装置が7カ所ということでございまして、既設の設備なども踏まえて、施設の要望に基づいて整備するものでございます。

本日ご審議いただき、今後国から示される詳細な実施要綱等の内容を確認し、その交付決定を待って、できるだけ早い事業実施に努めてまいります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【宅島分科会長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】 今回の各課の補足説明資料が出ておりまして、内容がよくわかる資料の出し方だと思っています。

その中で、教育環境整備課が出された資料の中で、特別支援学校校舎等整備費ということで14億5,990万円の計上額が出て、その内容は、この資料でよくわかります。しかし、予算の資料というからには、各計上額、ここまで出さな

いと、これは予算の資料としては不備ではないかというふうに思っています。

福祉保健部が出した各課の資料のように、事業ごと、内容ごとにどれぐらいの予算の概算があつて、次にこれぐらいの補正ということになるわけですから、一つは、教育環境整備課の資料で、計上額はわかるけれども予算の内訳がないと、この書かなかつたことについてどうなのかということと、あわせて、工事実施校でもいいので、各内訳の計上額も教えてください。2つです。

【野口教育環境整備課長】 今回、4校、7件の工事の概要がありまして、その合計額のみ記載としておりますのは、今後これは入札にかけてまいりまして、そういった手続がありますので、私どもとして、個別の予算の額について、ここで明らかにするということについてはなかなか難しい面もございましたので、そういうところをご理解いただければというふうに考えている次第でございます。

また、こういった資料の出し方につきましては、年度当初の予算の計上にかかわりますところでの2月の議会の折にも、このような出し方をさせていただいているところでございます。

ご理解を賜りますようお願いをいたします。

【堀江委員】 そうしたら、福祉保健部に聞きますけれども、それぞれ、今回、資料が出ていますよね。例えば、福祉保健部の医療行政費の医療センターとか、長崎大学病院とかの、これは一つひとつの装置だから、内容的には、事業費はぽんと出したということでも、それは全く関係ないわけですか。

【村田医療政策課長】 医療行政費につきましては、2つの医療機関から必要な設備、機器につきまして、機器ごとに要望をいただいた額であ

りまして、実際の調達の場合には、また、最終的には精算ということもあろうかと思っています。

【堀江委員】 もう一つ教えてください。

こども政策局の中の養護施設とか、乳児院とかいろんな、防犯カメラをつけますよ、センサーをつけますよと、これも個々の事業なので、入札と関係なく金額が明らかになれるということですか。

【吉田こども家庭課長】 今回の計上額につきましては、国のほうから、まず予算立てをするに当たって、参考として設備ごとの基準額みたいなものが示されておりまして、まずは、施設からの要望の設備内容に対して、その基準額で、今回予算を計上させていただいておりますので、今後、入札等かけた場合に、その額が上下するということは考えられると思っています。

【堀江委員】 そうしますと、要するに、福祉保健部の分も入札にかけるわけです、大小の違いはあってもかけるんですよ。入札にかけるからといって、一定の基準額なり、示せる範囲内で出した上で、実際どうなるかというのは別の問題だけれども、一応事業ごとに、要するに積算根拠が出るわけですよ。でも、教育の場合は、そういう見解では出ないわけです。要するに、入札があるからということで、ぼんと14億円は出すけれども、事業内容としての状況としては、要は、私が言いたいのは、補正予算の予算審議なので、いわゆる積算根拠があると思うんですけど、そこはやっぱり示すべきではないか。

それが入札にかかって、実際どうなったかというのは、それは別の問題でもあるんだけど、14億円をぼんと認めてくださいと、内容はこうこうこうですと。それはわかるけれども、その事業ごとでおおよそ幾らの事業内容なのか

ということは、これは示してもいいのではないかとこのように私自身は思うんですけど、そこら辺は私の勉強不足でしょうか。もう一度、見解を教えてください。

【宅島分科会長】 休憩します。

-----  
午後 1時55分 休憩

-----  
午後 2時 4分 再開  
-----

【宅島分科会長】 分科会を再開いたします。

【野口教育環境整備課長】 先ほどの繰り返しになりまして、大変申しわけございませんが、今後入札にかけていく案件でもございまして、入札の厳正というものを担保するためにも、1件ごとの工事費の予算の額というものについて、私どもが今ここに出していないことについてはご理解を賜りたいと思っております。

【堀江委員】 理解いたしましたというふうにはなりませんけど、そういう経緯があるということの説明をいただきました。

そこで、今回、この14億円の中で前倒しというのがありますよね。つまり、これとこれはやるうというふうに思っていたけれども、今回の経済対策の予算ができたので、その中から幾つが出しましたという理解だと思っておりますけれど、そうしますと、新築とか改修を予定していた中で、今回の補正でどれくらいが実現したという理解でいいのか。

要するに、前倒しというか、予定していたものが10とすれば、今回の実施校は4校があるんですけど、これは、例えばほとんどやったというふうになるのか、いやいや、まだ予定していた分の半分にもなりませんというのか、そういうイメージとしてはどう捉えたらいいですか。

【野口教育環境整備課長】 平成29年度に予定

してありました補助事業というものが、12を予定してありました。そのうちの7件について前倒しをしているというところでございます。

【堀江委員】12件の工事を予定していて、今回の経済対策で7件を実施するというふうに理解いたしました。

もう一つ、福祉のほうで、障害福祉施設整備費の問題で、今回、防犯カメラをつけますね。障害福祉課長補足説明の横長資料で、防犯カメラを38台つけるんですけど、これは一つの業者から購入するという形になるんですか。それとも、それぞれの施設が入札という形になるのか。要するに、業者はどのようなふうになるのかというのを教えてください。

【柴田障害福祉課長】今回の施設の整備につきましては、それぞれの施設が個別に業者の方と契約をして施工するというものでございます。

【堀江委員】そうしますと、答弁は障害福祉課にとどまらないと思うんですけど、障害福祉課で防犯カメラが38台でしょう。それから、こども家庭課で防犯カメラが14台ですよね。50台を超える防犯カメラが、今回の補正でつくんですけど、これはそれぞれの業者が対応することなんですけれども、これは県内の業者で対応するというふうになっているのか、それとも、それはそれぞれの業者なので、県内、県外問わずというふうになっていくのか。

要は、経済対策なので、県内の経済対策に寄与するという形ですべきだと思うんですけど、そこら辺まで把握をされておりますか。

【柴田障害福祉課長】それぞれの施設におきまして、県内、県外、どちらの業者とお話をされていくのか、契約をするのかということにつきましては、こちらのほうで把握はいたしていません。

【堀江委員】防犯カメラをつける予算がついたよということで補正を組むというのは理解をするんですが、そのことが、一つは経済対策にどう寄与するかという視点がもう少し欲しいなというのと、それから今度、私が午前中取り上げました、防犯カメラは入れたけれども、結局それを見る人がいないと。要するに、人的配置がなければ、防犯カメラは写っているだけなんですよというふうになってくるので、そのときに、例えば障害福祉課の担当の施設で、施設の数としては、今回、これだけの施設に入れますよね。そのときに、防犯カメラを監視する人がどれくらいいるのかとか、中には警備会社と契約しているところもありますよね。例えば、9時以降は警備会社と契約して、中には誰もいないけれども警備会社がずっとそれに対応できると、ここら辺の状況というか、そこまで把握していただけますか。

それとも、今回の予算は防犯カメラを38台つけますよというだけしか把握してないんですか。

【柴田障害福祉課長】それぞれの施設におきまして防犯カメラを設置して、それを常時確認する職員をつけるというのは、基本的には、各施設におかれましてはあまり想定をされていない状況であります。

例えば警備会社と契約をするという施設につきましては、今回、要望が出ませんでした87の事業所のほうに、私どもは直接内容を、どういう理由でしょうかということでお尋ねをいたしました。87の事業所においての数でございますけれども、警備会社と契約をする予定であるというようなお話でありましたのは3事業所でございます。やはり警備会社と契約をするというのは、どちらかということ、かなり少数であるというところは把握しております。

【堀江委員】 障害福祉課の仕事の範囲として、今回の経済対策の一部で防犯カメラが設置できるよと。その予算をとって、希望を聞いて防犯カメラをつけましょうというここまでの仕事だというのは、話の内容からわかりますが、しかし、県民が求めている時に、それだけではもちろん再発防止にはなりません、再発防止となった時に、今後この防犯カメラをどう使うかということがやっぱり問われてくると思うんです。そのことで、もし長崎県で事件が起きてと、関係する施設を呼んだ時に、いや、人は増やすことはできないんだという意見が出たじゃないですか。私に取り上げた、「津久井やまゆり園事件検証報告書」の中でも、事前に16台カメラを設置していたんだと。しかし、その体制としては、夜間は仮眠をするという警備員の体制だったので、これはどうなのかという報告書も出ているじゃないですか。

そうなった時に、希望を聞いてカメラをつけたよというだけで、障害福祉課の仕事でいいのかと。そのカメラがどう活用されているかというところまで、やっぱり把握をすべきじゃないかというふうに私は思っているの、この点は、福祉保健部長どうですか。そこまできちんと防犯カメラの役割を認識しないといけない。そのために県警察本部とも連携して訓練とかしないといけないんですけれども、つけて終わりでは、これはせっかくの予算の意味がないのではないかという面もあるんですが、最後に、その見解を教えてください。

【沢水福祉保健部長】 確かに、防犯カメラというハード部分だけで、設置したらそれでいいのかというようなことではないと思います。

そのために我々は、午前中もお答えしましたけれども、防犯対策のマニュアル策定指針とい

うのをつくっております、その中で、施設設備面における安全確保という観点から、どうやってハード部分を監視していくかということで、そういうところも運用部分で、防犯カメラをつけて、そこを監視する体制をどうするかというところまで含めて防犯マニュアルをつくる中で、そこに運用の部分で入れ込んでもらおうというような考え方を持っておりますので、ハードとソフト、その両面であわせて対策を講じていただくような、そういうお願いをしているところであります。

【堀江委員】 最後にいたしますが、ハードとソフトと、ソフトでマニュアルをつくる、それからソフトということで、県警察本部との連携で防犯訓練をすることというのはわかるんですが、要は一番は、人的配置をどうするかということです。人的配置の予算は出ないと。かといって、お願いするだけでしょ。お願いするといっても、人は増やせないと言っているわけじゃないですか。

そうであれば、福祉保健部としては、国に対して、今回防犯カメラの設置が経済対策の一環として出たけれども、国に対して人的配置を要望してくださいと、あるいは基準を改めてくださいと、人を増やすようにですよ。夜間は一人であったりとかという状況なんだから。そういう意味では、人を増やすための予算を国に求めるということも、私は検討すべきではないかというふうに思っているの、このことは申し上げておきたいと思います。

とりあえず終わります。

【宅島分科会長】 ほかに質疑はございませんか。

【渡辺委員】 先ほどの続きになるんですが、やはり予算審議をする上で、例えば年度当初予算の時にも全部それぞれ予算を積み上げてきてか

けるわけでしょう。今回、この14億5,990万8,000円の中身が、入札は入札としていいと思いますが、こういう審議のあり方というのは、もう一遍、教育長、入札のあり方について、入札というか事前公表のあり方、私は明らかにしていいと思っているんですけどね。そうしないと、今回、トータルで14億5,900万円予算を認めてくださいと言ったって、中身がわからないのに、どんな審議をすればいいのですか。

【宅島分科会長】 休憩します。

-----  
午後 2時15分 休憩

-----  
午後 2時30分 再開  
-----

【宅島分科会長】 分科会を再開いたします。

【野口教育環境整備課長】 今回、予定しております14億円のうち、ろう学校2カ所、それと大村特別支援学校が1校で、3件ございますが、その辺、まとめたところでの概数についてご説明をさせていただきたいと思っております。

ろう学校の移転改築と造成工事を合わせた事業費でございますが、2つ合わせまして約9億8,500万円でございます。

それと、大村特別支援学校につきましては、3件合わせまして2億7,200万円という事業費でございます。（「それは維持経費等々も含めてですか」と呼ぶ者あり）

【宅島分科会長】 ちょっと待ってください。

まず、渡辺委員の質問の続きなので。

【渡辺委員】 ろう学校については、移転改築に係る経費の一部になっているものですから、これで完成ということじゃないわけですね。そこら辺を確認したいんですが。

【野口教育環境整備課長】 ろう学校の今回の工事の概要につきましては、移転改築のうち、幼稚部、高等部、給食施設、外構、それとグラウ

ンドについてでございます。

これは交付金事業でございます、前倒してできるものが、今申し上げました幼稚部、高等部、給食施設、外構ということでございます。

来年度の当初予算で上げようとしておりますのが、小・中学部に係る負担金事業でございます、そういう意味で、これは一部というところでございます。

【渡辺委員】 今回、新幹線西九州ルートの関係で、やむなくろう学校が移転されるわけですね。移転先もわかっているんですか。

【野口教育環境整備課長】 虹の原特別支援学校の隣にあります大村城南高校の農業実習地に移転をしてみたいです。

【渡辺委員】 あと、大村特別支援学校が3カ所改修工事がありますが、ここは、要するにここに通っている生徒たちに支障がないように、工事が一遍に入るのか、ばらばらに入るのかわかりませんが、そこに通っている児童生徒の修学に支障のないようにぜひ努力していただいて、改修工事に入っていただきたいと思っております。

それと、防犯カメラの関係で、障害福祉課と児童養護施設の防犯カメラ1台当たりが、障害福祉課のほうは180万円ですが、児童養護施設は16万9,000円、この辺をちょっと、児童養護施設等に係る防犯対策の関係で、母子生活支援施設に「防犯カメラ1」と書いてありますけれども、これが事業費が16万9,000円でしょう。それともう一つの障害福祉課のほうは、「防犯カメラ1」に対して事業費は180万1,000円になっているんですよね。これはなんでこんなに違うんですか。

【柴田障害福祉課長】 まず、1施設当たり、私どもは180万1,000円というふうに考えております。

それはなぜそういう基準で考えたかと申し上げますと、実はこの障害福祉施設については、国のほうで補助基準といえますか、その中で補助の根拠というものが障害のほうでは示されておりました。基本的には、上限額というのは、障害の部局では示されておられません。1施設当たり180万1,000円というのは、実は児童福祉施設関係の整備費の中で、国の部局のほうから180万1,000円という数字が示されております。

その根拠としまして、カメラつきインターホンが幾らとか、防犯カメラが幾らというような金額があるわけですが、障害福祉部局につきましてはその基準がない、上限なしというような形でありまして、根拠として、1施設当たり保育所等の基準というものを採用して、180万1,000円掛ける施設数ということで、今回計上させていただいているところでございます。

【吉田こども家庭課長】母子生活支援施設で防犯カメラ1台、16万9,000円という数字がありますが、これにつきましては、先ほどご説明いたしましたように、事前に国のほうから参考ということで、カメラについては16万9,000円を基準に考えるようにと示されておりますので、その額で予算自体は計上しているということでございます。

【柴田障害福祉課長】私のほうから説明が漏れておりました。

防犯カメラ1ということで整備内訳を書かせていただいております。これはカメラ1台幾らということではなくて、当然、この施設に1カ所ということでございますので、カメラが数台、1台だけではなくてというようなことあります。この1というのは、カメラ1台ではなくて、1カ所ということでございます。

【宅島分科会長】 休憩します。

-----  
午後 2時37分 休憩

-----  
午後 2時38分 再開  
-----

【宅島分科会長】 分科会を再開いたします。

【柴田障害福祉課長】説明が不行き届きで申しわけございません。

障害福祉施設の各防犯カメラ1と申しますのは、防犯カメラ施設一式というものでございます。

【渡辺委員】 そうしたら、一式のほうはカメラは何台ぐらい設置するのか、そこまではわからないんですか。

【柴田障害福祉課長】 申しわけございません。カメラの台数について、今持ち合わせておりません。

【宅島分科会長】 休憩します。

-----  
午後 2時39分 休憩

-----  
午後 2時45分 再開  
-----

【宅島分科会長】 分科会を再開いたします。

審議の途中でありますけれども、理事者側に資料の準備をさせますので、30分間休憩をとらせていただきます。

【宅島分科会長】 休憩します。

-----  
午後 2時46分 休憩

-----  
午後 3時17分 再開  
-----

【宅島分科会長】 分科会を再開いたします。

先ほどの渡辺委員の防犯カメラのことにつきまして、障害福祉課長から答弁を再度お願いいたします。

【柴田障害福祉課長】 まず、こちらの備考欄に掲げております数のご説明でございしますが、私が大変混乱しておりまして、混乱した答弁を申

上げました。申しわけございません。

障害者の施設の備考欄の各防犯カメラ1というこの数字でございますが、これは施設の箇所数ということでございます。障害児入所施設1とございますが、これは防犯カメラ1というのは、その1事業所でございます。

障害者入所施設の欄でございます。今回、整備の施設が13施設ございます。防犯カメラが13でございますから、この13施設、ここで申し上げますと、13施設のすべてが整備をします。そして、カメラつきインターホン、人感センサー、非常通報装置ということは、その13施設のうちに、防犯カメラとあわせて要望するところがあるということでございます。この数字につきましては施設数ということでございます。

それから、この金額といいますか、予算計上額でございますが、180万1,000円を基本といたしまして施設に要望を募りまして、43施設から要望が上がったものでございます。その要望に基づきまして予算計上をいたしております。

今後、国の内示を経て具体的な申請を上げるという形になってまいります。その中身が適正なのかどうかという判断につきましては、今後なされるというふうに理解をいたしておるところでございます。

防犯カメラの、例えばカメラ自体の台数、それから人感センサーも箇所数が、当然、一式の中にはセンサーの数がございます。これにつきましては、ただいま集計中でございます。今、お配りができない状況でございます。申しわけございません。

【宅島分科会長】堀江委員のほうから、冒頭質問がありました、県内事業者へ発注なのか、県外事業者へ発注なのかをお願いします。

【柴田障害福祉課長】この事業者の県内、県外

というものにつきましては、私のほうが先ほど把握していない等の答弁をいたしましたけれども、県内の事業者を利用といいますか、県内事業者との契約を指導するというような決議があるということを私が失念をしておりました。大変申しわけございません。施設に対して、その旨指導してまいりたいというふうに考えております。

【宅島分科会長】堀江委員、今の答弁に対して、県内発注、県外発注かという件は、今の答弁でよろしいでしょうか。

【堀江委員】ということは、今の段階、県内事業者、県外事業者、県内事業者にお願いをするということですから、把握をしていないということですよ。

午前中の総括質疑の中で、今回の経済対策はどれくらいかということで、波及効果は1.7倍あるというふうに言われておりましたから、そうであれば、防犯カメラ一つとっても、受ける業者の側に見れば、経済効果になっていくわけですから、また、それを取り付ける工事をする事業所もそういうふうになっていくので、そういう意味では、県内に波及効果があってほしいと思う立場から、先ほどの質問をしたんです。

今の段階は、県内事業者であるかどうかということは、これからお願いするということの段階しかわからないということですね。

【沢水福祉保健部長】補足して、今上がっておりますのは、各施設から要望があった見積書に基づいて要望を上げた分でございます。今後、それを国とも協議をいたしまして、それで内示額を確定して、施設のほうが入札をかけてやると。実際に支払った額を我々に報告をいただいて精算をしていくという形になりますので、言ったから全部、すべてが自分たちの言ったとお

りにもらえるかという、そうではございませんで、そこはちゃんと精査をしていきます。

それと、今回はハード面ということで、例えば監視カメラという格好でハード面の施設整備に対しての国の補助となっていますけれども、先ほどから、カメラだけつけても、そこを見る人、そういう人的な部分の措置がないとだめじゃないかというようなお話もございましたけれども、これは、今回経済対策では、まず施設整備について補助をして、あとは、うちのマニュアルでもありますけれども、これは監視性をどう確保していくかという問題があって、そこは人の部分、そういうところは各施設でやっぱり工夫していただきましょうということで、マニュアルのほうでも、施設で工夫するような格好で考えていただかないといけないようなスキームで、まずは、今回の経済対策は監視カメラ等の施設整備に対して国が制度をつくったということで、それを利用していきましょうという制度でございますので、そこはご理解をいただきたいと思います。

【宅島分科会長】堀江委員がおっしゃった、発注はきちんと答えられますよね。県内業者に契約を結びますよということをね。それはいいんでしょう、福祉保健部長。

【沢水福祉保健部長】経済対策の分については、県内発注ということを優先するという話になっておりますので、そういう方向で指導していくという話になります。

【宅島分科会長】渡辺委員、先ほどの訂正の答弁でご納得いただけましたでしょうか。

【渡辺委員】確認で。そうしたら、この一覧表の備考の欄は、全部施設の数ということで理解していいんですね。防犯カメラ以外の数というのも、施設の数ということでしょう。

【柴田障害福祉課長】施設の数でございます。

【吉田こども家庭課長】こども家庭課の児童養護施設についても、施設の数ということでございます。

【渡辺委員】そうしますと、防犯カメラの、例えば児童養護施設の防犯カメラ1施設に16万9,000円でしょう。この差はどう理解しているんですか。片や、障害福祉施設のほうは180万円よ、1施設に。どういう違いがあるんですか。

【吉田こども家庭課長】障害福祉課で計上している分は、あくまでも事業所でのトータルの上限額というか、基準額だと思いますけれども、今回、母子生活支援施設については、施設の要望としては、防犯カメラ一式だけをお願いしたいという要望がありましたので、それでいくと、国の参考の基準額では16万9,000円ですので、その分を計上させていただいているということでございます。

【宅島分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第135号議案のうち関係部分について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

審査結果につきまして、整理したいと思います。  
す。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 3時27分 休憩

-----  
午後 3時27分 再開  
-----

【宅島分科会長】 分科会を再開いたします。

分科会長報告に関しましては、正副委員長に一任をされましたので、そのようにさせていただきます。と思います。

以上をもちまして、予算決算委員会文教厚生分科会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

-----  
午後 3時28分 閉会  
-----

# 第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成28年12月12日

自 午前10時 0分  
至 午後 3時52分  
於 第1別館第3会議室

総務課長	田淵 和也 君
県立学校改革推進室長	草野 悦郎 君
福利厚生室長	前屋 信彦 君
教育環境整備課長	野口 充徳 君
教職員課長	栗原 正三 君
義務教育課長	木村 国広 君
義務教育課 人事管理監	川里 祥之 君
児童生徒支援室長	中小路和久 君
高校教育課長	本田 道明 君
高校教育課 人事管理監	鶴田 勝也 君
特別支援教育室長	前田 博志 君
生涯学習課長	宮崎 誠 君
新県立図書館整備室長	山本 忠敬 君
学芸文化課長	金子 眞二 君
体育保健課長	森 栄二 君
体育指導監	後藤 慶太 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	宅島 寿一 君
副委員長(副会長)	坂本 浩 君
委員	橋村松太郎 君
"	渡辺 敏勝 君
"	外間 雅広 君
"	堀江ひとみ 君
"	松島 完 君
"	ごうまなみ 君
"	近藤 智昭 君

3、欠席委員の氏名

宮内 雪夫 君
山本 啓介 君

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

総務部長	上田 裕司 君
総務部次長	相川 一洋 君
学事振興課長 (参事監)	小坂 哲也 君

-----  
こども未来課長 中野 嘉仁 君

-----  
教 育 長 池松 誠二 君  
政 策 監 島村 秀世 君  
教 育 次 長 渡川 正人 君

6、審査事件の件名

予算決算委員会（総務分科会）

第131号議案

平成28年度長崎県一般会計補正予算(第4号)  
(関係部分)

第137号議案

平成28年度長崎県一般会計補正予算(第6号)  
(関係部分)

第142号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する  
条例(関係部分)

第147号議案

長崎県の事務処理の特例に関する条例の一  
部を改正する条例

第150号議案

県立高等学校等条例の一部を改正する条例

7、付託事件の件名

総務委員会

(1) 議案

第155号議案

公の施設の指定管理者の指定について

(2) 陳情

- ・要望書（海洋再生可能エネルギーによる島づくりへの支援について 外）
  - ・平成29年度 離島・過疎地域の振興施策に対する要望書
  - ・要望書（道路の整備について 外）
  - ・要望書（長崎県ごみ処理広域化計画等に係る支援について 外）
  - ・陳情書（私立学校等に対する助成制度の充実について）
  - ・壱岐市教育委員会が不正・入札・契約について長崎県教育庁の監督責任として厳重な行政指導を求める請願
  - ・要望書（保育施設及び幼稚園に係る施策の充実について）
  - ・要望書（保育施策の要望について）
  - ・要望書（私立幼稚園教職員の人材確保のための処遇改善に係る運営費補助制度の拡充について）
  - ・学童保育の施策拡充に関する陳情書
  - ・子どもの医療費助成制度の拡充を求める陳情書
  - ・長崎県立武道館への冷房機器の設置について（お願い）
- (3) 請願
- ・教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成請願
  - ・ゆきとどいた教育を求める請願

8、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開会

【宅島委員長】 皆様、おはようございます。

ただいまから、文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を開会いたします。

なお、宮内委員、山本(啓)委員から、欠席する旨の届けがございまして、ご了承をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第142号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分ほか3件であります。

そのほか、請願2件、陳情12件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を文教厚生分科会におきまして審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第131号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分ほか1件であります。

審査順序でございますが、委員間討議終了後、総務部、教育委員会、福祉保健部の順に行うことといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 ご異議がないようですので、そのように進めることといたします。

次に、理事者の出席範囲についてですが、お手元に配付いたしております配席表のとおり決定いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 ご異議がないようですので、そ

のように決定いたします。

それでは、これより審査内容等について協議いたします。

各委員からの自由なご意見を賜りたく、委員会を協議会に切り替えて行うことといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】ご異議がないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前10時 2分 休憩

-----  
午前10時 3分 再開  
-----

【宅島委員長】委員会を再開いたします。

以上をもちまして、審査内容に関する協議を終了いたします。

審査内容につきましては、案のとおり決定することといたしました。

ほかに、委員の方からご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】それでは、これより総務部関係の審査を行います。

【宅島分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

総務部長より議案説明をお願いいたします。

【上田総務部長】おはようございます。

総務部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料の総務部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第131号議案「平成28年度長崎県一般会計補正

予算（第4号）」のうち関係部分、第137号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分であります。

はじめに、第131号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳出予算は、大学費247万2,000円の減、私立学校振興費215万8,000円の増、合計31万4,000円の減であります。

これは、総務部職員の給与費について、関係既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第137号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳出予算は、大学費15万7,000円の増、私立学校振興費30万円の増、合計45万7,000円の増であります。

これは、職員の給与改定に要する経費であります。

この結果、平成28年度の総務部所管の歳出予算総額は、大学費17億5,310万8,000円、私立学校振興費86億2,050万円、合計103億7,360万8,000円となります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

【宅島分科会長】ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島分科会長】質疑がないようですので、次に討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了し、採決をいたします。

第131号議案のうち関係部分及び第137号議案のうち関係部分は、原案のとおりそれぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、各議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定をされました。

【宅島委員長】次に、委員会による審査を行います。

総務部において、今回、委員会付託議案がないことから、総務部長から所管事項についての説明を受けた後、提出資料について説明を受け、その後、陳情審査を行い、最後に議案外所管事務一般についての質問を行うことといたします。

それでは、総務部長より所管事項説明をお願いいたします。

【上田総務部長】総務部関係の議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

文教厚生委員会関係議案説明資料及び文教厚生委員会関係議案説明資料（追加1）の総務部をお開きください。

今回、ご報告いたしますのは、長崎県公立大学法人中期目標の策定について、県立大学佐世保校の建替えについて、事務事業評価の実施について、施策評価の実施について、地方創生の推進について、平成29年度の重点施策でございます。

文教厚生委員会関係議案説明資料の総務部、1ページをご覧ください。

まず、長崎県公立大学法人中期目標の策定についてであります。県は、6年ごとに長崎県

公立大学法人が達成すべき業務運営に関する中期目標を策定する必要があり、第2期中期目標期間における評価結果や国の高等教育に関する動向などを踏まえ、このたび平成29年度から平成34年度までの第3期中期目標の素案を取りまとめました。

今回の中期目標では、「高校生や地元企業に選ばれる、魅力ある大学」及び「地方創生に貢献し、地域とともに発展する大学」を目指すことを掲げるとともに、「実践的な教育による社会人基礎力を有する人材の育成」、「地域を支える人材の育成と地域創生に寄与する取組の強化」、「教育・研究機能の着実な向上」という基本的な目標とそれに基づく個別の目標を示すこととしております。

今後は、今年度中の策定に向け、県議会や公立大学法人評価委員会のご意見を伺いながら、中期目標（案）を取りまとめ、来年2月の定例県議会に議案として上程する予定としております。

なお、この件につきましては、後ほど担当課長から補足説明をさせていただきたいと存じます。

次に、県立大学佐世保校の建替えについてありますが、県立大学佐世保校につきましては、主要な建物10棟のうち、5棟が築後約50年を経過し、老朽化や教育研究機能低下の状況にあることから、本年4月にスタートした学部学科再編を踏まえた新たな機能を有する施設への建替えに着手することとし、本年度予算に設計費用等を計上いたしております。

今回の建替えに当たっては、課題発見力などの社会人基礎力を有する人材、グローバル化に対応できる人材の育成に向けた教育機能及び地域との積極的な交流が可能となる機能の確保と

施設の効率化を図るという視点で、建替え後の面積の精査を進めてまいりました。

県といたしましては、大学法人と一体となって「高校生や地元企業に選ばれる、魅力ある県立大学づくり」を進めてまいります。

この件につきましても、後ほど担当課長から補足説明をさせていただきたいと存じます。

次に、2ページをご覧ください。

事務事業の評価についてであります。本年度の事業評価において、事務事業評価及び長崎県政策評価委員会による外部評価を実施いたしました。総務部関係分については、お配りしている資料のとおりでございます。

事務事業評価については、6件の事業群評価調書により、12件の評価を実施しましたが、そのうち4件の事業について、平成29年度に向けて「拡充」「改善」のいずれかの見直しを検討いたしたいとしております。

今後、県議会における議論を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどに取り組んでまいります。

次に、施策評価の実施についてであります。長崎県政策評価条例に基づき、施策評価を実施いたしました。

総務部におきましては、総合計画に掲げる10の政策のうち、主に「政策1 未来を託す子どもたちを育む」や、「政策9 安全安心で快適な地域をつくる」に取り組んでおり、関連する施策等について事後評価を実施いたしました。

このうち、私立の小・中・高等学校の耐震化率につきましては、国の耐震化補助に加え、県独自の補助制度を設け耐震化を推進してまいりましたが、設置者の工事に係る負担が大きいとの理由から目標を達成することができませんでした。

このため、本年度から有利な起債を活用し、指定避難所である学校施設については県の補助率を引き上げ、設置者の負担軽減を図ることにより、耐震化を促進することとしております。学校施設の耐震化は、児童・生徒の安全・安心に関わることから、引き続き、設置者である学校法人に対し、その事業着手について働きかけてまいります。

次に、3ページをご覧ください。

地方創生の推進についてであります。総務部におきましては、総合計画に掲げる18の基本的方向のうち、「『人材県長崎』の実現により『ひと』と『しごと』の好循環を生み出す」に取り組んでおり、関連する事業について評価・検証を実施いたしました。

このうち、「人材県長崎」の実現につきましては、県立大学においてサイバー攻撃などの対策を行う高度専門人材（情報セキュリティ技術者）を育成するため、平成28年4月から情報セキュリティ学科を開設したところですが、新学科の入学生募集に当たって広報活動を積極的に行った結果、志願倍率は6.4倍で、42人が入学し、現在、学修に励んでおります。

今後の方向性としていたしましては、教育・研究環境の整備を図るとともに、学生に対して関連企業での長期インターンシップなどの実践的な教育及び専門教育を実施し、高度専門人材の育成を図ることとしております。

次に、文教厚生委員会関係議案説明資料追加1の1ページをご覧ください。

平成29年度の重点施策であります。総務部の予算編成における基本方針としましては、少子化の進行等、教育を取り巻く環境が厳しくなる中で、魅力ある私立学校づくりを推進します。

また、県立大学の学部・学科再編により、地

域に根差した実践的な教育等を通じて、若者の地元定着を推進するほか、佐世保校の建替えなどの教育環境の整備・充実を図ることで、魅力ある選ばれる大学を目指します。

そのため、県立大学佐世保校において、老朽化や教育研究機能低下の状況にある校舎を、本年4月にスタートした学部・学科に求められる新たな機能を有する校舎へ建て替えることとし、その設計に係る平成29年度事業費として、「県立大学佐世保校建設整備事業費」の予算要求をしております。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中でさらに検討を加えてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【宅島委員長】 ありがとうございます。

先ほど、私から委員会の審査順序につきまして説明をしたんですけれども、請願のところは抜けておりましたので、付け加えさせていただきます。

請願につきましては、堀江委員が紹介議員となりまして、本日11時から審査となっておりますので、よろしくお願い致します。

次に、学事振興課長より補足説明をお願いいたします。

【小坂学事振興課長】 まず、長崎県公立大学法人の中期目標（第3期）の素案につきまして、補足説明をいたします。

お手元にあります「長崎県公立大学法人中期目標（第3期）の素案について」という課長補足説明資料をご覧ください。

中期目標とは、地方独立行政法人法の規定に基づき、長崎県公立大学法人の設立団体である知事が、法人に対して指示をする目標であります。その期間は6年で、第3期は平成29年4月1日から平成35年3月31日までとなります。

これまで第1期、第2期を策定してきたわけですが、第1期は主に公立大学法人化と2大学の統合が大きなテーマでございました。そして第2期は、しまをフィールドワークとする学びの導入、学部・学科再編、佐世保校建替え方針の決定というのが大きなテーマでございました。これを踏まえまして第3期をつくるということになります。

県議会との関係でございますが、2ページをご覧くださいと思います。

県議会との関係は、設立団体である県が、中期目標を議案として上程をいたしまして、県議会が議決をするという関係になっておりますので、先ほど総務部長からも説明を申し上げましたけれども、2月定例会で上程をさせていただきたいと考えております。

それでは、3ページをお開きください。

これが、第2期中期目標と中期計画の主な取組内容と成果ということでございます。

まず、1番目でございますが、「離島等をフィールドとした教育等の実施による全学教育の質的充実」ということで、長崎の文化や歴史を学ぶ科目として「長崎を学ぶ」を新設いたしました。平成25年度から開講いたしております。

それから、しまをフィールドワークとする「しまなびプログラム」を新設しまして、平成27年度から必修科目として実施をいたしているということでございます。

それから2番目、専門的知識及び技術を確実に修得させる専門教育の強化でございますが、

経済学科、流通・経営学科においては、平成26年から、海外で行う「海外ビジネス研修」というものを実施いたしております。

3番目、英語・中国語に重点を置いた外国語運用能力の向上ということで、国際情報学部国際交流学科、経済学部のインテンシブコースで語学教育を強化しようとしたけれども、これにつきましてはなかなか厳しい状況でございまして、TOEIC600点、中国語検定2級、3級について、目標の人数まで達することができなかったということで未達成となっております。

4番目の海外からの留学生の受入れ・学生の海外への派遣でございますが、最終的な目標は受入留学生が90名、派遣学生が20名ということでございますが、平成27年度の実績は、受入れが85名、派遣数が20名と、受入れが若干足りなかったという状況でございます。

それから、入試制度の点検というのが5番目でございます。これにつきましては、平成26年度に離島看護師特別枠を新設いたしまして、離島に勤務をすることを条件に推薦をしていただき試験を行う制度を設けて、今、2名枠で受入れをいたしております。

4ページをお開きください。

6番目は就業力の育成ということでございます。これにつきましては、平成27年度から長期インターンシップを試行いたしてありまして、1年目は11名、今年度には30名をハウステンボスに受け入れていただき、1カ月間の長期インターンシップをさせていただいたということでございます。

7番目、学生のキャリア支援ということでございます。これにつきましては就職率の実績を上げるということでございまして、経済学部

96.8%、国際情報学部100%、看護栄養学部100%ということで、就職率としては一定の成果を上げているのではないかと認識をいたしておりますが、現在、大きな課題になっております県内就職率の実績という点におきますと、平成25年度は34.6%、平成26年度は34%、平成27年度は31%ということで、就職環境がよくなるとどうしても県外の企業の採用活動が活発になるとということで、こういう影響が出ております。これを踏まえながら、第3期につきましては若者の県内定着に力を入れていこうと考えているところであります。

それから、研究に関する目標は8番目、9番目ということで、シンクタンク機能の強化につきましては、長崎県・国、市及び民間との連携によって研究を実施するという、連携協定を増やしていくということでございます。下の10番と一部ダブリますけれども、10番をご覧いただきたいと思っております。

連携協定につきましては、第2期で7つの市町と協定を結んでいます。第1期が佐世保市と新上五島町と結んでおりますので、合計9つの市町と連携協定を結んだということになっております。

10番目の共同研究、受託研究ですが、平成25年度から平成27年度の年平均で20件研究を行っているという状況でございます。

11番目は、地域への積極的な教育研究成果の還元ということでありますけれども、地域に向きまして、その地域で公開講座をやるということでございます。目標としましては年40回程度としておりましたけれども、平成25年度は45回、平成26年度は53回、平成27年度は74回と概ね達成しているということでございます。

12番目は、大学におきまして公開講座、学術

講演会を行うということでございます。目標は年度で1,500名程度としておりましたけれども、実績としては1,500名を上回る住民の方にご参加をいただいたということでございます。

13番目は佐世保校の建替えについて方向性を決めるということでございます。平成28年度に予算化をさせていただきましたので、今後、設計に着手し進めてまいりたいと考えております。

14番目は学部学科の再編ということで、これも第2期の大きなテーマでありましたけれども、平成28年度から5学部9学科で新たにスタートをしたということでございます。

17番目は、外部資金の獲得であります。外部資金につきましては、科学研究費補助金など約5億円を資金として獲得しているところでございます。

18番目の大学法人の効率的な運営につきましては、物件費の見直しで毎年2,000万円、合計1億2,000万円の削減を行ったということでございます。

以上が第2期の検証でございます。

それを踏まえまして、6ページのA3版をご覧くださいと思います。

まず、1番目で大学の教育研究等の質の向上に関する目標を掲げております。その中で、実践的な教育の着実な推進を図るということでございます。

1) 実践的な教育の着実な推進は、学部学科再編後の特色的な教育でありまして、地方創生にも寄与するため、地元企業の理解に向けまして、地元企業と連携した教育を強化して取り組む必要があると考えております。

2) 学部における専門教育の着実な実施ということですが、第3期につきましては、TOE

IC、日経テスト等のスコア達成などを卒業の要件として設定いたしますので、確実な学習を促して結果をきちっと残して卒業するということに目標を置いて取り組んでまいりたいと考えております。

大学院につきましては、定員充足状況が思わしくありませんでしたので、あり方についても改めて検討をしていくというふうに考えております。

4) 県内就職の10%向上でございます。これにつきましては県内大学の全てが目標としているところでありますが、県立大学におきましては34%を44%とするという目標を掲げて取り組んでいくということです。

5) 県内出身者を増やすための取組の強化ですが、一つは入学者選抜方法の見直しです。現状で見ますと、県内高校生が多い方が県内定着率は高いという傾向がありますので、そのあたりについてどう取り込んでいくのか。

それから、積極的な広報活動と高校訪問、県内高校を訪問することで受験生を増やすという取組が必要です。

地域の政策課題に関する研究の強化、産学官連携、ここの部分は対外的な地域貢献ということになりますけれども、先ほど第2期でもご説明しました包括連携協定を締結する9市町との連携事業に、さらに取り組んでいくということでございます。それから、民間企業との共同研究や受託事業にもさらに取り組んでいくことでもあります。

地域貢献の2番目といたしまして、教育研究施設等の計画的整備・管理でございますが、地域に開かれた大学としての佐世保校の早期建替えにつきましては今、設計に向けて作業を進めているところですが、地域住民との交流

機能を有する施設として整備する方向であり、地域に開かれたという点についても進めてまいりたいと考えております。

それから、教員の人事・給与システムの弾力化ということでございます。第3期におきましては、優秀な教員の採用や教育研究活動の活性化を図るため、新たな雇用形態の導入を図っていくということでございます。例えば、1人の優秀な教員を2つの大学で雇用するクロスアポイントメント制度というものがございしますが、こういうことも新たに採用してみてもどうかという提案をいたしております。

それから、財務内容の改善につきましては、これまでも運営費交付金の物件費について見直しを進めてまいったところですが、引き続き、業務全般にかかる経費節減などに努めていくということで中期目標に掲げさせていただきたいと考えております。

骨格のお話を申し上げましたが、総じて申し上げれば、今年度、学部・学科再編による学部・学科生が1期生として入学をいたしておりますが、これから4年間をかけてこの1期生を鍛えて、期待どおりに育てて送り出すことが第3期の一つの大きな目標ではなからうかと理解をいたしております。

この後に、中期目標の素案の本体といいますが、文章でつくっているものがございします。これが、実際は中期目標として対外的に公表されるものの素案となっております。

以上をもちまして、中期目標についての説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、建替えについての補足説明をさせていただきます。これもお手元に配付されているかと思いますが、「長崎県立大学佐世保校の建替えについて」という課長補足説明資

料をご覧ください。

県立大学佐世保校につきましては、主要な建物10棟のうち5棟が築後約50年を経過しております。老朽化や教育研究機能の低下の問題が生じていることから、建替えに着手するというところでございます。

カラー刷りの資料2-2をご覧くださいと思います。

これは俯瞰した写真であります。番号を赤い丸で囲んだ部分が、築後約50年ということで建替えをしようと考えているところでございます。1番が本館・管理棟、3番が講義棟、旧図書館です。4番が大学院棟、7番が学生会館、10番が武道館、この5棟が今回の建替えの対象となる校舎等でございます。

それでは、戻りまして資料の2-1の1ページ目をご覧ください。

県立大学は、本年4月から、従来の3学部7学科を5学部9学科とする学部学科再編をスタートしました。

佐世保校では、1学部3学科が2学部4学科となり、新たに設置した経営学部と地域創造学部にて1年生を迎え、日々の学習に取り組んでおります。

今回の建替えに当たっては、少子化の進展で大学間競争が激しさを増す中、社会人基礎力を有する人材を育成するとともに、学生確保の観点から、快適で魅力あるキャンパス環境を整備するため、学部学科再編を踏まえた新たな機能を付加したいと考えております。

その一方、施設の効率化や、真に必要な規模で整備するという視点で建替え面積等について検討を進めてまいりました。その結果、新たに設ける機能、面積、現時点での事業費などの方向性が固まるに至ったところであります。

まず、今回の建替えの考え方や設ける機能について、特徴的なものをご説明いたします。中段の「今回の建替えの考え方や設ける機能」の部分でございます。

本年度からスタートしました学部学科再編におきましては、主体性を持ち、課題解決力などの社会人基礎力を有する人材を育成することを目標としております。その実現のため、可動式の机等を配置し、学生同士の議論や発表など課題解決型の授業が可能な教室として、PBL教室を拡充することといたしております。

また、新たに、学生が授業以外の時間に課題に関しグループ討論を含めて効率的に自学習を行うことができるスペースとしてのラーニングコモンズや、英語や中国語だけでコミュニケーションをとり、外国人講師と留学生との交流を通じて外国語能力の向上を目指すスペースとしてのグローバルエリア、実践的教育の一環として、学生が実際にカフェやチャレンジショップなどを運営し、地域との交流促進を図りながら経営実践を行う場を設けることといたしております。

また、キャンパス基本構想の基本理念の「地域に開かれた魅力あるキャンパス」を実現するため、地域の方に気軽に大学を訪れていただき、大学生との交流や大学の利用促進が図られるよう、地域との積極的な交流の中心的な役割を担うスペースを設けることといたしております。

さらに、人と環境が調和するキャンパスを目指して、バリアフリーや省エネに配慮した整備を進めることといたしております。

2ページをご覧ください。

今回の建替え対象面積についてご説明をいたします。

まず、管理部門は、大学職員が執務する事務室、会議室、保健室などが含まれますが、現況

の2,491平方メートルから、建替え後は2,219平方メートルを予定しております。今回の建替えに伴って、保健室、学生相談室などの充実を図る一方で、浄化槽室や倉庫、渡り廊下など廃止となる施設、効率化が可能な施設があることから、面積は減少をいたしております。

次に、講義部門でございます。ここには講義室、演習室、PBL教室が含まれ、現況の5,788平方メートルから、建替え後は6,377平方メートルを予定しております。先ほどご説明しました課題解決型の授業が可能なPBL教室を拡充したり、バリアフリーに配慮した通路を確保するなどの充実を図ることといたしております。

次に、福利厚生部門、交流部門は、食堂、売店、サークル活動等の演奏室、先ほどご説明しました学生がグループ討論を含めて効率的に自学習を行うことができるスペースとしてのラーニングコモンズ、実践的教育の一環として、学生が実際にカフェやチャレンジショップを運営し地域との交流促進も図りながら経営実践を行う場などが含まれております。現況の2,445平方メートルから、建替え後は3,484平方メートルを予定しております。

現在、狭いとの意見が出ている食堂につきましては、面積を拡充するとともに、ラーニングコモンズ等を建設することにより、学生が一日快適に滞在できるキャンパスを、また、地域と積極的に交流できるスペースを設けることにより、地域の方に気軽に大学を訪れていただけるようなキャンパスを実現したいと考えております。

武道館につきましては、柔道部、剣道部などのサークル活動で使用しておりますけれども、現況の624平方メートルから、建替え後は600平方メートルを予定しております。

全体では、現況の1万1,348平方メートルから1万2,680平方メートルへ、1,332平方メートルの増ということになります。

次に事業費ですけれども、現時点で、建設費と関連経費を合わせて約57億円を見込んでおります。この中には、本体工事費、外溝工事費、解体工事費、基本設計・実施設計費、備品費、引っ越し費等が含まれております。

今後のスケジュールでございます。騒音、キャンパスの利用制限、学生の安全確保の面に考慮しながら、同一敷地内で順次建替えを行っていくため、調査設計に3年弱、その後の建設工事に6年程度を見込んでおります。

県立大学は、長崎県公立大学法人により設置、運営されていることから、事業主体は大学法人となりますが、建替えにかかる経費は県が補助する形で財政負担を行います。本年度中に設計業務受託者を決定する予定であり、去る11月22日に設計業務の公募を行いました。

その後、平成29年度から平成30年度にかけて基本設計、実施設計を行い、棟ごとの設計完成を待って、平成30年度から平成36年度にかけて建設工事を行う予定といたしております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

【宅島委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、次に、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書につきまして、何か質問はありませんか。

【堀江委員】 陳情番号の48番、長崎県私立中学高等学校協会をはじめといたしまして、私学に関係する皆さんから、私立学校等に対する助

成制度の充実についてという陳情が出されております。

大きく4項目の陳情が出されているんですけど、その中の1、私立中学高等学校に対する經常費補助の充実についての中の(2)、「修学支援金制度により保護者負担金の軽減が図られておりますが、なお経済的理由から授業料の納付が困難である世帯に対する授業料の軽減補助については、引き続き充実をお願いいたします」という陳情が出されております。このことについての見解をお示してください。

【小坂学事振興課長】 国への働きかけによりまして、私立高等学校の就学支援金につきましては、所得制限が導入されましたけれども、一方、低所得者に対しては金額が手厚くされたということでございます。

そして、授業料以外の負担軽減につきましても、奨学給付金制度を国につくっていただいて、県としても、国の国庫補助金を受けながら、低所得世帯に対して支援をしているという状況でございます。さらにそこに授業料軽減補助金を、交付税措置をいただきながら県が単独で措置をしているところでございます。

これにつきましては、低所得世帯が実質授業料が無償になりますので、できる限りそれについては維持をしていきたいと考えているところで、少なくともこれ以上の対応は、ちょっと厳しいというふうに理解をしております。

【堀江委員】 この陳情内容は、現在の低所得者に対する補助の時点から、引き続き充実をお願いしたいと。維持だけではなく充実をお願いしたいというふうに陳情されているんですが、今の課長の答弁は、手厚くしているんだと、だけれども、これ以上は無理だというお答えですか。それとも、引き続き充実をお願いしたいという

ことなので、実質無償化に向けて引き続き努力をしたいということなのか、もう少し教えてください。

【小坂学事振興課長】今、私どもといたしましては、標準世帯で250万円以下世帯が厳しい状況にあるという認識のもと、その世帯については、できる限り授業料に見合うだけのところまで助成をしたいと、今、そのラインまできておりますので、そこを維持するということについては努力をしていきたいということでありませぬ。

【堀江委員】維持は努力したいと。

でも、陳情としては、私学の場合は授業料に施設整備費が入ってきますね。授業料だけではなくて施設整備費も含めてということだと私は理解するんですが、私学関係者の皆さんは、その部分も充実に向けて努力をしたいというふうに認識をしているということでは、これは認識しているんですか。

要は、私学に関わる皆さんは、今の低所得者に対する状況については納得ということではなくて、充実をお願いしたいと思っているということの認識は課長にあると理解していいですか。

【小坂学事振興課長】陳情の1の(2)は、授業料の納付が困難である世帯に対する補助と書いてありますので、施設整備費の問題もあるということは認識しておりますけれども、この陳情につきましては、授業料の部分について頑張っていたきたいというご趣旨で出たものと理解をしております、それには現状で頑張っていきたいと思っております。

【堀江委員】この授業料をどう捉えるかということについて、私の認識と課長の認識は違うんですが、いずれにしても陳情の内容は、授業料の充実ですよね、維持ではなく。維持ではなく

充実を要望している陳情だと、これはそういう内容ですよね。そこはそういうふうに理解しているんですか。

【小坂学事振興課長】授業料についてできる限り、経済的に苦しい世帯にあっては負担がないように、少なくなるようにしてほしいと、それも維持してほしいということでございますので、考え方としては、国の就学支援金と授業料軽減補助金の2階建てになっており、私どもとしましてはやはり厳しい財政状況の中ですので、国への働きかけで就学支援金のかさ上げをしていただきたいと、そこはしっかり国に対して伝えてまいりたいと考えております。

【外間委員】同じく、私立学校等に対する助成制度の充実について、4点の陳情項目において、1番の(1)私立中学校高等学校の教育条件の維持・向上、保護者の経済的負担軽減のための経常費補助の一層の充実をお願いしたいと。この件について学校運営の基本中の基本であると、一人当たりの財源確保については、私どもも常日頃、強く6団体からご要望をいただいているところでありませぬ。

まず、この件について、ご見解を賜りたいと存じます。

【小坂学事振興課長】6団体の要望の経常費補助の一層の充実ということにつきましては、現在、一番負担の大きい高校で経常費補助単価を34万9,811円と設定をいたしております。これは九州の中でも上位に位置しているところでございまして、厳しい財源ではありますけれども、ここは維持するとともに、国庫補助金と交付税が入っておりますので、国庫補助制度、交付税制度に基づく措置の充実については引き続き要望してまいりたいと考えております。

【外間委員】どうぞ、くれぐれもよろしくお願

いをいたします。

6団体の陳情の中で、今回は私立幼稚園、認定こども園の補助及び支援についてということで、委員長からも一般質問で、この件についての充実化を求める質疑、答弁とをいただいております。くれぐれも（1）、（2）の2つ、特に1番における、通常のベースアップを超える給与改善等の拡充についてをお願いをしたいところでございます。

また、専修学校、各種学校の補助についても、書いてあるとおり、大学を卒業したら即戦力としてすぐに県内の雇用の創出につながる若者の充実を図るためにも、専修学校の充実は是が非でも必要でありますので、こういったところで働く人たちの国家資格である介護士、看護師、保育士、理学療法士、臨床検査士等の資格をとるための専修学校等の充実化も併せもって、特段のご配慮を賜りたいと存じます。

最後に、私立学校退職財団の補助ということで、マイナス金利政策の影響によりまして、引き続き大変厳しい状況に陥っていることは言うまでもありません。この点についても現行の補助率を確保していただきますよう、くれぐれもお願いをしたい。

要望とさせていただきます。よろしく願いいたします。

【宅島委員長】ほかにございませんか。

審査の途中であります。請願の準備のためにしばらく休憩をいたします。再開は11時からといたします。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前10時48分 休憩

-----  
午前10時58分 再開  
-----

【宅島委員長】委員会を再開いたします。

これより請願審査を行います。

関係理事者として、こども未来課長に出席をいただいております。

したがいまして、理事者の出席範囲として、お手元に配付いたしております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

第6号請願「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちに行き届いた教育を求める私学助成請願」を議題といたします。

紹介議員から、説明をお願いします。

【堀江紹介議員】請願6号、紹介議員の堀江ひとみです。

本請願は、長崎の私学助成を進める会より、請願提出時より359筆増えました9,902筆の署名を添えて提出されています。

簡潔に趣旨説明をさせていただきます。

教育費にかかる公私間格差は、依然として厳しいものがあることは私が申し上げるまでもありません。先ほどの陳情審査でも、「私立学校等に対する助成制度の充実について」と提出されているように、私学に学ぶ生徒の保護者負担軽減は切実な願いです。

本請願は、長崎県の授業料減免制度の補助対象が、いわゆる授業料に限定され、私学に特有の施設整備費は補助対象になっていないことから、低所得者世帯に対する学費の実質無償化を実現してください、ほか3項目を要望しています。

この後、請願人も趣旨説明を希望しておりますので、委員長、委員の皆様におかれましては、どうぞよろしくお願いいたします。

【宅島委員長】この際、お諮りいたします。

請願人から、趣旨説明を行いたい旨の申し出があっておりますが、これを許可することに

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、請願人の趣旨説明を許可いたします。

なお、請願人に申し上げますが、趣旨説明は5分以内で簡潔にお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前11時 0分 休憩

-----  
午前11時 6分 再開  
-----

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

これより、請願についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。

【外間委員】 ただいま堀江議員、それから請願人の方から、ご紹介と趣旨についてのご説明をいただきましたが、私から、提出されている趣旨、それから4項目についての質問をさせていただきますと存じます。

先ほど陳情もございまして、堀江議員とともに、私学助成の充実強化は極めて大切であり必要であると十分理解をしているところでありますので、この4つの項目をさらに掘り下げて質問させていただきたいと存じます。

1番目の項目は、先ほどもちょっとお話がありました。特に施設整備費等を含む実質無償化の実現をということであります。請願の趣旨を読みますと、低所得者世帯を年収590万円未満と定めておられるようですけれども、世帯年収590万円未満の実質無償化を行うと、負担はどれぐらいになるのでしょうか。

【小坂学事振興課長】 年収590万円未満世帯を対象として補助をした時の試算でございますが、約16億円が新たに県の負担として必要になるということでございます。

【外間委員】 それから、経常費補助金を公立学

校の2分の1に近づけるように拡充をすることと2番目の項目に挙がっておりますが、仮に公立の2分の1まで補助をした場合には、どの程度の費用がかかりますか。

【小坂学事振興課長】 現在、小・中・高で大体52億円ぐらい補助をしておりますが、それに加えまして、約36億円の経費がかかるということになります。

【外間委員】 3番目の定員充足率70%未満の高校に対する補助金不交付基準の撤廃をさせていただきたいということでありまして、不交付基準について決められた趣旨の説明と、不交付の実績をお尋ねしたいと存じます。

【小坂学事振興課長】 70%未満の高校に対する補助金の不交付というルールを決定した経過でございますが、公立と私立高校の募集定員割合は今、7対3と定めております。公立は、設置者であります教育長の判断で減らしていくことができるのですが、私立は設置者があくまで学校法人でございますので、県の一方的な意見で減らすということではできません。

そういうルールの中で、定員が70%を下回っている場合には補助金を出しませんよという中で、学校としては適正規模の人員配置、体制をつくっていただくという趣旨で、70%を下回る場合には補助金不交付というルールをつくっております。

ただ、これも単年度ではございまして3年間、要するに1学年、2学年、3学年のトータルで70%を下回る状況の場合ということございまして、現在までに不支給となった実績はないということでございます。

そういう意味では我々としては、7対3を守る一つの手段として、学校法人では厳しいと思われるかもしれませんが、やはりこのルー

ルを維持していくためには必要なものであろうと理解をしております。

【外間委員】最後に4項目、私学助成国庫補助制度の維持、私立高校生に対する私学支援金の制度の充実を国に働きかけていただきたいということについては、議会として県と一緒にあって国への要望をずっと行ってきているところですが、改めて県の考え方をお聞かせください。

【小坂学事振興課長】県が毎年行っております政府施策要望におきましても、経常費補助金に係る地方交付税の充実、経常費補助金の国庫補助金の充実、それから就学支援金の拡充につきましては、県といたしましても要望いたしているところでございますので、これについては趣旨的には同じ立場であろうかと理解しております。

【宅島委員長】ほかに質疑はございませんか。

【渡辺委員】1点だけ確認をさせていただきたいと思いますが、1点目の学費の関係が16億円の負担増と示されましたけれども、その内訳として、授業料が幾らで施設整備費が幾らか、示していただけますか。

【小坂学事振興課長】16億円のうち、施設整備費に係るものが約9億円ですので、あと7億円が授業料の増額に係る分ということになります。

【宅島委員長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】ほかに質疑がございませんので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【外間委員】それでは、自民党を代表いたしまして、今回の請願については、やむなく反対をさせていただきます。

1番目、実質無償化にすると新たに16億円の負担がかかるということ。

2点目の質問に対しまして、公・私立の格差是正は必要でございますが、2分の1にもっていきますと新たに36億円の負担がかかるということで、この極めて厳しい財政の折、これだけ50数億円の負担というものはかなり厳しいものがあるということ。

3番目の質問に対しまして学事振興課長より、適正な定数の管理、定員の管理を行っている意味から、一定のルールは必要であります。人口減少に伴い子どもの数が減っている中で、公立高校も学級数を減らしている現状の中、やはり私立学校も自助努力で一定、必要なことをやっていただくことはある程度理解をしております。これらのことから、3点について大変状況は厳しゅうございますけれども、この請願については反対させていただきたいと思います。

【宅島委員長】ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前11時16分 休憩

-----  
午前11時16分 再開  
-----

【宅島委員長】委員会を再開いたします。

第6号請願に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前11時17分 休憩

-----  
午前11時17分 再開  
-----

【宅島委員長】委員会を再開いたします。

第6号請願に対する採決を行います。

起立採決によって、採決をしたいと存じます。

第6号請願「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちに行き届いた教育を求める私学助成請願」を採択することに賛成の委員の起立を願います。

（賛成者は起立）

【宅島委員長】 起立少数。

よって、第6号請願は不採択とすべきものと決定をされました。

以上で請願の審査を終了いたします。

請願人におかれましては、大変お疲れさまでございました。

本委員会を代表いたしまして、お礼を申し上げます。ありがとうございます。

請願人にはご退出いただきたいと存じます。

先ほど、外間委員から陳情の部分で質問があったんですけど、ほかに陳情の部分に関しまして質疑はございませんでしょうか。

【宅島委員長】 しばらく休憩いたします。

-----  
午前11時20分 休憩

-----  
午前11時20分 再開  
-----

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

ほかに、陳情につきまして質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般につきまして質疑を行います。

なお、委員一人当たり20分を目安に、よろしくお願いをしたいと思います。

質疑はございませんか。

【近藤委員】 先ほど、退学ということで意見が

あったんですけども、県として、低所得の中で子どもが授業料を払えないで退学するというケースを把握できていたら教えていただければと思うんですが。

【小坂学事振興課長】 データとしては、平成19年度は経済的理由による中途退学が29名ということでございます。ここ3年では、平成25年度が6名、平成26年度が3名、平成27年度が6名ということで、平成22年度に就学支援金制度が導入されまして、その時に大体10人強ぐらいまでに減っております。20人台が10人台に減って、それからだんだん減ってきているという状況で、やはり就学支援金制度、授業料軽減制度というのは一定の効果があるものと理解をしております。

【近藤委員】 その数は、授業料が払えないでやめたケースですか。

【小坂学事振興課長】 今の数字は経済的理由ということでございまして、中途退学者は、進路変更とか大きなくくりの中で申しますと、平成19年度は377人でしたが、平成25年度が235人、26年度が210人、27年度が217人ということで、150人ぐらい減っている状況にあります。

【近藤委員】 実は、ある私立学校の情報ですけども、授業料が払えなくなってきた時に、退学を宣告するんじゃなくて、その子が卒業してから後で授業料を払えばいいという形で、学校独自のそういうふうな配慮で、卒業してから後で授業料を払っているケースも結構、学校によってはそういうのを考えているわけですよ。

私立学校で、低所得で授業料が払えないというケースが多分出てくると思うんですけども、学校独自のそういう方法を、県が協力してやっていけたらいいんじゃないかと。そういう方法をやっている学校が実際にありますから、そう

いうのも県で指導していただければと思うんですけど。

【小坂学事振興課長】福祉政策で一定支援することに加えて、学校での支援があるということでございますので、そこは学校と連携しながら、いかなる選択肢が一番いいのかということで指導をしてみたいと思います。

【宅島委員長】ほかに、議案外につきまして質疑はございませんか。

【堀江委員】先ほど、学事振興課長が補足説明を行いました佐世保校の建替えて、ちょっと疑問なところで金額を確認したいんですが。

もちろん工事費というのはそれぞれ流動性があるものだと思っておりますし、必要な予算は確保すべきだと、むげに圧縮しようという立場ではありません。ただ、数字として根拠をお尋ねしたいと思うんです。

今年の2月定例会に出された資料では、事業費は幾らかかるかと、建設費と関連経費を合わせて約50億円から65億円かかりますよと、15億円の幅を見て当初予算の時には説明されたね。

11月定例会で約57億円という数字が出されているんです。しかも、今後、随時建替えを行っていくんですが、その後の建設工事に6年かかるということ、工事の人件費も含めて幅があると思うんですが、そうしますと、建替えの事業費としては約57億円と認識をすればいいんですか。そこが15億円の幅があるものだから、確認です。

【小坂学事振興課長】もともとは現況面積での建替えとした時が下限、キャンパス整備構想では1万5,800㎡ぐらいありましたから、そこを上限とする中50億円から65億円という話をしていたんですが、今回、1万2,680㎡ということで、

効率的な活用などいろんな見直しの中で、決まりましたので、それを試算し直したら57億円であったということです。

単価の見直しは、その時々でやらざるを得ないというふうに理解をしております。

【堀江委員】あくまでも、無理に圧縮しろとか、そういう意見ではないということをし添えておきたいと思います。

【宅島委員長】ほかにございませんか。

【渡辺委員】部長説明資料の3ページ、上から6行目、指定避難所である学校施設については県の補助率を引き上げ、設置者の負担軽減を図ることにしたということですけど、具体的に補助率を幾らから幾らに上げたのか、教えてください。

【小坂学事振興課長】指定避難所につきましては、補強といひまして、建替えしないで強化するというものもございます。それは、県の補助率が、Is値0.3未満の場合は3分の1ですが、少しお待ちください。

【宅島委員長】暫時休憩いたします。

-----  
午前11時28分 休憩

-----  
午前11時29分 再開  
-----

【宅島委員長】委員会を再開いたします。

【小坂学事振興課長】県の補助率で申しますと、建て替える場合も補強の場合も一律6分の1でございましたけれども、それを3分の1まで補助することに改めましたので、その分、設置者負担が減るということでございます。

【渡辺委員】指定避難所の指定は、要するに私立学校のここは指定避難所ですよ指定をするのは市町ですか、県ですか。

【小坂学事振興課長】災害対策基本法で市町村長となっております。

【渡辺委員】わかりました。こういう補助率を上げて、ぜひ指定避難所の耐震化を図っていただきたいと思います。

それから、公立大学法人の中期目標の素案が示されておりますけれども、今後6年間ということですね。少子高齢化に向けて、6年間の定数をどのような設定でこういった計画はされているんですか。定数は今のままで今後6年間維持しますよという前提のもとでされているのかどうなのか、その辺の考え方を示してください。

【小坂学事振興課長】現在の入学定員690名を変えないことを前提での6年間の計画となっております。

【渡辺委員】定数の関係でいけば、6年間そのままにしていいいのかという疑問はちょっと感じるんですが、定数確保に向けて頑張っていたいただきたいと思います。

今度の建替えて、管理棟の面積が現況よりも少なくなっているんですが、これは大丈夫なんですか。

それと、建替えて今後随時していくと思うんですけど、現況の大学の施設を見れば、高層のビルがないんですよ。全部3階建てぐらいの建屋になっているんです。これを順次建て替えていくと思うんですけども、もう少し高層にして土地を有効活用したほうがいいんじゃないかと。

今後の建替えての計画で明らかにわかっている範囲で結構ですが、一番高い棟で何階建てを想定しているんですか。高層にしたほうが、建設費を含めて効率がいいんじゃないかなと思うものだから、今のように分けるんじゃないかなと思うんですけど、こういった建替えての構想を持っているのかですね。今、11棟ぐらいに分かれているでしょう、現況でいけばですよ。それをどれぐらいの棟に集約

する予定なのか、その辺の考え方があれば示してもらえませんか。

【小坂学事振興課長】まず、管理部門で減った部分でございますが、これにつきましては、保健室、学生相談室などの拡充、充実を図る一方で、浄化槽室や倉庫、渡り廊下などを廃止すると、その廃止する部分により全体的に面積が減ったということであり、一定、見直すべきところは見直すという形の中で減ったということでございます。

それから高層化についてのお話でございます。建替え懇話会の中では、佐世保市の副市長さんとか、市内校長会の代表とか、自治会の代表の方とかも入っていただいて議論したんですが、その時には高層という話も一部出ましたけれども、ある専門家のお話によりますと、高層にすれば、授業が終わって一度に100人、200人の学生が動くので、エスカレーターの大きなものが必要だと。エレベータでは多分、足りないだろうということ、それ相当の維持費がかかるのではないかということでした。ですから、土地の効率的な活用という意味では高層化もあるだろうけれども、その辺の維持費との関連でどうなのかという疑問が示されました。

今、設計の募集をしており、どういう形が出てくるかわかりませんが、懇話会で話をした時には、4～5階建てぐらいが適当ではないかと。障害のある方はエレベータを使うとしても、健常な方は歩いて上ったり下りたりできる程度が、学生が同時に一斉に動く場合については、そっちのほうが効率的ではないのかということもご意見もございましたので、設計でどういうものが出てくるかということになるかと思っております。

【渡辺委員】じゃあ、この57億円の建設関連

費用は、もう一度確認したいんですけど、どこどこをつぶして、どこに新しいものをつくる予定なのか、この図で示してもらえませんか。

【小坂学事振興課長】今、公募をしておりますので、その案がどういう形かということです。

一定、懇話会の中では、こんな形かなというのは出てきたんですが、それは懇話会の意見であって、今回の公募を拘束するものではありません。課長説明資料の2ページにありますように、考え方としては管理部門が管理棟、講義部門が講義棟、福利厚生部門と交流部門を一緒にするかどうかというのはあるかと思うんですが、福利厚生棟、交流棟、武道館棟とすれば5棟になります。もともと5棟あったものを5棟建て替えるということになります。福利厚生棟と交流棟を一緒にしましょうということになれば4棟になる可能性もあるというような状況でございます。

【渡辺委員】この57億円の考え方が示されているんですけど、その中で順次建て替えていく。駐車場に車が何台かあるでしょう。ここに新しいものをつくって行って、それを順次集約していくという計画で進めようとしているんですか。

本館・管理棟というのは、L字になっているところ全部でしょう。支障がないようにするには、本館・管理棟をどこかに建ててから壊していくわけでしょうから、その場所は駐車場のあたりとあっていいんですか。それとも、左側のグラウンドのほうになるんですか。

【小坂学事振興課長】建替え懇話会の時の想定では、の武道館を、今、弓道場があるんですけども、弓道場の横に持っていき、その後、旧武道館を取り壊します。そうしたら、駐車場と武道館のところ为空きますので、そこに次の

施設をつくるということで、そういうふうに順次空いたところに建てて旧施設を壊して、またそこにつくるということを繰り返していくという考え方でございます。

【宅島委員長】ほかにございませんか。

【ごう委員】県立大学の情報セキュリティ学科の件でお尋ねをいたします。

今回、広報活動を積極的に行った結果として、40人の定員に対して6.4倍の志願があったということでございますが、応募してきている方々の県内と県外の比率を教えてください。

【小坂学事振興課長】データが出てきませんので、少しお待ちください。

【宅島委員長】暫時休憩いたします。

-----  
午前11時39分 休憩

-----  
午前11時40分 再開  
-----

【宅島委員長】委員会を再開いたします。

【小坂学事振興課長】情報セキュリティ学科は42名が合格しておりますが、県内出身者が22名、県外出身者が20名でございます。

【ごう委員】ほぼ半数が県内ということですね。

これから4年間、この方々は大学で学んで就職をしていくわけですがけれども、やはり長崎県としては、県内で育てた学生さんを県外に出さずに県内に就職していただきたいというのが多分望みだと思うんですが、4年間学んだ学生さんたちの出口の整備を同時にしていく必要があると思うんですが、この方々が就職する県内の就職先がどれくらいあるのか。数は難しいでしょうけれども、長崎の中で、この学科を卒業した学生たちが就職する先の確保をどのように考えていらっしゃいますか。

【小坂学事振興課長】今、情報セキュリティ研究会というものを立ち上げまして、民間の企業

と大学とが一緒に情報セキュリティの国の動きなどについて学んでいくという会がございます。そういう中で一定、地元の企業さんたちにも、大学と交流する中で学生の良さをわかっていただき、学生も企業の良さを理解する機会が得られるかなと思っております。

あと、県内で申しますと、情報を扱っている銀行、警察、こういうところがセキュリティ関係の人材を採用していると聞いております。

また、今後の県の施策といたしまして、出島の方に金融バックオフィスセンター構想というものがございますので、そこに企業が誘致されますと、情報セキュリティの人材が必要になるであろうということで、現在の企業の需要、今後の企業誘致による需要というものを踏まえながら、できる限り県内に就職していただくような結果に結びつけていきたいと考えております。【ごう委員】 ぜひ、これから4年間かけて、こういった研究会の皆様方とともに出口を整えていくことを、産業労働部とともにやっていかなければいけないと思います。

県内企業の皆様方の情報セキュリティに関する意識を上げていくということも重要かと思えます。限られた職種だけで必要なものではなくて、あらゆる職種で情報管理は必要になっていくので、その意識を上げていくことも、大学と産業労働部と一緒にやっていってほしいと思います。

少なくとも、この22名の県内出身の学生さんたちが、1人でも多く県内に就職していただけるような策を頑張っていたきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

【外間委員】 これから質問する趣旨は、もしかしたら所管が違ったら途中でやめなければいけませんので、先に質問の趣旨をつらつら申し上げ

たいと思います。

知事も私たちも常に、長崎県という全国に多分に漏れず人口減少が激化する中であって、どうやって若者の県外流出に歯止めをかけるか、そのために地元で良質な雇用の場を創出して、子どもたちが家庭をつくれるような、経済を生み出すような良質な雇用の場をつくる。そのことによって若者が地元に戻ってきたり、学校を卒業したら地元で就職をする。そのような環境を整えていくことによって、長崎県のこれからの人口喪失に一定歯止めをかける政策が最重点課題だということで、そこにあらゆる方法をもって各総がかりで、それぞれの所管が関わっていくということについては、皆さんと共通のテーマであろうかと思えます。

そういう中であって、総務部の所管が私学の振興という観点から、特に専門学校は、卒業したら即、就職をして、持っている専門知識や国家資格も含めて、あらゆるそういう資格が仕事の即戦力となる。ある意味、4年制大学や短大と違った形で、企業には即戦力となる専門学校も学事振興課の所管であると認識をしております。

そういう即戦力になる人たちを蓄えていこうという一方で、国境離島新法によって、とにかく人口減少に歯止めをかけるためにどうすべきかということで、雇用の場をつくっていくとなりますと、今の若者だけでは足りない、もしかしたら外国人の労働者も受け入れていかなければいけないということも一方では聞き及んでおります。

そうなった時に、外国人の雇用を受け入れるための専門学校。外国人の留学生を専門学校で確保して、もしかしたらその人たちが、あらゆる資格の試験にパスをして、外国人が資格を持

って病院関係や食料品関係や、長崎県の良質な雇用の場に入っていけるだけの外国人の受け入れ態勢ができていのかとなった時に、それもはなはだ疑問であり、総務部学事振興課の機能は、そういう留学生には及ばないのかどうか、まず最初にこの点をお聞きしたいと思います。

【小坂学事振興課長】専修学校の所管は学事振興課でございますので、専修学校に通う生徒という意味での関係性はあろうかと思っております。

【外間委員】その生徒さんが、就職をしていく先までのお世話の窓口からは離れてしまうわけですかね。（発言する者あり）

そうですか。じゃあ、視点を変えまして。

総務部長、学事振興課長、次長さん、イマージョン教育って、聞いたことがございますか。（発言する者あり）

イマージョン教育というのは、母国語以外の第2外国語をもって教育をし、グローバルな人材を育てる教育と称して、全国にも幾つかイマージョン教育を実施している学校があるんです。

沖縄にあっては旺文社という民間企業が経営をし、そこには40人の教員がいて、40人が第2外国語、すなわち英語で国語、算数、理科、社会を低学年、キンダーガーデンの幼稚園から義務教育の中学校までの9年間を第2外国語で授業を行う。体育も音楽も行うんです。そうすることによって、第2外国語を話せる子どもが、アジアをはじめとするグローバルな視点に立って、仕事を国内から国外へ求めていったり、あるいは、そういうふうな優秀な人材が生かされる職種に、県内にとどまって働いていくというふうな教育ですけれども、こういったことの所管は学事振興課ではありませんか。

【小坂学事振興課長】私立学校で行うというこ

とであれば、学校の所管部局として関係性は出てくると思いますけれども、そういう状況かと理解しております。

【上田総務部長】私学も公立も、それぞれの学校で行っていただく教育は、文部科学省の教育指導要領が基本になって、そこにそれぞれの特性を加えながら進めてきているのが現状でございます。そういった意味では、私立学校で英語とか第2外国語をフル活用して、指導要領に沿った形でいくというのは、当然あり得る形ではないかと思っております。

ただ、教育方針全体をそうやっていくかどうかということになりますと、先ほど申しました学習指導要領の進め方そのものの話になってまいりますので、そこにつきましては教育委員会と十分協議をしていかないと、あるいは国と協議をしていかないといけない問題ではないかと私は考えているところでございます。

先ほど委員からご提案がございました、まさしく専修学校、専門学校は、就職をしっかり支える学校ということでこれまでも支援を行ってきているところです。特に、専修学校、専門学校、それから県内の私立学校の県内就職率は、かなり高率でこれまできているところでございます。

そういう中で大学は、県内就職率がかなり低い状況にあるということに問題意識を私たちは持っております、特に総務部におきましては県立大学、それと企画振興部と産業労働部と連携しまして、長崎大学を中心にしたCOC+事業への県立大学の関与を政策として進めさせていただいているところでございます。

いずれにしても、今後の将来を見据えた人材づくりは、いろんな想定のもとに研究をしていかないといけない課題だと思っております

ので、先ほど委員からご提案がございました外国人受け入れ、その方々への英語教育の中で知識の、あるいは資格の伝達というのは研究をしていく必要がある分野だと思っております。これは職業との関係もございます。そういった意味では産業労働部、あるいは教育委員会とも、いろんな場面で意見交換をさせていただきたいと思っております。

【外間委員】 総務部長のご説明によりまして、私自身、一定理解をいたしました。文部科学省の学習指導要領に基づいて進めていかなければいけないところであるからということで、なるほど私のこれからやらなければいけない質問が前に進まないのも、今の総務部長の答弁によって理解ができたところです。

今、長崎県内に専門学校、専修学校がどのくらいあるでしょうか、27～28校でしょうか。外国人を相当抱えている専門学校が増えつつあります。外国人が、例えば国家資格を取って長崎で就職をする際に、国家試験は日本語であるから、自分の母国語で挑戦できないので、日本語をしっかりと習得をして国家試験に臨む。国家試験に臨んで何とか、普通の国家試験に受かる日本人以上に難しい難関を突破して資格を取っても、外国人の資格が長崎で生かされないというふうなこと。

しかし、長崎県内においては、雇用の場を創り若者をどんどん、どんどん蓄えていこうと言っているにも関わらず、それが受け入れられないということであれば、はなはだそれは本末転倒のことであるから、県内に住む国内人も外国人も併せもって、若者の人材を育成していくという面から、教育委員会も含めて、この問題については別のところでも取り組んで掘り下げて進めていきたいと思っております。

一定、質問に対してご答弁をいただき、ありがとうございました。

【上田総務部長】 先ほど、教育指導要領を申し上げましたのは高校までの話でございまして、専修学校は、もう本当に職業教育になりますので、その中で外国の方であるために勉強がしにくい、あるいは資格が取りにくい、そういったお話がございました。私も今、興味深くお話をお聞かせいただきました。

今後、専修学校の実情をもう少し調べさせていただきたいと思っております。どういうふうな環境整備が今後あり得るのか、いろんな分野とも相談をしながら研究していく必要があろう重要な課題だと認識をしたところでございます。

【宅島委員長】 ほかにございませんか。

【坂本(浩)副委員長】 県立大学の第3期中期目標の素案についてという資料で、3ページ目から中期目標、中期計画、平成27年度までの主な成果ということで、ずっと記載されています。それをもとに次期、第3期目の中期目標を策定して、次の議会に提案をするというようなスケジュールのようであります。

3ページの1番上、一番目、離島等をフィールドとした教育の実施による全学教育の質的充実ということでありまして。中期計画では、地域社会に貢献できる人材を育成するため、長崎をキーワードとする科目を導入。2つ目に、県内のしまなどでの実践的な体験学習等を実施することにより、学生の云々かんぬん教育プログラムを導入ということがあります。

その成果ということで、1つ目については「長崎を学ぶ」を新設して、平成25年度から開講しましたと。2つ目は、「しまなびプログラム」を新設して、平成27年度から必須科目として実施中であるということです。

この字面からすると、2つとも導入をすることでありますから、確かに開講しました、今は必須科目で実施していますという成果になるというのはわかるんですけども、今後6年間という、中期としては少しスパンが長いかなという感じもするんですけど、6年間に向けて、この間のことを総括するに当たっては、ちょっと何か単純過ぎないか。

1番目の「長崎を学ぶ」だと、平成25年度から開講して、例えばこういう成果、あるいは少し改善点がありましたとかですね。2つ目の「しまなびプログラム」にしてもそうでありますけれども、そこら辺が何かあればお示しいただければ、今後の議論に役立つのではないかなと思います。いかがでしょうか。

【小坂学事振興課長】県内定着促進ということ言えば、現在、県内の企業や長崎県の良さがなかなか理解できていないというのがございましたので、そういう意味では、長崎の文化や歴史を学ぶための「長崎を学ぶ」というのは、今後第3期でも引き続きやっていくべき科目だと考えております。

数字につきましては、今回は概略をお示しするというので、細かいデータまでは上げておりませんでした。

それから、「しまなびプログラム」というのは、しまに学ぶということで、今は4泊5日で学生がしまに行って地域の方々と交流をしながら課題を見つけて、それに対して、帰ってきた後、一つの提言をまとめて提案するという形でございます。行く前も、ホテルをとるところから始めて、交流する住民の方々、接触する住民の方々とのアポイントをとるところも含めて、何カ月もかけて準備をし、それから4泊5日で現場に行って、設定した課題に対しての資料

を集め、帰ってきてから、それに対する提言をまとめて発表するということです。

今は「しまに学ぶ」は全学年、全学生が経験するという形にしておりますので、学内でも、そこはやはり課題解決型の能力をつけるという意味でも意義があるということで、第3期においてもこれを引き続き行っていきたいというふうに考えております。

【坂本(浩)副委員長】そこら辺の詳細をもう少し、次の時にでも出してもらえればと思うんです。いずれにしても、幅広い知識と豊かな人間性を備えた人材を育成すると、なおかつ地域に貢献すると、そういう趣旨があるかと思しますので、これまでの成果、やってきたこと、それは経過であると思いますし、それに伴う総括といいますが、そこを続けることは結構ですけども、そのところをきちんと示した上で次に向けてということにさせていただければと、要望として申し上げたいと思います。

【橋村委員】資料の説明の中で私ははっきり確認していなかったもので、3ページ、「長崎県公立大学法人の第2期中期目標・中期計画の主な項目とその成果」で、看護栄養学部の国家試験合格実績が、看護師は5カ年のうち3年達成、保健師は4カ年のうち4年達成と書いてあるのは、どういうことですか。

【小坂学事振興課長】ちょっと説明が不足しておりますけれども、国公立大学の看護の合格率というのが発表になります、それを上回るというのが一つの目標でございます。看護師で申しますと、5カ年のうちに3カ年は上回ったけど、2カ年は下回ったということです。保健師は4カ年のうち4カ年ですから、これは全て上回った、管理栄養士は、5カ年のうちに2カ年ですから、3カ年は国公立の平均より下であったという意

味でございます。ちょっと説明不足でございました。

【橋村委員】そこはやっぱり説明してもらわないと、これだけではよくわからんね。それはそれとして結構ですけど、2点について尋ねてみたいと思います。

TOEIC600点、中国語検定2・3級についても未達成と書いてありますね。

語学、英語、それぞれ必要に応じてということで、例えば本省で外国勤務をする場合に、3カ月間の研修期間で語学をある程度マスターして海外へ出向いていくというようなことで、ああいう教育をすれば3カ月で日常会話ができるようになるので、今の語学教育には問題点があるんじゃないかというようなことを体験者が私に話したんですよ。

その前にも、ある農林省の幹部が、中国語を3カ月でマスターしたというような話も聞いておって、その人は特別な才能だろうという思いがあったわけですけども、彼らが本省から出向する時に3カ月間である程度、現地で不自由しないような語学力が身についたと、体験談として話をしていたわけです。

だから、そういうことで必死になれば、語学力というのは3カ月間で身につくものだなと。我々は何十年やっても、使わんから、向こうに行って日常会話、買い物をするとかなんとかぐらいでレベルアップはできないんですけれど。

秋田県立の国際教養大学は、非常に全国的にも知られているわけですけど、県立大学は、そういう特色を持った特化した学校ということじゃないと、ポピュラーな、どこも同じような形であるならば、県立大学をわざわざつくって公費を負担する必要性があるのかという思いがあるんですよ。

長崎県立大学をシーボルト大学と県立大学と2つ置いておったと。東京などはもう1つの大学にまとめたり、兵庫県あたりもまとめてみたいということで、何も学校の数を余計にする必要もないと。しかもその学校は特色ある、全国ネットであそこに行きたいと言われるような学校づくりをしていくべきだと思うんです。

だから、設置者である県は、学校に対してそういう要請をやっていくべき。恐らく大学の自治だ云々とかと言うであろうけれども、設置者の設置目的を十分酌んで達成をしていくのが学校現場だという思いなんです。

それで、ぜひとも語学力もTOEIC600点なり、あるいは中国語検定2・3級ぐらいはということですけども、実際問題として、合格率が未達成というのはどういう状況なのか。あるいは、数値で未達成は、0と8割と9割というのは違うので、こちら辺も資料を提供するについて、ちょっと不親切なところがあるんじゃないかという思いがあるんです。まずそれを尋ねておきたいと思います。

それともう一つは、この間、看護連盟の方々と各地区の代表者の人たちと意見交換をした中で、離島の看護師不足ということを指摘されて、どうにかしてという話があった。離島の看護師養成ということで、具体的に県立大学の看護学部へ2名を推薦枠みたいな形と。

具体的な数字がわからなかったのも、その時には、確かに私もかねて聞いておりましたと。病院企業団の米倉企業長の話でしたけれども、離島の医師もさることながら、医療の充実のためには看護師不足が深刻な問題だというようなことをお聞きしておったわけです。そういうような中で、時宜に応じた対応をやっておられるということです。

県立大学において、ほかのセクションの中でフィールドとして離島をと、いろんな学問の分野でとなれば、恐らく看護師さんも実習とかいろんなものがあるだろうと。そういうことであるならば、まさに自治体とタイアップして、離島での実習、研修も織り込んでいく。県立大学であるがゆえに、そういうこともデューティーとしてやれるんじゃないかと思うわけです。そういうことも考えられるんじゃないかと思うので、今後、ぜひ対応していただきたい。

この2点について、順を追って答弁を願いたいと思います。

【小坂学事振興課長】まず、国際情報学部国際交流学科と経済学部インテンシブコースの達成状況でございますが、国際情報学部国際交流学科につきましては、80名の定員で、英語選択が70人程度、中国語選択が10人程度ですが、この全員がTOEIC600点以上、中国語検定2級以上となるという達成目標がございます。

経済学部につきましては、特に英語を学びたいというインテンシブコースがございまして、TOEICを目指すのが45人、中国語の3級を目指すのが5人ということでございます。

そのうち、TOEIC600点以上が全体で65名です。本来であれば、経済学部と国際情報学部で115名達成すべきところですが、実際は65名となっております。

（発言する者あり）

【橋村委員】あのさ、何パーセントかと。65人なら65人のうちで。学部がどうだとか、そんなことを私は聞いていない。600点以上をクリアしたいという目標を100%と設定をしているけれども、実際はどれくらい合格したのかということ。（発言する者あり）

【宅島委員長】 暫時休憩します。

-----  
午後 零時12分 休憩

-----  
午後 零時12分 再開  
-----

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

審査の途中でありますけれども、午前中の審査はこれにとどめ、午後1時30分から再開したいと思います。

しばらく休憩します。

-----  
午後 零時13分 休憩

-----  
午後 1時30分 再開  
-----

【宅島委員長】 それでは、委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、議案外所管事務一般についての質疑を行います。

午前中の橋村委員の質疑に対する答弁をお願いいたします。

【小坂学事振興課長】 第2期中期目標の英語、中国語に関する実績についてのお尋ねでございますが、英語に関しましては、51.4%が達成でございます。中国語につきましては、47.6%の達成率となっております。

それと、看護実習の件でございますが、看護学科の定員は60名であり、総合看護ということで、4年生の時にしまの保健、医療、福祉が必修科目でございますので、4年生の6月ぐらいにしまに行って現地での実習を行うということになっております。

【橋村委員】 英語学力、あるいは中国語もまだ半分程度ということでもありますので、できれば8割ぐらいは最低限というような感じで、あの学校はと、何か特色ある、何か具体的にわかるようなものをアピール、PRをして、活用しておくべきだと。あそこに行けばTOEIC600点は必ず卒業までには得られるんだからという

ような感じでそこを目指す、あるいは学生を募集するにつけても、グローバル教育というけれども、実際問題として具体的にTOEICに対して8割は達成すると、それを見込んで卒業単位としてというような感じで、何かノルマとかデューティーとして、学校のシンボルとか、そういうことを目指した学校運営をやってほしいと思うので、設置者としては学内に云々というより要望として、予算も措置するんだから、そういう意味合いで、ちゃんとした対応をしていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それと、看護実習が行われているということを知って大変安堵しているわけですが、さらにどこまで。やはり離島に行ってみて離島のよさというのはわかるので。

今日のテレビ番組で、斜面地の家を改良して住み着いている若い夫婦について、斜面だから生活するには不便だけれども、エレベーターが設置されてフラットな感じでアクセスできるということで、長崎の地形の中で住みやすさもアピールしたような番組であったわけです。

だから、ハンディキャップだけれども、うまく利用すれば、高いところから海の、あるいは長崎独特の景色も見られるというような感じで、そういうことをアピールすれば、住みついていない人も、長崎の特徴ってそんなものだなと理解されるであろうと思うので、しまの特色というものも十分体験されるように、あらゆる面で今度の県立大学では、そういう機会をつくろうというやり方をされていることは高く評価したいと思いますけれども、さらに看護師の皆さんたちにも、できるだけ長崎の特色を理解し、また、そちらの方に社会貢献をというような意欲を持ってもらう機会づくりも、県立大学である

がゆえにやるべきであろうと思うので、大学を活かしたような形で、素晴らしい大学運営ができるようにということでバックアップをしていただきたいし、我々も大いにお手伝いをさせていただきたいということを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

【宅島委員長】ほかにございませんか。

【堀江委員】私立高等学校県内就職推進事業について質問したいと思います。

この事業は、私が申し上げるまでもなく、これまでのキャリアサポート事業が平成28年度から新規の事業に変わったということですが、キャリアサポート事業は、県内就職希望者のうち県内に就職した割合が97%と非常に高い就職達成率を示したということで、これは政策評価委員会でも非常に重要な事業というふうな認識が示されています。

そこで質問ですが、県内就職推進事業が変わって、これまでやりとりの中では、中身とか仕事の仕方は今までと変わりませんよというふうなお話がありました。しかし、目標が、これまでの県内就職希望者のうちの県内に就職した割合から、全体の就職希望者のうち県内に就職した割合に変わりますと決算審査の時も言われましたね。そうなりますと、仕事の仕方変わってくるんじゃないかというふうに思っているんですが、その点はどう理解したらいいですか。

【小坂学事振興課長】県内就職推進員につきましては、学校内での企業説明会を開いてください、長期のインターンシップができるように相手先を確保してください、生徒と保護者のための企業見学会を実施してくださいと、この3点を、今までの業務とは別に重点化して取り組んでいただきたいとお話ししております。

【堀江委員】 そうしますと、事務事業の評価結果についての中で、平成29年度の見直し方向の中に、私立学校の県内就職の取組についてメニュー化するとありますね。メニュー化して進捗管理を行うということですけど、私立学校は、公立とはまた違って、とりわけ特徴がそれぞれあるじゃないですか。就職の段取り的な意味かと理解をするんですが、メニュー化して進捗管理を行うということはどうなのかというか、それぞれの学校に応じて違うのではないかという思いもあるんですけれども、メニュー化して進捗管理を行う、これを来年度の見直しの方向にしたいと掲げている改善の内容につて、もう少し説明を求めます。

【小坂学事振興課長】 今ご説明しました3点を、これはメニューですので取り組んでくださいというのが原則的にはあるんですけれども、学校によっては、例えば、保護者と生徒と一緒に企業見学会に行くのはできませんから生徒だけ行かせてくださいとか、それぞれの対応の内容について協議して、こういう形でやりましょうというメニューをつかった上での管理をしていくということで、一方的に全てをやってくださいということは考えておりません。

【堀江委員】 わかりました。要は、課長も私も、県内の就職を進めるという立場で同じだと思っているので。

ただ、県内就職ということ、これまでの県内希望者の割合から全体の就職者の割合ということになった時には、これまでに比べたらどうしても目標の数値が減りますから、ぱっと見た目というか、成果として判断する際に、これまで九十数パーセントと高かっただけに誤解を受けてはいけないし、かといって就職は進めていただきたいと思うので、見直しの方向がどうい

うふうになるのかという疑問がありまして改めて質問したところですよ。

したがって、基本的なメニュー化はあるけれども、それぞれの学校に応じて対応するという課長の答弁と理解をいたしましたので、ぜひ、その方向で進めていただきたいと思います。何かあれば教えてください。

【上田総務部長】 今年度から事業内容を、県内就職促進という観点で目標を掲げて取り組むようにいたしました。これは、県全体の政策の方向性を加味しながら、私学においても取り組んでいただきたいという趣旨で支援制度を設けたわけでございます。

ただいま担当課長が申し上げましたが、それ以外にも保護者、あるいは子どもたち、3割程度県外に就職されている方々もいらっしゃいます。そういった方々にも県内にしっかりと目を向けていただきたい。

そこには、県で現在準備しております本県の暮らしやすさの情報、あるいは、本県で暮らすことの意味、そういったものもキャリア教育の中でしっかり、学校の中で取り組んでいただきたいということも入れております。いろいろ方法はあろうと思いますけれども、単に企業さんの情報を提供しますというだけではなくて、本当に故郷に残っていただくこと、残っていただくことの経済的な、自然的な、社会的な価値、こういったものをしっかり学習の中で取り入れていただきたいと思っております。

現在、Nなびを県で設定しております。ここには1,000社近くの企業情報も入っておりますので、これをぜひ各学校で生徒、あるいは保護者の方に活用をお願いしたい。あるいは、私学も進学をいたします。就職される方以外は進学をされますので、進学された方々に、ぜひNな

びに関心を持っていただきたいという意味で、学校のホームページあたりにもNなびを登載していただきたい。こういったことをメニュー化しまして、その中でできることを対応していただきたいと思います。

私学は、これまで県内就職率は7割以上を保ってきました。昨年度はそれが68%に下がっておりますので、これを何とかトータルとして上げていきたいということで、今後、積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

【宅島委員長】ほかに、議案外で。

【小坂学事振興課長】1点、修正をさせていただきます。

先ほど、県内就職推進員の新たに取り組む職務内容としまして、「長期インターンシップ」という表現をしましたが、県内企業へのインターンシップでございまして、長期はついておりませんので、修正させていただきます。

【宅島委員長】ほかにありませんか。

【渡辺委員】中期目標の産学官連携の推進の関係で、地元企業との連携強化ということをやっていますね。

パイオラボを含めて、産業労働部の関係で出資をしていたところが、なかなかうまくいっていないんですけど、今のこの現状ですよ。地元企業と連携をしながら、いろいろ研究開発するんでしょうけど、現状はどれぐらいの企業とタイアップしているんですか。わかれば教えていただければと思います。

【小坂学事振興課長】例えば情報メディア学科では、日本工営株式会社とスマートフォン等モバイルツールを用いた交通等支援サービスの高度活用の検討があります。

実績は、「第2期中期目標・中期計画の主な

項目とその成果」の「地域貢献に関する目標」で、4ページの10番に「共同研究・受託研究実績」がございまして、平成25年度は24件、平成26年度は19件、平成27年度は17件となっております。

【渡辺委員】今までの成果があれば、大いにPRして、県立大学のPRの一つにしていいたと思うんですけど、そういう成功事例か何かありますか。

【小坂学事振興課長】どこまでPRをしたかということにはなろうかと思えますけれども、例えば栄養健康学科につきましては、県立大学と長崎大学も入りまして、新上五島町、振興公社との合同で、椿油等の安定供給と新需要開拓のための品質特性、強化技術の開発ということで、企業側の製品開発のとっかかりの部分と一緒にやってきているということでございます。商品化まで携わって結果を出したかどうかということは、はっきりはわかりませんが、その基礎研究のところに入っているという話かと理解しております。

【渡辺委員】日曜日の「がっちりマンデー」だったかな、民間企業と大学とタイアップして、コンクリートにアミノ酸を混ぜればそのコンクリートブロックから藻が出てくるとか、そんなことを発表していた。そういうのが長崎県立大学でも何かあれば、こういうことが実現しましたよということで、大いにPRできる格好の材料になるとじゃなからうかなと思ったものですけど、聞いてみました。

びわの葉をどうのこうのと前に聞いたことがあるけど、それは違うんですか。長崎県立大学ではなくて長崎大学のことかな。

【小坂学事振興課長】県立大学の栄養健康学科が関わっております事業で、びわ葉混合発酵茶

の長期摂取が人の体脂肪及び血圧に及ぼす影響ということで一緒に研究したということでございます。「ワンダーリーフ」という名前で商品化をいたしました。

【渡辺委員】商品化して、それが健康によいということでしょう。ヒット商品になったんですか。

【小坂学事振興課長】保健健康指定食品までなれば結構売れるんですが、なかなかそこまでの審査が通らなかったと、ちょっとそこは難しかったということでございます。

【上田総務部長】今の審査を通る、通らないを抜きにしまして、現在、新たな商品展開ということで、いわゆる健康茶ということでの販売につながっております。あるいは、摘果ミカンを活用した新たな商品開発にも関わってきております。

そういった意味では、本県の資源を有効に活用する趣旨で、一次産業側、あるいは工業側と結びつきながら、健康面での、あるいは栄養面での基礎的な研究調査の役割を担って進めているところでございます。今後とも、新しい需要にはしっかりと応えていきたいと考えているところでございます。

【宅島委員長】ほかにございませんか。

なければ、委員長を交代します。

【坂本(浩)副委員長】委員長、発言をどうぞ。

【宅島委員長】議案外で1点だけ、質問じゃないんですけども。

昨夜、テレビの報道を見ておりましたら、「ランサムウェア」という初めて聞く言葉が出てきて、何だろうなと思って見ていたら、要は、パソコンとスマートフォンにウイルスが入って、いきなり全くパソコンのデータが固まってしまう。スマートフォンのデータも固まってしまう。

「ランサム」というのは身代金という意味です。身代金のウイルス。これを解除するためには、80時間以内に1万円を払いなさいと、時限爆弾みたいなセット。日本に入ってきて、今から日本じゅうに広がると言われていたんです。

その番組では、子どももスマートフォン等を持っていますから、子どものスマートフォンがいきなりそうになって、慌てふためいて、子どもがパニックになったり、そういった事例があるということです。

今後、日本全体の問題になってくると思いますので、きちっとですね、総務部長が今日はいらっしゃるので、長崎県全体の問題として、ランサムウェアの対策を、きちんと県警本部と練り合っていたきたいと思えます。

特に、文教厚生委員会に関係あるところ例えば、学校関係のパソコンが狙われることもありますし、県民全体の生活の中でも、みんなスマートフォンを持っているので、注意の呼びかけとか、そこら辺を今後、身近に起きる問題として、昨日、報道があっていたので、ぜひこのことに関しては総務部長が中心となって、県民の生活の安心、安全のためにご努力をしていただければと思えますので、提言だけさせていただきます。よろしく申し上げます。

【上田総務部長】ただいま、非常に重要な問題提起のご意見がございました。

警察本部にもサイバーセキュリティ関係の組織的な室が設けられているところでございます。県立大学でもサイバー関係の研究に入っているところでございます。今後、いろいろと情報を収集し、しっかりとした対応ができるよう努力してまいりたいと考えております。

【坂本(浩)副委員長】委員長を交代します。

【宅島委員長】ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】質問がございませんので、総務部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 2時 2分 休憩  
-----

午後 2時 2分 再開  
-----

【宅島委員長】委員会を再開いたします。

以上をもちまして、総務部関係の審査を終了いたします。

次に、教育委員会関係の審査を行います。準備に時間がかかりますので、2時15分からということで、よろしく願いいたします。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 2時 3分 休憩  
-----

午後 2時 16分 再開  
-----

【宅島委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、教育委員会関係の審査を行います。

【宅島分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

教育長より議案説明をお願いいたします。

【池松教育長】予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料の教育委員会をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第131号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分、第137号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分であります。

はじめに、第131号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分

についてご説明いたします。

教育委員会所管の補正予算額は、記載のとおりでございます。この結果、平成28年度の教育委員会所管の歳出予算総額は、1,382億6,495万2,000円となります。

補正予算の内容につきましては、職員給与費既定予算の過不足調整に要する経費として、7億2,096万3,000円の減、公立高等学校等就学支援費に係る支給対象者の増加に伴う経費として、学校運営費3,343万6,000円の増を計上いたしております。

次に、第137号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

教育委員会所管の補正予算額は記載のとおりでございます。

この結果、平成28年度の教育委員会所管の歳出予算総額は、1,404億4,813万6,000円となります。

補正予算の内容につきましては、職員の給与改定に要する経費として、7億2,327万6,000円の増を計上しております。

以上で教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

【宅島分科会長】ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【堀江委員】第131号議案、横長資料の4ページ、先ほど教育長が述べられました公立高等学校等就学支援金の増に伴う3,343万円ですけれども、公立高等学校等就学支援金は、年収910万円以上は支給対象外ですけれども、年度途中から対象になったという理解でいいんですか。

【野口教育環境整備課長】今回、増で出させていただいておりますけれども、当初予算で今年度の見込みを出します時に、平成27年度中途の実績のパーセンテージに基づいて算定をしておりました。

それが、今年度に入りまして実際に今の時点で年間の見込みを出しましたところ、1.1%ほど見込みよりも多かったと。人数にいたしまして全日制で約280人分ですけれども、一人当たり1年間で11万8,800円の授業料となりますので、その280人分で約3,300万円という今回の補正でございます。

【堀江委員】280人程度ということですが、そうしますと、見込みの時点から結果として280人増えるということは、それだけ経済状況として厳しいというか、これはどういうふうに見ておられますか。そこのところも教えてください。

【野口教育環境整備課長】その中身について、少し分析もしてみました。

平成28年度の見込みを出します折に、それぞれ全日制、定時制、通信制と課程がございますが、その時、なべたパーセンテージで全ての課程に割合を掛けて今年度の見込みとしておりました。

通信制が、平成27年度を見てもみますと66%ほどで、全体に比べてパーセンテージを落とすような要因があるんですが、そこも含めてなべたのところまで全ての課程に掛けておったものから、このような結果になったものというふうに思っております。

それぞれの課程別のパーセンテージで見ますと、年間を通じてそう変わらないようなところはございます。経済状況が苦しくなったので増えたのだというふうな分析はしておりません。

【堀江委員】そうしますと、来年度の当初予算の見込みは、今までどおりということになるんですか。

私は、増えたので、経済的に厳しい家庭が増えたのかなと、そのままの理解をしたんですけど、そうではないとなれば、来年度の見込みという形での算定の仕方は、これまでどおりという理解でいいんですか。

【野口教育環境整備課長】この制度ができて今年で3年目、完成年度でございます。それで、今回私どもが検証した結果、全てのパーセンテージで出すというのは、やはり現実から少し乖離する部分があると考えておりました、それぞれの課程別の割合で次年度の見込みは出しているところでございます。

【宅島分科会長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島分科会長】質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了し、採決をいたします。

第131号議案のうち関係部分及び第137号議案のうち関係部分は、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、各議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定をされました。

【宅島委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

教育長より総括説明をお願いいたします。

【池松教育長】文教厚生委員会関係議案説明資料の教育委員会の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第142号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分、第150号議案「県立高等学校等条例の一部を改正する条例」であります。

第142号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、10月7日に行われた県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告や、国家公務員の取扱いの状況等を踏まえ、職員の給与改定等を実施するため、関係条例を改正しようとするものであります。

今回の改正の主なものは、平成28年度の給与改定において、若年層に重点を置いた給料月額引き上げ、勤勉手当の0.1月分の引き上げなどとなっております。

また、平成29年度以降において、扶養手当について、配偶者にかかる手当額を他の扶養親族にかかる手当額と同額の6,500円まで減額するとともに、子に係る手当額を1万円に引き上げることとなっております。

なお、行政職9級相当の職員は、子以外の扶養親族に係る手当は不支給、また、行政職8級相当の職員は、3,500円まで減額することとなっております。

なお、詳細につきましては、この後、担当課長からご説明申し上げます。

第150号議案「県立高等学校等条例の一部を改正する条例」は、高等学校等を一旦退学し、再入学した者が対象となる学び直し支援金について、就学支援金と同様に、学び直し支援金が支給されるまでの間、授業料等の徴収を猶予できるように、徴収に係る規定を改正しようとするものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

全国学力・学習状況調査の結果について。

本年4月19日に小学校6年生、中学校3年生を対象に、国語、算数・数学の全国学力・学習状況調査が実施され、その結果が、去る9月29日に文部科学省から公表されました。

本県の正答率は、小学校算数、中学校国語B問題、中学校数学A問題において、全国平均と同程度でした。小学校国語、中学校国語A問題、中学校数学B問題では全国平均を下回ったものの、その差は1ポイント程度であり、昨年度よりも概ね改善されています。なお、これまで課題であった、理由や根拠を示して文章で記述する問題は、国語において改善傾向が見られるものの、今後も継続して取り組むべき課題となっております。

一方、児童生徒の生活の様子等に関する質問紙調査からは、他者への思いやりなどの道德性の高さや、学校生活を肯定的に捉えていることがうかがえるなど、多くの項目において望ましい結果が出ております。

この結果を踏まえ、現在、大学教授を含む専門委員会において、より詳細な結果分析や県学力調査の結果分析と併せた改善策等の検討を行っております。

県教育委員会では、引き続き各学校が指導の改善や充実等に役立てることができるような教職員研修を実施するなど、実効性のある学力向上対策を推進してまいります。

2ページをご覧ください。

平成29年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について。

本県の公立高等学校における新規高等学校卒業者の就職内定率は、高校教育課の独自調査で

は、10月末現在で75.6%と前年同期と同率でした。また、就職内定者のうち県内就職割合は55.2%と、前年同期51.4%を3.8ポイント上回っております。高校生を取り巻く雇用情勢は改善傾向にあり、また、県内就職割合も前年度同期と比較すると増えておりますが、まだ就職未内定者が727人おり、楽観できない状況です。

県教育委員会では、これまで長崎労働局等関係機関と連携して、県内企業に対し、採用枠拡大と早期求人を要請するとともに、キャリアサポートスタッフや進路指導職員を中心に、学校と一体となって就職支援に取り組んでまいりました。

引き続き、関係機関とのさらなる連携強化を図り、就職を希望する高校生全てが就職できるよう支援に努めてまいります。

6ページをお開きください。

対馬歴史民俗資料館と対馬博物館（仮称）の整備について。

対馬市が計画する対馬博物館（仮称）の建設に併せて行う対馬歴史民俗資料館の再整備については、現在、対馬市及び設計業者と具体的な協議を進めているところであり、施設の規模や各諸室の配置、面積などの基本的な事項についての整理を終え、各諸室の詳細な仕様などを実施設設計において検討しているところです。

今後、平成29年3月末までに設計業務を完了し、平成29年度には建設に着手することとしており、引き続き、市との連携を図りながら、平成32年度中の開館を目指して進めてまいります。

追加1、1ページをお開きください。

教職員の不祥事について。

本年10月、長崎市内の商業施設で、女性のスカート内をスマートフォンで撮影したとして、

長崎県迷惑行為等防止条例違反で逮捕された県立特別支援学校講師1名について、11月25日付で懲戒免職処分といたしました。

職員の綱紀の保持につきましては、これまでも再三にわたり周知徹底を図っている中で、職員がこのような不祥事を起こしたことはまことに遺憾であり、県議会をはじめ県民の皆様に対して深くお詫びを申し上げます。

今後、県民の皆様のご信頼を回復するため、職員一人ひとりが、関係法令の順守や全体の奉仕者としての高い倫理観をもって行動するよう、再発防止と綱紀の保持の徹底に全力を尽くしてまいります。

平成29年度の重点施策。

平成29年度の予算編成に向けて、長崎県重点戦略素案を策定いたしました。これは、来年度が2年目となる長崎県総合計画チャレンジ2020に掲げる目標の実現に向けて、平成29年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示ししたものであります。

基本方針及び主要事業につきましては、記載のとおりであり、これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分に踏まえながら、予算編成の中でさらに検討を加えてまいりたいと考えております。

そのほか、公立学校児童生徒の問題行動等調査について、子ども読書活動の推進について、子どもたちの文化活動の推進について、文化財の指定について、スポーツの振興について、事務事業評価の実施について、施策評価の実施についての内容と所管事項の詳細については、文教厚生委員会関係議案説明資料に記載させていただいております。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【宅島委員長】ありがとうございました。

次に、教職員課長より補足説明をお願いいたします。

【栗原教職員課長】お手元に配付しております、横長の文教厚生委員会説明資料の1ページをお開きください。

第142号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分についてご説明いたします。

この条例は、本年10月に行われた人事委員会の報告及び勧告や国の取扱い等を踏まえ、今年度の給与改定等を行うため、関係条例を改正しようとするものでございます。

具体的な改正内容についてでございますが、まず、1の平成28年度の給与改定からご説明いたします。

（1）給料表の改定につきましては、人事委員会勧告どおり、国家公務員の俸給表の改定に準じ、平均0.2%引き上げたいと考えております。

（2）期末勤勉手当の改定については、人事委員会勧告どおり、国に準じた改定を行いたいと考えております。引き上げの内容につきましては、1ページ目から2ページ目にかけて記載のとおりでございますが、1ページ目の一般職員につきましては、現行の年間支給月数4.2月を、勤勉手当について0.1月分引き上げ4.3月としたいと考えております。

2ページをお開きください。

3の実施時期については、平成28年4月1日から適用の予定としております。ただし、平成28年12月期の期末勤勉手当の支給月数については、平成28年12月1日から適用したいと考えております。

次に、3ページの2、平成29年度以降のその他の改正について、ご説明いたします。

まず、1の扶養手当の見直しについてでございます。

民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、人事委員会勧告どおり、国に準じて配偶者に係る扶養手当の手当額1万3,000円を、他の扶養親族6,500円と同額とし、子に係る手当額6,500円を1万円に引き上げたいと考えております。

なお、平成29年4月1日からの段階的措置については、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から実施しようとするものでございます。ただし、行政職9級相当の職員は、子以外の扶養親族に係る手当は不支給、また、行政職8級相当の職員は3,500円まで減額したいと考えております。

次に、4ページの2の第13条関係についてでございます。

平成27年4月1日に実施した給与制度の総合的見直しによる給料水準引下げに伴う経過措置期間を平成28年度末までとしていたものを、平成29年度末までとする改正でございます。これらの実施時期は、平成29年4月1日から施行したいと考えております。

以上で、給与関係の議案内容について、補足説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【宅島委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【堀江委員】第142号議案ですが、給与の改定で先生方の給与を引き上げるとのこと、それから、扶養手当の見直しで配偶者については減

額、子どもについては手当を引き上げということになるんですが、最終的にはプラスになるのか、マイナスになるのか、そこはどうですか。

【栗原教職員課長】扶養手当の見直しで申し上げますと、学校関係につきましては、約2億1,000万円ぐらいの増額になる見込みでございます。

【堀江委員】わかりました。

もう一つ、条例改正の第150号議案についてお尋ねします。

学び直し支援金ですが、こういう事例はどうなるんですか。就学支援金の対象者であった生徒が、高校に入学して1学期で退学というか、やめたとします。その次の年でもいいんですけど、学び直しをすると、再入学するという時に、これは活用できる制度と理解していいんですか。

【野口教育環境整備課長】高等学校に入学しまして、さまざまな理由で中退をしまして、再度、学び直しのために入学した生徒、平成26年4月1日以降に、学び直しのために入学した生徒については、この制度の対象となります。

【堀江委員】平成26年というと、高校の就学支援金ですよ。今までは授業料免除という制度ではなかったかと理解をしているんですけど、高校就学支援金と同時に国の補助事業として導入された制度であれば、この条例改正は3年前に行うべきではなかったかという素朴な疑問があるんですが、その点はどう理解したらいいですか。

【野口教育環境整備課長】委員おっしゃるとおり、今の就学支援金制度については、平成25年12月の法改正を根拠としまして、平成25年11月定例会に条例の改正を上程いたしまして、猶予の制度についても定めたものでございます。

就学支援金制度については法が根拠となって

いるんですが、学び直しの支援金制度については、根拠は法ではなくて国の補助金の交付要綱となっておりまして、平成26年4月付で都道府県に対して通知がなされ、それを根拠として各都道府県においても補助要綱をつくり実施をしているというものでございまして、平成25年11月定例会に上程をいたしました条例の中身では、まだその制度自体が固まっておりましたので、その際に上程をすることはできなかったものでございます。

【堀江委員】長崎県立高等学校学び直し支援金補助金実施要綱、長崎県の教育委員会のホームページを開くと、この要綱が出てきて、実施要綱は平成26年度の予算に係る補助金から適用するというので、もう既に要綱そのものはつくられていて実施をされていると理解をしたんですが、この間にどれぐらいの生徒がこの支援金を活用したのかということも教えてください。

【野口教育環境整備課長】平成24年4月1日以降に中退した生徒さんたちが再入学しての制度ということで、平成26年の中途から、その適用になる方々が出てくるわけですが、平成26年度の実績が17名、平成27年度が66名、平成28年、今年度が116名という状況でございます。

【堀江委員】理解いたしました。

そうすると、就学支援金制度と同時に、今回の学び直し支援金の要綱は貴重な、いわゆる保護者負担軽減を進めるための重要な要綱ということで理解をして、本来であれば3年前にすべきところだったんだけど、国の法律との関係、その後の十分な現状を見ての整備ということで、今回の条例改正という理解でいいですか。

【野口教育環境整備課長】就学支援金については、制度の発足の時から条例で猶予を定めさせていただいて、申請から認定されるまでの間は

授業料として納めなくてもいいですという制度でやってきていたところ、学び直し支援金については、先ほど申し上げましたように条例化ができませんでしたので、これまでは申請から認定されるまでの間、2～3カ月ですけれども、授業料を一時的に負担をしていただいたところでございます。

一方で猶予をしておきながら、もう一方では一時的ではあっても負担をしていただくという不均衡は私どもも感じておりましたので、平成28年度から実施をしたいということで、規則によってこれを定めたいというような検討もした経緯がございます。

ただ、就学支援金については条例でお諮りをして定めているところでもございますので、学び直し支援金についても条例という形で議会にお諮りをして、条例という形で定めた上でやるというふうな整理になりまして、今回、条例を上程させていただいたということでございます。

【堀江委員】 課長の説明はよくわかりました。賛成の態度をとらせていただきます。

【宅島委員長】 ほかに質疑はございませんか。

【渡辺委員】 第155号議案の、先ほどの平成26年度が17名、平成27年度が66名、平成28年度が116名は、学び直しの生徒の数ですか。

【野口教育環境整備課長】 一旦中退して再入学をした、学び直し支援金の対象となる生徒の数でございます。

【渡辺委員】 そうしたら、高校を一旦退学した人は何人ぐらいいるんですか。よければ、退学したその要因、金銭的なものなのか、病氣的なものなのか、高校を断念した生徒の数と、その要因はわかりませんか。

【宅島委員長】 暫時休憩します。

午後 2時40分 休憩

午後 2時40分 再開

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

【本田高校教育課長】 本県の退学者数は、3年分しか今、手元にございません。それでよろしゅうございますか。

平成25年度が454名でございます。平成26年度が389名でございます。平成27年度が330名でございます。

中途退学の理由ですけれども、まず、最も多いところが進路変更でございます。別の高校への入学を希望して移っていくということが1つ目でございます。次に、学校生活、学業不適應ということが2番目の要因として上がっております。その他は少ない要因でございます。

【渡辺委員】 進路変更、学業不適應、合わないということが大体半分以上を占めているんですか。割合がわかれば教えてもらえませんか。

【本田高校教育課長】 進路変更が53.3%でございます。学業不適應が24.8%でございます。

【渡辺委員】 子どもの貧困が最近うたわれているんですが、要するに貧困による退学がどれぐらいか、わかっておれば教えていただけませんか。

【本田高校教育課長】 経済的理由といいますが1.5%でございます。

【宅島委員長】 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 質疑がないようですので、以上をもちまして質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 討論がないようですので、これ

をもって討論を終了し、採決をいたします。

第142号議案のうち関係部分及び第150号議案は、原案のとおりそれぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定をされました。

次に、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、総務課長より説明をお願いいたします。

【田淵総務課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました教育庁関係の資料についてご説明をいたします。

対象期間は、本年9月から10月までであります。

まず、1ページから6ページですが、県が箇所付けを行って実施する市町等に対し内示を行った補助金についての実績でありまして、直接補助金が学校施設環境改善交付金など計53件、間接補助金が市立高等学校等就学支援費1件となっております。

次に、7ページですが、1,000万円以上の契約案件について実績でありまして、競争入札の結果については8ページに記載のとおりであります。

次に、9ページから18ページについてですが、これは知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたもので、内容は、長崎市の県に対する要望など計7件となっております。

次に、19ページから20ページは、附属機関等会議結果として、長崎県社会教育委員会の会議

結果を掲載しています。

以上で説明を終わります。

【宅島委員長】ただいま総務課長から説明がございましたけれども、何か質疑はございませんか。

【松島委員】政策等決定過程の透明性等の提出資料で、額はそんなに大きくないんですけど、大事なことなので確認したい件が、5ページ下段に、直接補助金の指定文化財保存整備事業補助金、文化財の保存に関わる事業の補助金の県内内示であります。県内4カ所、平戸市、新上五島町、南島原市、壱岐市の内示額が684万5,000円と。この後、それぞれの配分はどう決まっていくんですか。

【金子学芸文化課長】今回、4市町に配分をしておりますけれども、内示一覧表の作成要領につきましては、内示額を示すことによりまして補助対象者の事業執行に支障を来すおそれがある場合は、複数の補助対象者の内示額をまとめて記載することにより対応するということになっております。5ページに載せているものについては、おのおの一つの事業に対して補助金が出てきますので、それを逆算していくと事業費がわかってしまうということもありますので、トータルで4件をまとめて載せているということであります。

【松島委員】南島原市分を事前にお聞きしましたら、今回は、原城跡の地域を整備するために、個人の土地がまだ残っているので、その土地の買い上げに対する補助だったかと思えます。

こういう場合、土地の買い上げのおよその額を設定して、それを国に要望額として出して、検討されて内示がおりてくるんですか。

【金子学芸文化課長】今回の原城につきましては、南島原市の申請を受けてやりますけど、国

の史跡公有化につきましては国庫補助が8割あります。残りについて県が5分の2を出すということです。国が8割、地元が12%、県が8%というふうになります。その8%の部分についての金額がここに載ってきますので、その8%から逆算していけば全体の事業費がわかってしまうということになります。

【松島委員】 概ねわかりました。

これは心配している点でして、これから世界遺産になる過程にあるんですけど、結構個人の土地がありまして、これからどうなるんだろうと、急いでいろいろ手を打っていかないと、後の祭りになってはいかんかと心配があります。一義的に地元が頑張らんばいかんですけど、県としても、ちょっとそのことを頭に入れて、丁寧に南島原市と対応していただければと思っています。

【宅島委員長】 ほかに、ございませんか。

【堀江委員】 委員長、参考配付は議案外になりますか。それとも、今の議論になりますか。

【宅島委員長】 政策等決定過程の資料に載っていれば、いいです。

【堀江委員】 載ってなくて、参考配付なんです。1,000万円以上の契約状況ということで。

【宅島委員長】 暫時休憩します。

-----  
午後 2時48分 休憩

-----  
午後 2時48分 再開  
-----

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

ほかに質問はございませんか。

質問がございませんので、次に陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書につきまして、何かご質問はございませんか。

【堀江委員】 陳情番号38番、陳情書のページ数でいうところの8ページ、しま留学生受入事業充実に必要な支援措置について、それから9ページの奈留高校、五島南高校の機能充実と魅力化の推進について。要望する内容につきましては、これまでの文教厚生委員会の中でも取り上げてきた内容ですが、陳情でも五島市が出されているので、それぞれ端的にいいので、見解をお示しいただきたいと思います。

【草野県立学校改革推進室長】 奈留高校及び五島南高校の魅力化の推進についてということで、先般、第8次実施計画に基づき、五島南高校と奈留高校に離島留学制度を平成30年から拡充しようということで進めております。今後、これらの生徒を募集するに当たって、さまざまな広報活動、学校説明会や宿泊体験活動など、こういったものを五島市と一緒に共同して連携してやっていこうということで、来年度の生徒の募集に向けての広報費や体験活動費などの予算要求をしていこうということで進めております。（発言する者あり）

しま留学事業の支援につきましては、五島市が独自でやられています、久賀島・奈留島に小・中学生から留学してくる際の経費についても、県から支援ができないかという要望でございますけれども、この分については企画振興部が窓口となり検討しておりますが、今のところは、財政状況からなかなか厳しいと伺っております。

【堀江委員】 しま留学の問題は、里親の委託費にかかる県の補助金制度の問題でもあるんですけれども、いずれにしても財源が厳しいのは承知の上で、しまの活性化のために必要というこ

とで要望している内容でありますので、ご検討  
いただきたいと思います。

【宅島委員長】ほかにございませんか。

【渡辺委員】54番で、吉岐の教育委員会に行  
政指導をせよという陳情がきていますが、それ  
についての見解はいかがですか。

【野口教育環境整備課長】この陳情の内容とし  
ては4件ほどあったかと思っております。その  
うちの3件は、吉岐市の財務規則等に基づくこ  
ろでの契約の案件で、もう1件が中学校の設  
置に関するものであったかと思っておりますが、  
契約については地方自治法、それから吉岐市の  
財務規則によって適正にやっけていられるもの  
であろうと考えておまして、私どもとしての指  
導の及ぶところかという、そのようなものでは  
ないんじゃないかというふうに思っております。

それともう1件、中学校の建設に関わっての  
ことがございました。私どもも、学校を建てる  
に当たっては、当然ながら子どもたちにとって  
の安全・安心な建物の建設が大前提となってい  
りますので、そのようなところで建築の経過  
なども見ているんですけども、今回の経緯につ  
いて、私どもも吉岐市と話をし中身を聞いた  
ところもございませけれども、県教育委員会  
として指導すべき内容があったかという、そ  
ういったことはございませませんでしたので、そ  
のような指導というものはしておりませぬ。

【外間委員】陳情番号62番で、長崎県立武道  
館への冷房機器の設置について、空手道連盟、  
柔道協会、剣道協会、佐世保市のそれぞれの協  
会の連名で陳情が上がっておりますが、これに  
ついての見解を承ればありがたく存じます。

【森体育保健課長】県立体育施設については、  
多くが建築後20年以上を経過しておまして、

改修を要する箇所が年々増加している状況で  
ございます。緊急性を考慮の上、概ね5年程度  
の改修計画を立てて、毎年度予算要求を行って  
いるところでございます。

平成29年度の予算要求につきましては、県立  
総合体育館の照明や空調、給排水などを管理す  
る中央監視装置がたびたび故障し運営に支障を  
きたしていると指定管理者から報告を受けてお  
りますので、それを優先したいと考えておりま  
す。

なお、県立武道館につきましては、平成30年  
度になりますけれども、非常用発電設備等が更  
新時期にきていますので、それと併せて空調等  
についても考慮していきたいと考えております。

【外間委員】平成30年度に対処する旨のお言  
葉を賜りました。

造りは大変いいんですけども、風通しがあ  
まりよくないと聞いておまして、特に剣道は  
防具をつけてやる競技で、夏には熱中症の子が  
出てくるということで、対処していただけるも  
のということでありがたく、ただいまの回答を  
了といたします。

【森体育保健課長】夏場に利用する際には、扇  
風機を各所に設置するとともに、受付前に熱中  
症指数等を表示して注意喚起を行うとともに、  
体調不良を訴えた利用者に対しましては氷水を  
提供するなどの対応を行っておりますが、1年  
間辛抱をいただきまして、その次の年に何とか  
工事ができるように、予算要求に向けて頑張り  
たいと思っております。

【宅島委員長】ほかにございませんか。

質問がないようですので、陳情につきましては  
承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般について、質問は  
ありませんか。

【堀江委員】高校生のためのふるさと長崎就職応援事業について質問したいと思います。

キャリアサポートスタッフ事業が、今年から改められての事業ですけれども、目標の定め方ですよね、私学との兼ね合いで。

私学ですと、県内就職希望者のうち県内に就職した割合がこれまでのキャリアサポートスタッフ事業の目標だったんですけど、今度から、全就職希望者のうちの県内に就職した割合ということで、それを目標に掲げて取り組むということですか。

公立の場合は、配置校における高校生の全就職内定者に対する県内就職内定者の割合と。この配置校におけるという意味は、どうとったらいいいんですか。要は、目標は私学と一緒にいいのではないかと。政策評価委員会の意見に、似たような事業があるじゃないかというふうな指摘があるんですけど、それはどう理解したらいいのか教えてください。

【本田高校教育課長】予算決算委員会の分科会でもお答えをした経緯がございますけれども、教育委員会のスタンスとしましては、キャリアサポートスタッフの成果が見える形というのは、配置校における県内就職率のアップというふうに考えております。

県立学校のうち高等学校においては、20名を37校に配置をしております。それから考えますと、55校のうち37校でございますので、7割近くの学校に配置をしていると考えております。

今、総務部とどちらの指標がいいのか協議をしているところでございます。教育委員会としては、成果を見るという意味では配置校の成果がいいのではないかと考えているところでございます。

【堀江委員】私がこれにこだわるのは、教育委

員会もほかもそうですけど、結局、掲げた目標がどうだったかという見方が非常に強いじゃないですか。要は、私学であっても公立であっても、県内の子どもたちは県内に就職してほしいということは教育委員会も私も同じ立場だと思うんですけど、そこをどう見るかという時に、一方の指標はこうで、もう一方の指標はこうでというのはどうなのかなと私としては思うものですから、高校生を長崎に就職させようというための事業で、もともとの名前もキャリアサポートスタッフ事業で公立も私学も同じでやって、もともと公費であったものを県単にしてまでも、知事も認めた事業であるだけに、そこら辺の統一性もあつたがいいのではないかという思いがあつて、この質疑を決算の時からやっているわけですか。

確かに、公立の場合と私学の場合と学校数も違いますから、課長が言われるように、より成果を見るには配置校における場合がいいというのも、なるほどとうなずくんですが、いずれにしてもそれが議会にもわかる形で、こういう目標の設定の仕方をしたということを十分しておかないと、とりわけ成果説明書なども、これまでと違って、たかだか2~3行でしか内容が説明されないですよ。今までだったら、半ページぐらいに事業の内容がこうでというのがあったんですけど、そうでないだけに、どう見るかというのは非常に私は左右されるというふうに思います。

配置校における方が公立としては頑張った指標がよくわかるということであれば、それはそうといたしますが、いずれにしても政策評価委員会が言われたように、似たような事業ということでは同じだと思うので、協議中と理解をしておりますけれども、それがもっとわかるよう

に表示していただきたいと思うんですが、再度見解を求めます。

【本田高校教育課長】まだ結論は出ていないところでございますが、委員のおっしゃったご意見を十分に反映させながら、また検討してまいります。

【堀江委員】 もう一つ、1,000万円以上の契約状況の集中契約分で、9月から10月分の一覧表が参考資料として出されました。これはこれとして、所管の建築課だけに出来るんじゃないかと、直接該当する文教厚生委員会にも集中契約分が出されるということは、私はいいことだと思っています。

そこで、私の勉強不足を棚に上げて質問するんですけど、9月から10月の参考配付資料を見ますと、6番からずっと、ろう学校の教育棟の建設工事、ろう学校の管理棟の工事、ろう学校の特別教室棟の建設工事、ろう学校の寄宿舎の建設工事、10番はろう学校の体育館の建設工事ということで、いわばろう学校の移転建替えに伴う、それぞれ5つの契約がされているわけですね。

今議会の最初に、委員会の初日に即、委員会を開いて補正予算を審議しましたね。あの時に、ろう学校の建設費も内容として出されていたんですが、あの時の説明の際に私が、どうして数字が出ないんですかと言ったら、それは出せませんということで、最終的には、ろう学校としては2件あって9億8,500万円ですという答弁をされました。しかも、「これは経費の一部です」と言われましたが、その経費の一部の際に、集中契約として10月の時点で、それぞれ主要な棟、体育館については契約をしますと、そういう補足的な説明はできなかったのかなと思うんですけど、それとはまた違うんですか。

【野口教育環境整備課長】ここに書いておられますとおり、9月から10月にかけて契約が済んで、契約金額まで明らかになっているものはこの5つでありまして、この5つの中身と申しますのは、それぞれ5つの棟の建築に関わる入札とその結果ということでございます。

今後、管工事とか電気工事といった、また違う入札、契約を控えているものですから、全体的な工事の予算がなかなか出しづらいというような説明をさせていただいたものでございます。

前回ご指摘をいただきまして、全体の中でどのような提示の方法があるのかということについては、私どもが委託をしております土木部建築課とも今はまだ話をしているところでありますので、今後どのような対応ができるかについては、また検討をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

【堀江委員】つまり、私たち議員が知り得る資料として、12月9日に教育環境整備から、ろう学校の施設はこんな施設ですと聞きました。もちろん管理棟、教育棟、いわゆる構造物がありますけど、言われるように電気がありというふうに出てきますよね。確かに契約はそうなんですけど、一度にそういう資料がきちんとあって、契約がここで、金額が無理としても、議員は毎年いないわけで、この時点で契約をする際というか、予算として上げる際には、これまでの契約が済んで、ここの部分はもう終わっていて、これからの分はこうやりますと、その全体像が見える資料が私は欲しいなと思いながら、この前の補足説明資料も読んだんです。

経費の一部は一部なんですけど、具体的にどういうものかと数字が出せないだけに、出す、出さないは検討中だということで、きちんとそれは説明もしていただければいいと思うんです

が、要は、移転に係る建築工事ですよということだけがぼんと出て、それが全体像の中で、6月定例会でこれ、9月定例会でこれ、11月定例会でこれ、あるいは新年度でこれとかというふうに、そこがよく見えないだけに、何か小出しで見ていると、どうしてもそういう気分がぬぐえないんです。

さらには、ろう学校の施設についての説明があって、参考資料を見ると、11月定例会が始まった初日に審査すると。補正だけだったので、この参考資料を私が見なかったということは棚に上げて質問しているんですけど、もっと見ればよかったんですが、そのこの部分の資料の出し方は、とりわけ大きな建物で、1定例会でぼんと上げられないのは当然だと思いますので、もう少し全体像が見える配付の仕方をもっと検討していいのではないかと、これを見て私は非常に思いました。

言われたら、そうだそうだ、電気もあると思うんですけど、これまでの資料だけでは具体的に何なのかはよくわからないという部分がちょっとあって、そこがわかる資料をつくっていただきたいなとちょっと思ったものですから、議案外のこの時間を使って、私の意見というか思いとして発言させていただいたんですが、最後に見解を教えてください。

【野口教育環境整備課長】施設、敷地部分についての全体の工事については、この間、別途資料でそれぞれ説明をさせていただいたとおりでございまして、確かに委員おっしゃるとおり、その時、その時の資料を見ていくと、小出しにというようなイメージを持たれるのではないかと思います。

今後、こういった大きな、年度がまたがるような工事の場合に、こういった説明が適切であ

るかということについては、また考えさせていただければと思っております。

【宅島委員長】ほかにございませんか。

【渡辺委員】今の件の続きですけど、経済対策で先に論議しましたよね。あの時に、基盤整備の工事と建築の部分と2つあって、それぞれに契約案件に関わるから金額はできないと言われたよね。普通、基盤整備というのは、一番まず。

この資料を見て、これだけ契約をされているのにちょっとびっくりしたんですよ、率直に言いまして。12月9日に審議した時は、こういう発注が済んでおると思うとりもせん。これ、契約を見れば10月7日に全部契約しとるですたい。こういう建築工事につきましては、その時になぜ説明せんやったとですか。あの時の私のイメージは、基盤整備して1棟だけ造るのかなという思いで9日の審議に応じたつもりだったんですよ。

しかし、10月7日にこれだけの建築工事を発注してしまっているわけですたい、契約をですよ。これはどういう建物か、もうわかっているわけでしょうが。その時になして言わんやったとね。

【野口教育環境整備課長】先議案件での経済対策の中身については、国の経済対策に伴う部分ということでの説明を差し上げたつもりでございまして。

このたびのろう学校の建設工事については、予算も含めて、平成28年2月定例会において予算を上程した折に文教厚生委員会にお諮りをしておりますので、その際にろう学校のことについては一定お話をして、平成29年度をまたぐ債務負担もございまして、その件についてもご説明をしているという経緯がございましたので、先日の経済対策の先議の時には、そのことに関

わる補助事業についてのみのお話をさせていただいたということをごさいますて、決して隠していたようなことはございません。

【渡辺委員】 私たちも、いろんな広い分野で予算審議をする時に、一つひとつ覚えていない。皆さん担当はちゃんと覚えているかもわからんばってん、私たちはそこまでの記憶力はなかさ。これに関連するならやっぱり、これだけ発注しておりますよと説明するのが本当やかな。

この辺は今後、既に2月定例会に諮っておりますから関係ないですよ、ではなくて、一連の関連することは、ろう学校の移転問題に対するスケジュール等もあるわけですから、説明をもう少し詳しくするように、今後よろしく願いしたいと思います。

【野口教育環境整備課長】 確かに委員おっしゃるとおり、ごもっともだと思います。そのような丁寧な説明をすべきであったと思います。今後、気をつけたいと思います。

【宅島委員長】 ほかに質問はございませんか。

【近藤委員】 一つ、学校教育のことで。

学校教育の現場が一番変わったのが、学校評価というのが出てきて、そこで現場ががらっと変わって忙しくなったような気がします。また、忙しくなりました。

学校も一生懸命、評価ということで、いろんな面で取り組んでやって、私立も公立も一緒なんですけども、その後、どういうふうになっているのかというのが見えなところがあるものですから、評価について、今、県としてはどういうふうな形でやっているということを教えていただければと思います。

【本田高校教育課長】 学校評価につきましては、取り入れまして10年以上経過しているところがございます。現在、県立学校におきましては、

公立、特別支援学校高等学科を合わせまして、各学校のウェブページ、ホームページ上に学校評価を各学期ごとに掲載して、全ての学校で見られるようにしているところでございます。

また、特に高等学校で行っております授業評価につきましては、生徒からの授業評価をそれぞれの教科担任が受けて、それをまた管理職の面談等の中で協議し、指導、改善等に活かすということで活用しているところでございます。

【木村義務教育課長】 義務の小・中学校もほぼ同様でございます。各学校が、学校教育目標を項目とした内容について調査内容を定めまして、主に保護者、そして教職員自身、また子どもたちにもアンケートを取り、それを集計したものを全て子どもたち、地域、そして保護者に返すという形をとっております。その後、評価委員の方々と意見交換をしながら、次年度の方向性等を見つけていくという方策をとっております。

なお、各教職員に対しましては、学校経営の向上に向けた取組について共通理解しながら、各々がどのような取組ができるかということについても確認をして、学校経営に参画していくという形をとっています。

【近藤委員】 評価制度が出てきてから、いろんな形で現場が変わったのは間違いありません。

せっかくやるんだったら、それが実になっていくように、子どもたちのために、また教員の資質が上がっていくような形で使っていただければと思います。よろしく願います。

【宅島委員長】 ほかに質問はございませんか。

【渡辺委員】 3ページの「公立学校児童生徒の問題行動等調査について」ということで、暴力行為が長崎県でも490件と前年度より69件増加しておりますということです。具体的に小・中・高校の内訳を。

そして、全国的にも増えているわけですが、長崎県で69件増加したのは、どういうものが増加しているのか、その要因がわかっていますか。

【中小路児童生徒支援室長】暴力行為に関しましては、対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊の4つの分類で調査しております。その形態別でいいますと、対教師暴力につきましては、小学校は14件で、平成26年度は7件でしたので倍になっております。器物損壊につきましても5件から14件に小学校での暴力行為が増えています。

中学校におきましては、対教師暴力が44件から51件に増えております。

高等学校におきましても、対教師暴力が5件から11件、対人暴力、外部の人間との暴力が1件から5件、器物損壊が17件から22件に増えている現状でございます。

分析としましては、やはり精神的な不安定が主な原因で、特に小学校では、感情をうまく抑制できない子どもや、対人関係を構築する力が弱いとか、感情のコントロールがうまくできない、特に小学校部分でそういう子どもが増えたと分析しております。

【渡辺委員】今言われた中身について、せっかくこういう問題行動の調査をされているわけですから、その結果について、表があるんでしょう。後で示してください。よろしく願います。

【宅島委員長】今、渡辺委員から、資料の提出の要求がありましたけど、よろしいですね。

【中小路児童生徒支援室長】これについては、発表の時に一度お配りしていると思います。

【宅島委員長】再度、願います。（「はい」と呼ぶ者あり）

【渡辺委員】もらっておきながら、再度要求し

て、すみません。

4ページに、不登校とか、いじめとか、暴力行為とか、児童生徒間の問題行動等の未然防止や早期発見に努めというふうに表現されておりますが、具体的にこういった取組をして未然防止に取り組もうとしているのか、その考え方を示していただけませんか。

【中小路児童生徒支援室長】基本的には3本柱と申しますか、まず1つ目は、そういうことが発生しないような魅力的な学校づくりでございます。2つ目は、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを活用した教育相談体制の充実。3つ目は、やはり子どもたちと接する教職員の資質とか、そういうことを発見し、適切に対処する適性を高めていくということを考えております。

【渡辺委員】そういうことで、ぜひ頑張って、減るように努力をしていただきたいと思います。

この間、長与のICT現場を見学させていただきまして、私どもの中学校時代とはかなり違う状況がわかりました。

長与の中学校は指定校になっているわけでしょう。あの指定校は、県下に何校を指定して、ああいったモデルケースでやっているんですか。

【木村義務教育課長】今年度は、長与町立長与中学校と、もう一つは佐世保市立の宮小学校の2校を指定しております。

昨年度までに小学校6校、中学校6校の12校を3年間指定いたしました。

【渡辺委員】そうしたら、指定校以外の学校については、段階的にICT教育を取り入れて、それこそわかる授業をしていかなばいかなとでしよう。わかりやすいじゃなくて、わかる授業でしよう。そのほかの学校については、こういった取組を今後していく方向なんですか。

【木村義務教育課長】この前の長与中学校には、電子黒板が全普通教室に配置されているということでありましたが、現在、電子黒板が整備されている学校の割合は、今年3月1日現在で小・中学校の93.4%ですので、年々増えて、ほぼ全ての学校で電子黒板が整備されています。長与中学校と同じように、全ての普通教室に電子黒板が整備されている市町も5市町ございます。よって、指定校ではなくても、電子黒板を含めタブレット等の整備は着実に進んでおります。

併せて教職員の資質向上が当然必要になるわけですが、平成26年度から全市町を対象に、まずは全ての学校から1人ずつ、中核となる教員を呼んでの研修を実施しました。平成27年度から、市町と協力しながら、全ての市町でさらにもう一度研修会を実施しております。指定校が先んじてはいますが、指定校の内容等をそのような研修会で広めることで、また、各市町教育委員会のICT機器に対する理解がかなり進んでおります。概ね遅れをとることなく、先進校の実践事例をもとにしながら、県下一斉に進んでいるという状況であります。

【渡辺委員】そういうことはどんどん進めるとともに、5ページにもありますが、読書の関係です。本を読みながら、頭の中で空想とかイメージをわかせていく、そういう能力はやっぱり磨いておかねばいかんと思います。子どもたちに「読書習慣を身につけてもらうよう努めてまいります」とありますが、今の学校の中における読書の時間は、週に何時間とか、月に何時間とか、固定の時間帯があるんですか。

【宮崎生涯学習課長】読書の習慣をつけるために、学校、家庭、地域が一体となって取り組んでおります。

学校においては、10分間程度の読書活動を週

に2、3回、各校の状況に基づいて、そういった時間帯を設けていただくよう依頼をしているところです。

【渡辺委員】たった10分間ね。具体的に各学校にお任せをして、できるだけ10分程度、週に2回ぐらいしてくださいと、学校の自主性に任せるのか。

固定的に、週に30分しなさいよとか、そういう規定というか方針はないんですか。

【宮崎生涯学習課長】学校につきましては、全校一斉読書活動の推進ということで、小学校、中学校、高校にお願いをしているところでございます。本に親しむ機会を確保し、全国に比べて良好な成績を収めていることをキープするという意味合いからも、そういったお願いをしているところであります。具体的な数値は設定しない形でのお願いをしております。

【渡辺委員】私が危惧するのは、最近のICT、ICTと、それを使うのはよかですよ。使うとはよかけど、頭の中で空想とか、考えていく。ただ見てわかる、わかりやすい授業になっているんですけど、子どもたちの脳を鍛えるためには、それに頼るんじゃなくて、読書だとか、長与は黙想をすと言っていたんですけど、集中力、人の話を聞く能力を養っていかねばいかんと思いますので、その辺は十分にですね。ICTにただ走るんじゃなくて、人間が本来持っている人間性の能力を育む教育も気配りをさせていただきたいと思いますので、よろしく願います。

【木村義務教育課長】視察の際のICTの話題の時に、書く活動はどうなっているのかという委員からのご指摘がありました。

書く活動については、私どもは大変重要なことということで、長崎県小・中学校全ての教室、

授業で取り組むようにというふうに進めております。

一概に書く活動といえ、自分の考えを書くということをイメージするのですが、委員からご指摘があったように、与えられた情報を聞き取って整理するとか、本で調べたことをまとめるとか、または、人がわかるように整えてプレゼンするとか、そのようなことを全て含めるものだと思います。

これについては、ICT機器を活用して教師の説明をわかりやすく短時間にすることで、書く活動や子どもがじっくり考える時間を保障するというように私どもは考えております。あくまでもICT機器というのは一つの道具に過ぎません。

おっしゃったとおり、子ども自身が自ら問題を捉え、自ら、どうやって解決したらいいかと考え、それを導き、自分の行動に移していく、本来の学びを最も大切にしたいと思います。全く同感でありますので、引き続き進めさせていただきたいと思います。

【渡辺委員】6ページに「対馬民俗資料館と対馬博物館（仮称）の整備について」ということで載っております。ちょっと確認したいんですが、対馬市が対馬博物館の建設を行って、県が対馬歴史民俗資料館の再整備をすると理解していいんですか。

【金子学芸文化課長】対馬市が新たに博物館をつくります。その隣接地に、対馬歴史民俗資料館を持っていますけれども、それを含めて一体的に整備をしたいという申し出があって今やっていますので、基本的には対馬市が博物館をつくる、その一部に私たちが収蔵庫を含めた研究センターをつくるということで、発注も対馬市が行いまして、県は負担金を納めるということ

で計画は進めております。

【渡辺委員】そうしたら、そこは対馬市が主体になって、負担金をやって、運営費はどうなりますか。

【金子学芸文化課長】現在、設計・建築費についての協議を順次進めておりまして、今後、面積割について新たに負担金、運営費をお支払いするということになるとは思いますけれども、それについてはこれからの協議になります。

【渡辺委員】この全体の建築の何パーセントぐらいが対馬博物館になるんですか。対馬博物館の全体の中に、対馬歴史民俗資料館の部分が何パーセントぐらいになるんですか。

【金子学芸文化課長】全体で4,300、研究センターの事務室、修復室、収蔵庫等を入れまして、全体の約35%程度が研究センターになるのではないかと考えております。

【渡辺委員】そうしたら当然運営費も、年間の維持費、ランニングコストはそのぐらいの割合で考えているんですか。

【金子学芸文化課長】はい。そこについては、収蔵庫の空調の能力、あるいは展示室全体の空調の能力に差がありますので、そこは対馬市と話して、3対7になるのか、4対6になるのかというのは、これから詰めていきたいと思っております。

【宅島委員長】ほかにございませんか。

【坂本(浩)副委員長】私は、6月定例会の時に質問したんですけれども、ストレスチェックの関係で、その後どうなっているか、現状をお伺いしたいと思うんです。

6月に質問した時に、県立のところは全て実施をするという答弁でありました。小・中学校、各市町教育委員会のところが、県内の21市町のうちに8市町で実施予定だというふうに伺って

おります。実施する予定の8市町は、50人以上もありますし、以下もあるだろうと思うんですけども、8市町でどういう現状になっているのかですね。

それから、その8市町以外の残り13市町が、前回の6月の時には、来年度、平成29年度に実施する予定のところもあるみたいですよと、検討中のところもあるということでしたから、その後の状況についてお尋ねします。

【前屋福利厚生室長】ストレスチェックの状況でございますが、副委員長がおっしゃったとおり、県立学校については全て実施したところがございます。

市町立小・中学校については、現在、私どもが聞いているところでは、5市町が実施をしたということがございます。

その他の市町につきましては、現在、実施等について検討中と伺っているところがございます。

【坂本(浩)副委員長】残りは今から、検討中というふうなことで、わかりました。

5市町については、管轄する全部の学校で実施されているんですか。

【前屋福利厚生室長】5つの市町のうち4つの市町は、職員数が50人以上、それ未満に関わらず、全ての学校で行っております。

1つの市町につきましては、50人以上の職員が所属する学校のみでストレスチェックを行っているという状況でございます。

【坂本(浩)副委員長】4市町については全てのところということで、了解です。

前回、6月定例会の委員会の時に要望として申し上げたと思うんですけど、要するに50人以下というのはあくまでも例外措置というふうに私は認識しているんです。去年12月に法が改正

されて、その時も申し上げたと思うんですけども、総務省から各地方自治体への通達でもそうですし、国会では文教科学委員会の中で文部科学省の同じような趣旨の答弁があっているわけです。

要は、確かに学校の場合、50人以上、50人以下という大規模校、小規模校とあるとは思いますが、あくまでも例外措置という法の趣旨を再度、県教委からも周知をしていただきたいと思うんです。

というのは、全ての学校で実施している4市町はそれでいいんですけども、1市町は50人以上ということで、こういう例外を先行するところをつくってしまうと、残りのところも、本当はやりたいけれども、場合によっては例外措置でいいんだったら、とりあえずそっちでやろうというふうな流れになりかねないと思うんですよ。今の時点で、来年度を含めて検討中のところがあると思います。しかも同じ自治体の中で、やっている学校とやっていない学校があることは、やはりどう考えてもおかしいですよ。前回も言いましたように、基本的には教職員は県内を異動しますから、この自治体に行ったらある、この自治体に行ったらないというのもまた、同じ方が行くとまどうところもあるかと思えます。

特に、ストレスチェックが義務付けられた、この間の学校現場のいろんな状況を踏まえて、趣旨はあくまでも原則であると、あくまでも50人以下というのは例外なんだというところを再度、県教委から各市町教委に周知徹底をして、こういう例外が前例にならないように、ぜひお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

【前屋福利厚生室長】市町教育委員会に対しま

しては、まず、4月から5月にかけて、これは以前もお話を差し上げましたけれども、県及び市町の合同会議、小・中学校の校長で組織します県校長会で説明を行い、制度の内容等を理解していただきまして、実施に向けた検討についてお願いをしたところでございます。

また、これまで秋にかけて県内各市町の取組について私も確認を行いながら検討状況を把握しまして、県内の取組状況について県内の各市町にそれぞれ周知をしますとともに、ストレスチェックの趣旨を理解していただくために、平成27年5月に発出されました総務省通知、文部科学省通知についても再度、秋にお知らせをしまして、ストレスチェックに向けた検討をお願いしております。

さらに加えて、11月に開催されました小・中学校の校長で組織する県の校長会の理事会においても、ストレスチェック制度に対しての認識とご協力をお願いしたところでございます。

今後、会議などさまざまな機会を捉えまして、県としても引き続き、ストレスチェックの実施に向けた検討をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

【宅島委員長】 暫時休憩します。

-----  
午後 3時36分 休憩

-----  
午後 3時38分 再開  
-----

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

ほかに質問はございませんか。

【橋村委員】 私は、土曜授業を再開するということはずっと提言してきたわけですが、各地区懇談会あたりで私の考え方を披露するわけです。そうすれば保護者の人たちは、土曜日授業を再開してくれればというような人が

圧倒的なんです、クラブ活動とかなんとかは別としても大方の方々は。

そもそもの発端は、日本人は働き過ぎだから、まず休みを1,800時間に労働時間を縮小せよ。まず、かいより始めよで公務員から休みとし、公務員の中で教職員もというようなことで土曜日の授業を廃止して、いわば社会のひずみを子どもたちに押し付けたようないきさつだと私は理解しているんです。

そういう中で子どもたちの立場というのは、子どもたちは発言する、主張することができない。一番弱いところにしわ寄せをさせてしまっているというのが現状ではないかと思っております。

また、裕福な家庭では私立学校にやれる。すると土曜日も授業を受けられる。あるいは塾で勉学をやれる。だから、ますます貧富の連鎖と言われるわけです。何となく、余裕のないところはしわ寄せされて、家庭に閉じ込められるか、学童保育にやるかというような感じで。

公教育、義務教育というのは国の責任であったわけです。義務教育の子どもたちはせっかく伸び盛りで、その時にタイムリーな教育を施すべきだと思うんです。小学校、中学校、あるいは幼児の時期に適切な教育を施す。しかし、それを放棄してしまっている。あるいは、受ける権利をはく奪してしまっているというような問題があるということで、頻繁に指摘してまいりました。

県教委の皆さんたちも、2人で話す時にはよく理解されているわけですが、この際、どういうふうな取組をして、この2年ぐらいの間にどういうふうな経緯をたどって、現状はどうか。

それと、市町村立学校だから、市町村の教育

委員会がどういうふうにするのかという権能の問題もありますけれど、人事権を持っているのは県であって、そこら辺のところは、市町村教委としてフリーハンドで思いを遂げようとしてもできない。だから、それは連携プレーで、県教委としての人事管理をつかさどる責任あるところが、自由にいいですよと、あるいは文部科学省も、まとめ取りも構わないというふうなことで県教委も容認して、集中的な休みをとってもらおう。

何となれば英語学習から授業と、今度は6年生、5年生と、必然的に学習時間がなくなってしまっているじゃないですか、物理的に。今後授業化するということになったら、その授業を折り込むならば、今度は何かをカットせにゃいかんという矛盾になってくるわけです。だから、もう当然の帰結として目に見えていることであらば。

話は飛びますけれど、小・中・高、あるいは中・高一貫校というのを長崎県ではモデル的にテストケースとして長崎、佐世保、諫早とやってきた。もう歴然としているじゃないですか、その成果は。そういうのと同じように土曜を再開する、そして十分に教育、授業を受けるチャンスを与えると、学習力がぐんと上がることは、もう火を見るより明らかだと思っているんです。

それだけわかって、前向きに一刻も早く実現するということに取り組まないと業務怠慢だと、私はそう思うんですよ。わかっておりながら、それを先送りするのは、教育者としてあるまじき。教育者の姿ではない。先取りでやっていくべきだと、将来に備えて若者をいかに、優秀な人材を育て輩出していかんと、それこそが本来の目的だと思っています。

したがって、いい人材を育てるためには、公

教育の充実ということからまず取り組んでいくべきだと思っているので、今までいろいろ議論してきましたけれども、現状ではどうなのか、そして、そのところを公的にきちんと、県民全てに理解が、また声が届くようにご説明をいただきたいと思います。

【木村義務教育課長】土曜授業につきましては、橋村委員からたびたびご指摘をいただいているところであります。

まずは、本年度の状況について申し上げます。昨年度来、土曜授業につきましては、各市町教育委員会と協議を重ねております。本年度は、特に率先して取り組んでいきたいという諫早市教委と連携を図りながら、私の聞いたところによりますと、諫早市では42校中40校が本年度から土曜授業を実施しております。

そもそも土曜授業というのは、その他の学習等も含めて、これも委員からご指摘あったとおりですが、土曜日を子どもたちにとって有意義な日にする一つの取組として私どもも考えております。

併せて、これも委員からご指摘のあったとおりですけれども、今、新しい学習指導要領が本年度中には告示されようとしております。その中で、小学校4年生から6年生につきましては、週休2日の始まる前と同じ授業時数、1,015時間に戻るといった状況であります。この増えた週1時間をどう対応するか、文部科学省では、その一つの方策として土曜授業もというような考え方を示しているところであります。

まだ告示されておらず時数も確実には決まっておりますが、そのあたりの内容と、現在本県の中で展開されている土曜授業を重ね合わせながら、告示と同時に我々の考え方を取りまとめて、さらに市町教委と話を進めていきたいと

考えております。

特に、諫早市の実践的な事例につきましては、その効果等につきましても十分収集いたしまして、県内に周知したいと考えております。

【橋村委員】地元の諫早市教委が、非常にこれに理解を示しておりますし、積極的に前向きな取組をしているのは大変心強く思っております。

また、これは個人的になりますけれども、池松教育長も諫早市出身であるし、やっぱり地の利を得たり天の時というものもあるので、そういう意味で人的な面、あるいは物的な面でも援護射撃をやっていただきたいと私は思うんですよ。

学校の先生は、学校の先生として春休みあり、夏休みあり、冬休みがあると。この間も看護協会の皆さんたちと話したんですが、その時にも、教職員というのは夏休み、冬休み、春休みがあってしかるべきだと。看護師の皆さんたちも、3交代でと、それはもう最初から職業的なものだという理解で、その職場に飛び込んでおられるわけでありましてという話をしたんです。

したがって、それなりに職員の皆さんたちはまとめ取りができると、その利点を生かして集中的な勉強もできると思うんです。私は、できれば小学校の先生たちに短期留学みたいな。

私は、ふるさと創生の1億円の果実で、海外旅行を体験学習してくださいと。物見遊山結構と、3分の1を補助しますと。新婚旅行もいいですか、大丈夫と。修学旅行もいいですか、大丈夫ということで、シンガポール15万円だったら、5万円を補助金ということにして、そうすれば家庭の負担も軽減できたというようなことで、1,000名余り、ふるさと創生の基金で、あのころは6%、7%ぐらいの運用益があったものですから、多くの皆さんたちに体験をしてもらったわけです。

例えば県教委の中でも、補助金まで出せるかどうかは別だけれども、先生たちの語学短期留学のためにというようなチャンスを与えていいじゃないか。あるいは、前向きに捉えるところには加配だって、人事配置の面で何か県教委として、よそと違う前向きな取組をした時にはちゃんと手立てをするというようなことも取り組んでいただきたいと思っているんですよ。

そうせんと、「ばかばかしい、なんで俺たちだけせにゃいかんか、よそはついてこないじゃないか」ではなくて、方向は見えているんだから、それをいつ実践するか、いつ効果を発揮するかが問題であって。したがって、そういう物心両面での県教委の全面的なサポートをするという姿勢をもって取り組んでいただきたいと思っております。

課長としては答弁も限界がありましようから、最高責任者の教育長に、その意気込みをご披露していただきたいと思います。

【池松教育長】学校週5日制が始まって、もう10年を超えておりますので、一定定着をしている部分がある。その効果としてどうかというのは、橋村委員のご発言にもありましたような評価もありますし、保護者の方は、勉強時間が足りない、土曜授業をやってくれというようなご要望があることも承知をしております。

県教委としては、土曜授業をやる方向といたしますか、市町教委と十分に連携をとりながら、市町教委の判断でやれるような環境整備をやっていきたいと思っておりますし、先ほど義務教育課長が答弁申し上げたとおり、新しい学習指導要領になると時数が足りない。英語教育も始まるわけですから、そういった物理的な要請も出てくると思いますので、住民の方々の理解を得ながら進めていくべきだと考えておりますの

で、我々としては、進める方向も大きな選択肢として、市町教委と今後、連携をもって対応していきたいと考えております。

【橋村委員】県教委だけで独走して実現できるものでないことは承知しております。しかし、その気持ちというか、基本的な考え方を否定はしていないんだと、できれば皆さんたちと一緒に、その方向に取り組んでいきたいという思いをきちんと発言していただければ。

あるいは、校長先生はやろうと思っても、教職員の皆さんたちのご機嫌伺いではないけれども、協力してもらわないといかんと、それはわからないでもないわけです。したがって、そういう方向性をきちっと提示してもらえば校長先生たちも取り組みやすいし、県教委の理解の中で短期留学でも、校長先生の推薦があれば短期研修にでも、語学研修にでも行っているですよと、あるいは特別休暇をあげますよと、いろんなこともできるだろう。あるいは、県教委と市町教委と一緒にあって、そういうことを前向きに取り組むというようなこともあるし、いろんなことがあるだろうと思っております。

こまごましたことについては、また個々にお話ができようかと思っておりますので、ただいまの教育長の決意を提示していただいたことで納得をしておきたいと思っております。ありがとうございました。

【宅島委員長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】ほかに質問がないようですので、教育委員会関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

---

午後 3時51分 休憩

---

---

午後 3時51分 再開

---

【宅島委員長】委員会を再開いたします

分科会長報告、文教厚生委員会委員長報告に関しましては、正副委員長に文案の作成は一任をされましたので、そのようにさせていただきたいと思っております。

以上をもちまして、教育委員会関係の審査を終了いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでございました。

---

午後 3時52分 散会

---

# 第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成28年12月13日

自 午前10時 0分  
至 午後 4時46分  
於 議会会議室

高校教育課 鶴田 勝也 君  
人事管理監  
特別支援教育室長 前田 博志 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 宅島 寿一 君  
副委員長(副会長) 坂本 浩 君  
委 員 橋村松太郎 君  
" 渡辺 敏勝 君  
" 外間 雅広 君  
" 堀江ひとみ 君  
" 松島 完 君  
" 山本 啓介 君  
" ごうまなみ 君  
" 近藤 智昭 君

福祉保健部長 沢水 清明 君  
福祉保健部次長 園田 俊輔 君  
福祉保健課長 上田 彰二 君  
監査指導課長 (参事監) 鳥山 秀朝 君  
医療政策課長 村田 誠 君  
医療人材 太田 勝也 君  
対策室長  
薬務行政室長 古賀 浩光 君  
国保・健康増進課長 安永 留隆 君  
長寿社会課長 小村 利之 君  
ねんりんピック 磯本 憲壮 君  
推進課長  
障害福祉課長 柴田 昌造 君  
原爆被爆者 林 洋一 君  
援護課長

3、欠席委員の氏名

宮内 雪夫 君

こども政策局長 永松 和人 君  
こども未来課長 中野 嘉仁 君  
こども家庭課長 吉田 弘毅 君

4、委員外出席議員の氏名

なし

学事振興課長 小坂 哲也 君  
(参事監)

5、県側出席者の氏名

教 育 長 池松 誠二 君  
政 策 監 島村 秀世 君  
教 育 次 長 渡川 正人 君  
総 務 課 長 田淵 和也 君  
教育環境整備課長 野口 充徳 君  
教 職 員 課 長 栗原 正三 君  
義務教育課長 木村 国広 君  
義務教育課 川里 祥之 君  
人事管理監  
高校教育課長 本田 道明 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開会

【宅島委員長】皆様、おはようございます。  
ただいまから、文教厚生委員会及び予算決算  
委員会の文教厚生分科会を再開いたします。

なお、宮内委員から欠席する旨の届けが  
出されておりますので、ご了承をお願いいた  
します。

松島委員から委員会の出席が遅れる旨の連  
絡がっておりますので、ご了承をお願いいた  
します。

それでは、これより議事に入ります。

これより請願審査を行います。

関係理事者として、学事振興課長に出席いただいております。

したがいまして、理事者の出席範囲として、お手元に配付いたしております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

第7号請願「ゆきとどいた教育を求める請願」を議題といたします。

紹介議員から説明をお願いいたします。

【堀江議員】 請願7号紹介議員の堀江ひとみです。

本請願は、長崎のゆたかな高校教育をめざす会より、請願提出時より増えました3,731筆の署名を添えて提出されています。

請願では、現在、国が検討している給付制奨学金制度の創設について、多くの学生が利用できる制度にしてほしいことなど、教育予算を大幅に増やし、教育条件の整備・改善を進めてほしいとして、国への要望を大きく3項目、長崎県に対し、教育予算を増やし、県独自の施策も実施してほしいとして、大きく2項目を請願しています。

この後、請願人が趣旨説明を希望しています。委員長、委員の皆様におかれましては、どうぞよろしくをお願いいたします。

【宅島委員長】 この際、お諮りいたします。請願人から趣旨説明を行いたい旨の申し出がっておりますが、これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 ご異議なしと認めます。

よって請願人の趣旨説明を許可いたします。

なお、請願人に申し上げますが、趣旨説明は5分以内で簡明をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前10時 3分 休憩

-----  
午前10時 8分 再開  
-----

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

これより請願についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山本(啓)委員】 ただいま出されております請願についての質疑を少しやらせていただきます。昨年も同様の請願が提出されて、この場で審議されていることを議事録等を取り寄せまして確認をいたしました。

その中で、ポイントとなっておりますのが、財政的な部分、その趣旨や現場における評価などについては、一定、委員同士、委員会の中においても共有されているというような議事録がございました。

しかしながら、その一つ一つをひもとくと、やはり財政的な部分が厳しい。国の取組においても、そのような形で各都道府県に対する影響があって、各都道府県においても進める部分はあるけれどもというようなところのやりとりがあったように理解をいたしました。

その中で、少しその経過も踏まえまして、理事者の方に確認をさせていただきたいと思いますが、まず35人学級、この現場における今の評価、理事者側の評価としてどのようなものがあるのか。そのこと1つに絞って答弁を賜りたいと思います。

【川里義務教育課人事管理監】 少人数学級編製の成果についてでございますが、教職員あるいは保護者、児童生徒へのアンケート等を実施しているところでございます。

例えば、教職員へのアンケートの中で見ますと、「小学校生活への適応がスムーズに図られ

た」、これにつきましては中学校も同じでございます。それから、「授業中には、児童生徒が発言、発表、活動する機会が増えた」、「きめ細やかな指導ができるようになった」などの成果が出ているところでございます。

【山本(啓)委員】 理解しました。

そういう中で、現場でのそういうふうな状況をそのように評価し、本県の教育をつかさどる教育庁としては、今後どのようにその現場の方向性や本県の教育についてのお考えをお持ちなのか、そのところまで踏み込んでお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

【川里義務教育課人事管理監】 少人数学級編制につきましては、先ほど申し上げたとおり、調査等から一定の教育の成果が認められるものでございます。

そのようなこともあり、先ほどご説明のあったとおり、国の加配定数を活用しながら、本県におきましても少人数学級編制を進めているところであります。

結果としましては、小学校全学級の92.8%が35人以下の学級となっております。中学校の全学級の81.4%が35人以下の学級となっております。

一方、学級編制にかかわりまして課題となっておりますのは、複式学級のある小学校84校のうち54校については、複式支援等の非常勤講師を配置しているわけですが、いまだ30校については未配置でございます。

一方、中学校の方に目を向けますと、免許所有者のいないこと等による免許外担任の数は、本年度は65校109名となっております、そのための加配や非常勤講師が不足している状況でございます。

このような現状を踏まえ、国に対しど

のような要望を優先させていくのかということにつきましては、十分な検討が必要ではないかと考えております。

【山本(啓)委員】 現場の評価については、少人数、35人学級における成果というものは一定確認されるということ。しかしながら、本県においては、非常に特異な地形であることから、それぞれの学校の人数の平準化、そういったものに対する配置というものについて、国から行われている加配の取組をもってしても、なかなかその部分において、複式や、そういった平準化を図ることに少し困難なところがあるということで、昨年のやりとり、議事録を見させていただいても、その部分、政府がどこを重点的に予算を絞って行って、そして、教育の現場においてどこを重点的にやっていくのか。そういうところを県としても考えていかなければならないというようなやりとりがあったように理解をしております。

その1年たった今年のこの請願においても、いまだその部分についての取組においては、まだ変化というものが無い。しかし、現場においては、35人については一定努力をし、進められているというような把握を教育現場の皆さんはしているというような答弁をいただいたというふうに思います。

ここにとどめておきます。

【宅島委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【渡辺委員】 2点目が県独自で実施してくださいという要望が出てきておりますけれども、これを実施した場合の県の予算、持ち出しは幾らぐらいになるか示してください。

【栗原教職員課長】 35人以下学級を実現した場合の経費につきましてでございますが、小中学校におきましての金額としましては、214人

を現在必要とするものと考えておりました、経費としましては約17億8,000万円、高等学校におきましては、238人を必要とするものと考えておりました約19億円。合計で、452名で約36億8,000万円を必要とするものと考えております。

【宅島委員長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【山本(啓)委員】提出されました請願の内容につきまして、先ほど理事者に質疑を行いました。

その上で、この請願に対しましては、我が会派は反対の立場で討論を少しさせていただきたいと思っております。

提出されている内容、昨年来のこの委員会の質疑においても、現場における雰囲気や、その取組状況についてのやりとりが委員会において行われました。その上で、長崎県の教育というものをごどのように考えるか。そして、本県のこの地形に応じた教育のあり方、そういったものについての議論がなされたかと理解をしております。

その上で、先ほど来の質疑においては、しかしながら、多くの財政的な負担があるということ。また、国においては、全国的な取組においても優先的なものをしっかり定め、どこに絞っていくかということの議論がなされているということ。さらに、本県において独自のということにおきましても、先ほど来、数字が明らかになったわけですが、その部分においても本趣旨において賛同はしかねるというふうに思っております。

しかしながら、同様の思いや取組というのは教育の現場において上げられたことですので、我々は教育ということをごどのように考え、本県の教育をごどのように進めていくかということは、引き続き本委員会においても見ていかなければならないというようなことも含めて意見を申し述べたいと思っております。

【宅島委員長】ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前10時18分 休憩

-----  
午前10時19分 再開  
-----

【宅島委員長】委員会を再開いたします。

質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第7号請願「ゆきとどいた教育を求める請願」を採択することに賛成の委員の起立を願います。

〔賛成者起立〕

【宅島委員長】起立少数。

よって、第7号請願は、不採択とすべきものと決定されました。

以上で、請願の審査を終了いたします。

次の部の準備のためにしばらく休憩いたします。

-----  
午前10時20分 休憩

-----  
午前10時34分 再開  
-----

【宅島委員長】委員会を再開いたします。

これより、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

分科会に入ります前に、委員の皆様にお諮りいたします。

審議を行う予算議案と、第155号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、関連があることから、予算議案及び第155号議案について説明を受け、一括して質疑を行った後、予算議案についての討論・採決を行い、委員会再開後、第155号議案についての討論・採決を行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 それでは、そのように進めさせていただきます。

【宅島分科会長】 分科会による審査を行います。

福祉保健部長及び子ども政策局長より、予算議案及び第155号議案の説明をお願いいたします。

【沢水福祉保健部長】 福祉保健部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料の福祉保健部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第131号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分、第137号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分の2件であります。

はじめに、第131号議案「平成28年度一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、福祉保健部合計で413万6,000円の減、歳出予算は、福祉保健部合計で1億4,762万2,000円の減となっております。

なお、各科目につきましては、記載のとおりであります。

補正予算の内容につきましては、職員給付費についての関係既定予算の過不足調整に要する経費であります。

資料2ページ中段になりますが、債務負担行為について、長崎県聴覚障害者情報センター管理運営負担金に係る平成29年度から平成33年度までに要する経費として、1億2,114万円を計上いたしております。

次に、第137号議案「平成28年度一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

3ページ上段部分に記載のとおり、歳出予算は、福祉保健部合計で3,139万5,000円の増となっております。

なお、各科目につきましては、記載のとおりであります。

補正予算の内容につきましては、職員の給与改定に要する経費であります。

ここで、先ほどの債務負担行為の予算議案と関連する第155号議案「公の施設の指定管理者の指定について」ご説明をいたします。

別冊となっております「文教厚生委員会関係議案説明資料」の福祉保健部の1ページをお開きください。

第155号議案「公の施設の指定管理者の指定について」につきましては、長崎県視聴覚障害者情報提供施設条例に基づき、長崎県聴覚障害者情報センターの管理運営を行う次期指定管理者を公募したところ、1者からの申込みがあり、選定委員会における審査結果を踏まえ、一般社団法人長崎県ろうあ協会を指定管理者として指定しようとするものであります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【永松子ども政策局長】 おはようございます。

私の方から、子ども政策局関係の議案につい

てご説明をいたします。

「予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料」のこども政策局をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第131号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分、第137号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分の2件であります。

はじめに、第131号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算は、こども政策局合計で277万7,000円の増となっております。

なお、各科目につきましては、記載のとおりであります。

補正予算の内容につきましては、職員給与費について、関係既定予算の過不足調整に要する経費であります。

また、債務負担行為につきましては、里親育成支援事業業務の効果的かつ安定的な実施のため、これまでの単年度から新たに複数年度で業務委託契約を締結するため、平成29年度から平成31年度までに要する経費として1,453万5,000円を計上いたしております。

次に、第137号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明をいたします。

歳出予算は、こども政策局合計で284万3,000円の増となっております。

なお、各科目につきましては、記載のとおりであります。

補正予算の内容につきましては、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【宅島分科会長】 ありがとうございます。

次に、障害福祉課長より補足説明をお願いいたします。

【柴田障害福祉課長】 第155号議案「公の施設の指定管理者の指定」について補足説明をさせていただきます。

お手元の資料、文教厚生委員会補足説明資料、「長崎県聴覚障害者情報センター指定管理者候補者の決定について」をご覧ください。

今回、指定管理者の指定を予定しております施設は、1番の施設の概要のとおり、長崎県聴覚障害者情報センターであり、公募により指定管理者の募集・選定を行っております。

指定管理者に委任する業務につきましては、2の業務内容に記載しておるとおりでございます。

3番、選定の経過でございますけれども、本年8月9日から9月9日まで募集を行いましたところ、現在の指定管理者であります一般社団法人長崎県ろうあ協会より応募がございました。

選定方法でございますが、（3）に記載しております。メンバー5名による選定委員会を9月23日に開催いたしておりますところでございます。

裏面の2ページ目をご覧ください。（4）評価でございますが、記載の審査項目について審査が行われ、委員会の総合評価は「良」とされております。

（5）に記載のとおり、指定管理者の候補者として適当との判断がなされておるところでございます。

なお、選定理由につきましては、（6）でございますが、団体として長年の実績があること、そして、これまで培ってきた事業経験をもとに

安定した管理運営が行えることが上げられております。

この結果を受けまして、県といたしましても、施設の安定した管理運営のための計画内容等を総合的に検討いたしまして、当該団体を候補者としたところでございます。

4番、指定管理の期間でございますが、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間でございます。

なお、本事件議案と併せて参考に記載しております施設の管理運営に係る平成29年度からの5年間の債務負担行為限度額1億2,114万円を予算議案として計上しておりますところでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【宅島分科会長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び第155号議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【堀江委員】 まず、福祉保健部の補正予算、横長資料の17ページ、債務負担行為、今、障害福祉課長が説明しました155号議案の長崎県聴覚障害者情報センターの指定の問題ですが、これは、前回と同じ長崎県ろうあ協会と理解をしているのかということと、この限度額、債務負担行為の額ですが、これは前回と比べてどうなのか、まず2点教えてください。

【柴田障害福祉課長】 まず、指定管理者でございますが、前回、平成24年4月から平成29年3月までの5年間、同じ長崎県ろうあ協会でございます。

それから、額でございますけれども、債務負

担限度額、前回の5年間につきましては1億2,085万5,000円でございます。

前回と比べて、その額がいかかというお尋ねでございます。消費税の増税5%から8%という影響額を考慮いたしまして、今回増額をしておるところでございます。

【堀江委員】 指定管理者の指定は、一つの目的としてコスト削減というのがあると認識しております。

この聴覚障害者情報センター、そして指定を受けるろうあ協会というのは、本当に誠実に、そして節約をしながらされていると思うので、指定管理の額をさらに削減するようなことがあってはならないと思ひまして、その額を聞いたわけですが、いずれにしても、前年同様、消費税の額が増えた分を含めて指定管理者とするという理解をいたしました。

こういう部分については、コスト削減の面はあっても、必要な経費は十分にきちんと保証していただきたいというふうに思っているんですが、今の課長の答弁を聞きまして、そういう対応をとっているというふうに理解をいたしました。そういう認識でいいですか。

【柴田障害福祉課長】 必要な経費については、予算化をするという考えでございます。

【堀江委員】 理解いたしました。

もう一つ、こども政策局の債務負担行為の部分の里親育成支援事業です。これまで単年度の委託契約だったものを複数年度の契約にしますと、効果的かつ安定的なと、この内容をもう少しわかりやすく、具体的に複数年度にすることによってどうなのかということをもう少しわかりやすく説明していただけますか。

【吉田こども家庭課長】 里親育成支援事業につきましては、現在、研修事業と広報・啓発事業

を、今回債務負担でとっております里親育成センターに委託をしております。平成26年度から外部化をしております。これまで単年度契約ということで、研修事業につきましても、年度、年度で、要は里親さんに対する研修事業になりますので、毎年同じものをやるということではなくて、一定のスパンで、今年はどういった研修事業をやるかということでありまして、そういったことを期間をとって検討する必要があるだろうということ。単年度契約ということで、この部分で1名、専任の職員を雇用いたしておりますけれども、どうしても単年度契約になりますと、もう単年度で雇用が切れるということになっておりまして、そういった研修事業について一定のスパンで検討するというような取組ができなかったということも実際聞いております。

そういったことから、今回3年というスパンの中で研修をどういった形で組み立てるかというような事業実施もできると考えまして、今回、債務負担行為で3年間の契約をしたいという形で議案として上げさせてもらったところでございます。

【堀江委員】この里親支援というのは、里親さんの教育と言ったらおかしいんですけども、里親さんがどんなふうにも子どもを受け入れていくのか、どういうふうにするのかということ、これまでは各機関で個別に実施していたのを、研修もそうですし、広報もそうですし、それを、今、課長が言われたように平成26年度から一元化したと。

これは、長崎県里親育成センター「すくすく」を指しているんですか。

【吉田こども家庭課長】愛称として「すくすく」と呼んでおります。

【堀江委員】 そうしますと、ここでの3年間、いわゆる複数年度にすることによって、今、課長が言われたように、長いスパンできちんと養育ができるということを理解いたしました。

それと、雇用というのは里親委託推進員ということになりますか。その雇用というものをもう少し教えてください。

【吉田こども家庭課長】この里親育成センター「すくすく」を運営するに当たって、さっき言ったように研修事業の組み立てであるとか、そういったものを専任でやっていただく必要がありますので、そのための専任の職員ということで、里親支援専門相談員とか、そういうものとはまた別になります。

【堀江委員】 わかりました。

【宅島分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【松島委員】1億円を超える債務負担行為の先ほどの堀江委員の関連であります。指定管理者、前回も同じ管理者であり、いろいろご尽力いただいている協会であるというように認識しておりますが、指定管理者の目的に返ると、コストの削減とともにサービスの向上でありますので、少し丁寧に見たいと思います。

先ほど、前回も同じ管理者であるという課長答弁がありました。2度目なのか、3度目なのか、4度目なのか、何年なのか、お聞きします。

【柴田障害福祉課長】この聴覚障害者センターのスタートが平成19年からでございます。指定管理も当時からしておりますので、平成19年から平成24年3月までというのが第1期でございます。今回が第3期ということになりまして、第1期の指定管理者は長崎県ろうあ福祉協会ということで、今上がっております長崎県ろうあ協会の前身の団体でございます。そういう意味では、平成34年まで15年連続という形になると

いうことでございます。

【松島委員】事実上ずっと同じ団体であるということではありますが、ずっと1者ですか。競争性をちゃんと見るという上で、別にここに限らず、必ずどの部でも指定管理者はこの議論になるんですけど、ずっと1者なのか、競争はどうですか。

【柴田障害福祉課長】いずれも公募をかけておりますけれども、手を挙げられているのが1者だけという状況でございます。

【松島委員】 これまでも。

【柴田障害福祉課長】 これまでもです。

【松島委員】 やはり重要になるのは、この選定委員の選定だろうと思うわけです、一応競争性を担保するというか、ちゃんと審査をするという意味で指定管理者選定委員会がつくられておりますので。

そこで、課長もその委員会のメンバーに入っているから、この委員会の中身をお聞きしようと思います。これは、委員長を含め5名のメンバーの方々が、「良」、「可」、「不可」をそれぞれ付けて持ち寄って話し合われるんですか。どのようにして評価をされているのかお聞きします。

【柴田障害福祉課長】 5名の委員がそれぞれこの審査項目につきまして評価をするということで、それを全体の評価としてどうするかということはこの選定委員会の中でお話をして、この評価結果になったところでございます。

【松島委員】 ちなみに、課長も全部「良」にされたんですか。

【柴田障害福祉課長】 私の評価を細かく申し上げますけれども、少なくとも不可はございませんし、5名の委員の中で不可というのは当然ございません。一部の委員さ

んで、「可」という評価が一部にあったということは確かでございます。

【松島委員】 最近、割とこの話題には触れてきてなかったんですが、今回触れたのは、福祉保健部の平成28年度事務事業評価の一番後ろに福祉保健部がかかわっている指定管理者の評価が書かれています。そこで、A、B、Cと評価されているわけですが、一番いいのはAで現状維持と書いてあるんですが、このことに関してはAで改善と書いているわけですね。

それをちょっとここでご説明いただいて、もちろん1者以外ないわけです。経験もあります。安定もあります。しかし、Aで改善、どんな点を改善されていくのか、よりよきサービス向上のために丁寧にご説明いただきたいなと思います。

【柴田障害福祉課長】 この総合評価がAというところの理由でございますけれども、聴覚障害者を対象といたしました災害時のメール配信のサービスを開始すること、それから、スマホやタブレット、アイパッドの講座を改めて実施するというようなことで、利用者の方の情報獲得や技術の向上を改めて図っていくという見直しがございます。そういうところから総合評価をAとされておるところでございます。

【松島委員】 AはAで一番いいので大変結構ですが、Aで現状維持というのが一番いいわけですよ。文句なし、どうぞこれから続けてくださいと。Aで改善という評価をされているので、その改善の部分はどのような点なのか、ここで明らかにしていただいて、次のサービス向上につなげていただきたいという意図です。

【柴田障害福祉課長】 改善点でございますけれども、字幕のライブラリーの貸し出しという案件があるんですけれども、この件数が若干減っ

ているというようところがございます。

ただ、この減少傾向の理由といたしましては、テレビの放送の字幕とか通信機器が発達をしてきたというような事情もございます。

さらに、高齢者の方々が、ライブラリーというのはやはり操作が簡単だというようなことでニーズは薄れていない状況ではありますけれども、この辺のところが減っているというようなことがございまして、これにつきましては聴覚障害者のみを今まで対象としていたところがございますけれども、今年度からは支援者であります手話通訳者、要約筆記者、これらの方も必要になってまいりますので、貸し出しを開始するという対応しております。

【松島委員】改善という評価をされて、県とすれば、この指定管理者にどのような指導をされたんですか。

【柴田障害福祉課長】ただいま申し上げました手話通訳者等への貸し出し、利用を広げるというようなことで取り組むということをお願いしております。

【松島委員】それが足らざるで改善となった。利用者を広げるサービスが足らなかったの、Aの現状維持ではなくAの改善となったと。私としては、もっと大きなニーズというか、大きなものを想像していたので、これは努力次第ですぐもっとよりよきものになるなど今お聞きして思います。

なので、もっと利用者のサービス向上のために、県としての役割は、指定管理者の選定をするに当たっても、今言われたことをこれからちゃんと5年間やってくださいよと、そのことをちゃんと伝えてサービスの向上に努めていただきたいと思います。

あえてこう言っているのは、再三で申し訳な

いですけど、コスト削減とともにサービス向上という目的を掲げられているので、サービスの向上がおろそかにいつもなるんですよね。その視点をちゃんと見ていただいて、これから県としての立場を、指導という言葉はちょっと私は抵抗があるんですが、県としてやるべきことをやっていただきたいと思います。

【柴田障害福祉課長】先ほどちょっとご説明しておりませんでしたけれども、私どもからこの協会に、ビデオライブラリーの活動の充実、貸し出し業務だけではなくて、防災に関する学習会の実施でありますとか、センター職員や臨床心理士による相談支援、センター祭り等の周知活動の充実ということもお願いしております。そういったことで新規の方の獲得ということもお話をさせていただいているところでございます。

今後とも、協会に対しまして改善の努力を、取組をお話をしてまいりたいと思います。

【松島委員】 よろしくお願ひします。

【宅島分科会長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、予算議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了し、採決をいたします。

第131号議案のうち関係部分及び第137号議案のうち関係部分は、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、原案のとおり可決すべき

ものと決定されました。

【宅島委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

福祉保健部長より所管事項説明をお願いいたします。

【沢水福祉保健部長】福祉保健部関係の議案については、第155号議案「公の施設の指定管理者の指定について」のみになります。

これについては、ただいま分科会でご説明いたしましたので、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

「文教厚生委員会関係議案説明資料」の福祉保健部をお開きください。

1ページ下段の部分をご覧ください。「ねんりんピック長崎2016」の開催。

第29回全国健康福祉祭ながさき大会、愛称「ねんりんピック長崎2016」は、去る10月15日の総合開会式に常陸宮妃殿下のご臨席を賜り、18日までの4日間、延べ55万人の方々にご参加いただき、無事に全日程を終えることができました。

これもひとえに、委員の皆様を初め、市町や関係団体の皆様、多くの県民の皆様の格別のご支援とご協力のたまものであり、心から感謝申し上げます。

開催期間中、大会運営をはじめ、選手の応援やボランティアなど、県民総参加によるおもてなしにより、年齢や世代を超えた交流を通して、高齢者が元気で生きがいを見つけ、人と人とのつながりを大切にし、これを未来につなげるという大会目標を達成できたものと考えているところです。

また、本県選手団の皆様は、大きな声援を力に、日頃の練習の成果を十分に発揮され、スポー

ツ・文化の各種競技で56個のメダルを獲得されるとともに、美術展においても6作品が入賞するなど、すばらしい成績をおさめられました。

さらに、老人クラブの皆様には、長年、支え育てこられた地域文化、郷土芸能、健康・生きがいつくり活動などを展示・実演する「地域文化伝承館」の運営に、県内全ての市町老人クラブの力を結集していただき、地元開催の大会を大いに盛り上げていただきました。

県としては、この大会の開催を契機として、いつまでも健康で活躍できる社会の実現に向かって、高齢者の健康づくりや生きがいつくりに全力を注いでまいります。

続きまして、3ページ上段をご覧ください。

生涯現役促進地域連携事業について。

少子高齢化が進展する中、意欲のある高齢者が能力や経験を活かし、年齢にかかわらず活躍できる生涯現役社会の実現に向け、国が本年度創設した生涯現役促進地域連携事業に、県及び関係機関からなる協議会で事業構想を提案し、平成28年10月21日付で厚生労働省から採択を受けたところであります。

今後は、関係機関と連携・協働しながら、県内高齢者の就業、社会参加の意識や企業側のニーズ等の実態調査を実施するほか、高齢者が就業から社会参加まで気軽に相談できるワンストップ相談窓口として、「ながさき生涯現役応援センター（仮称）」を開設し、個別相談等、マッチングに向けた支援や、高齢者向け・事業者向けセミナー、企業訪問等による求人開拓等を行い、高齢者の方々の就業、社会参加機会の拡大に取り組んでまいります。

続きまして、「文教厚生委員会関係議案説明資料（追加2）」の福祉保健部の1ページをご覧ください。

長崎大学における感染症研究拠点の整備について。

長崎大学の高度安全実験施設BSL-4を中核とした感染症研究拠点の整備につきましては、平成26年11月定例県議会における「長崎大学における感染症研究拠点の早期整備に関する意見書」の採択を受け、昨年6月に、県、長崎市及び長崎大学の3者で基本協定を締結し、同年8月に3者で設置した連絡協議会や、本年4月に設置した地域連絡協議会において、地域住民の安全・安心の確保等について議論を行ってまいりました。

この間、長崎大学においては、有識者会議を設置するとともに、シンポジウムや自治会、説明会等の開催を重ね、地域住民の理解を得るための取組を進めてきたところであります。

また、去る11月4日には、県内の医療・経済関係14団体から、県、長崎市に対する早期整備を求める要望を受け、先般、国からも国策としての事業推進に協力要請がなされたところであります。

さらに、11月17日の関係閣僚会議で国の関与について決定され、国家プロジェクトの一つとして推進し、世界最高水準の安全性の確保や万が一の災害や事故といった緊急の場合も含めて必要な支援を行うことなどが明示されたところであります。

県としましては、これまでの地域連絡協議会などでの議論により、施設の必要性については理解が得られていると認識しており、国の関与も明確化されたことから、次の段階に進むべき時期に来ていると判断し、去る11月22日に、県、長崎市、長崎大学の3者で協議を行い、大学に対して、今後も地域住民理解促進のための取組を進めることなどを確認した上で、長崎市とも

十分な協議を行い、地元自治体として長崎大学の施設整備計画の事業化に協力することで合意したところであります。

なお、設置場所については、大学が計画している坂本キャンパスで一定合理性はあるものと考えておりますが、不安を感じている地域住民に対して、今後、具体的に検討を進める安全対策や、扱う病原体は空気感染をしないことなど、引き続きわかりやすく丁寧な説明に努めていく必要があると考えております。

続きまして、「文教厚生委員会関係議案説明資料（追加4）」の1ページをご覧ください。

つくも苑跡地の活用について、平成18年度に県から社会福祉法人長崎県障害者福祉事業団に移譲した佐世保市野崎町の障害者支援施設つくも苑については、施設の老朽化に伴い、佐世保市大湊町に移転建替し、施設名も「にじいろ」に今年4月に改称しております。

移転後の跡地については、現在、工業団地を整備するための予算を計上し、工事の着工に向けて調整を進めておりますが、今年4月、地元の佐世保市俵ヶ浦半島開発協議会を中心とした俵ヶ浦半島振興計画策定に向けたプロジェクトが立ち上がり、その検討の過程で佐世保市から提案された活用策が、地元が考える将来像と連携・調和がとれるものとの意見でまとめ、今月7日、佐世保市に対し、つくも苑跡地の活用について要望書が提出されております。

その内容は、佐世保市が主体となり、自然景観を守り活かした、滞在と交流ができる施設を整備すること、施設の整備・運営における俵ヶ浦半島振興計画や、これらの活性化の取組みとの連携を求めるものであり、今後、県に対しても要望することとされております。

県としては、つくも苑の跡地活用が俵ヶ浦半

島の地域振興活性化につながるからこそが最も重要であると考えており、今後、地元から要望があった場合には、佐世保市とも十分協議を行いながら対応を検討してまいりたいと考えております。

その他の事項については、障害者のスポーツ・芸術・文化活動の振興について、政策評価の結果等について、施策評価の実施について、地方創生の推進について、平成29年度の重点施策等についてで、内容は記載のとおりであります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【宅島委員長】 ありがとうございます。

こども政策局長より総括説明をお願いします。

【永松こども政策局長】 こども政策局関係の議案についてご説明をいたします。

「文教厚生委員会関係議案説明資料」のこども政策局をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第147号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分の1件であります。

1ページになりますが、条例議案の内容についてご説明をいたします。

第147号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」のうち、関係部分につきましては、こども子育て支援法に基づく施設型給付費等に係る処遇改善等加算の支給認定事務を市町において処理することに関して、移譲する市町の追加に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明

をいたします。

長崎こども・女性・障害者支援センターに対する損害賠償請求事件につきましては、同センターにおいて、平成22年度から児童虐待として対応していた事案について、同センターが平成23年2月に支援を終結し、それ以降の指導を行わなかったこと及び平成26年12月に要保護児童対策地域協議会において、関係機関が求めていたにもかかわらず、一時保護を行わなかったことが不作為であったとして、昨年7月23日に損害賠償請求訴訟が提起されました。

この訴訟の判決が、去る10月14日に長崎地方裁判所において、「原告の請求をいずれも棄却する」と出されたところであります。

その後、10月25日に原告から長崎地方裁判所へ原判決の取り消しを求める旨の控訴状が提出されておりますが、現時点では控訴理由書の提出がなされておらず、その理由等の確認ができない状況にあります。

なお、本事案は、現在も同センターにより継続した支援が行われていることから、訴訟による生活への支障が生じないよう、十分配慮してまいりたいと考えております。

2ページになります。児童虐待防止推進月間について。

平成27年度の全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数が、速報値で10万3,260件と過去最高を更新する中、本県においても495件と統計を取り出した平成2年度以来最多となり、平成26年度の301件と比較して1.6倍となっております。

主な増加要因としては、警察や学校等の関係機関と児童相談所の連携が進み、積極的に相談・通告がなされたことや、平成27年7月からの児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化、「189

（いちはやく）」に伴う広報活動などにより、虐待に対する県民の意識が高まり、通告につながっていることなどが挙げられます。

そのような中、11月の児童虐待防止推進月間において、児童虐待防止や「189（いちはやく）」についてのテレビや新聞、広報誌等による広報のほか、県内商業施設への推進月間ポスター・リーフレットの設置、大学生と協力した浜町アーケードでの街頭キャンペーン、また、小中高校への啓発ポスターの掲示など市町や関係機関と連携した広報・啓発活動に取り組んだところです。

今後とも、増加する児童虐待問題に対する県民の理解をより一層深めていただくよう、さまざまな機会を通じて広報・啓発を行い、児童虐待の防止に努めてまいります。

「文教厚生委員会関係議案説明資料(追加3)」をお開きください。結婚支援事業の推進ということでございます。

これまで、県、市町、団体がそれぞれで実施していた婚活イベントなどの結婚支援事業を県内一体となって効果的に実施するための協議を行う長崎県婚活サポート官民連携協議会を去る11月9日に立ち上げました。

また、今年度、県において開発を進めておりましたデータによるマッチングを行うお見合いシステムは、去る10月28日から婚活サポートセンターにおいて会員の本登録を開始しており、11月末日現在、本登録及び仮登録で329人が会員登録をしております。

さらに、今年度、設置を予定しております婚活サポートセンター支所3カ所のうち、県央支所につきましては、去る12月5日に大村市内に開設いたしました。その他の支所につきましては、現在、設置場所について関係市町と協議を

続けているところです。

今後とも、市町や団体と連携し、結婚を望む独身男女の求める婚活支援を提供できる環境の整備に取り組んでまいります。

その他の所管事項につきましては、児童相談所と警察との合同訓練について、ココロねっこパレードについて、事務事業評価の実施について、施策評価の実施について、地方創生の推進について、平成29年度の重点施策についてでございます。内容は記載のとおりでございます。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【宅島委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりました。

第155号議案の質疑は終了しておりますので、第147号議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 質疑がないようですので、これをもちまして質疑を終了いたします。

次に、第147号議案のうち関係部分及び第155号議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了し、採決いたします。

第147号議案のうち関係部分及び第155号議案は、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前11時19分 休憩

-----  
午前11時24分 再開

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

11時半再開で、陳情審査まで行います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前11時25分 休憩

-----  
午前11時30分 再開

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明をお願いいたします。

【上田福祉保健課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出いたしました福祉保健部関係の資料についてご説明いたします。

文教厚生委員会提出資料福祉保健部の1ページをご覧ください。

補助金内示一覧表でございますが、県が格付を行って実施する個別事業に関し、市町並びに直接・間接の補助事業者に対し内示を行った補助金について、本年9月から10月分の実績を記載しております。

直接補助金につきましては、資料の1ページから6ページに記載のとおりで、計34件です。間接補助金につきましては、資料7ページに記載のとおり、計3件でございます。

次に、8ページをお開きください。知事及び部局長に対する陳情・要望のうち、本年9月から10月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、長崎市、一般社団法人長崎県身体障害者福祉協会連合会、五島市、長崎県

離島振興協議会からの計4件となっており、それに対する県の取扱いは、8ページから33ページまでの記載のとおりであります。

次に、34ページをお開きください。附属機関等会議結果について、本年9月から10月分の実績は、長崎県感染症診査協議会など計12件となっており、その内容につきましては、資料35ページから46ページに記載のとおりであります。

以上で報告を終わります。

【宅島委員長】 ありがとうございました。

【中野こども未来課長】 私の方からも、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出いたしましたこども政策局関係資料についてご説明いたします。

資料の1ページをお開きください。補助金内示一覧表でございますが、県が箇所付けを行って実施いたします個別事業に関し、内示を行った補助金について記載しております。

本年9月から10月分の実績は、認定こども園整備事業が3件、保育所等緊急整備事業補助金が1件、計4件となっております。

次に、2ページをお開きください。知事及び部局長等に対する陳情要望のうち、本年9月から10月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものについて、県の対応状況について記載をしております。

長崎県離島振興協議会からの要望書の1件となっており、それに対する県の対応状況については記載のとおりでございます。

こども政策局の関係は以上でございます。

【宅島委員長】 ありがとうございました。

次に、国保・健康増進課長より補足説明をお願いいたします。

【安永国保・健康増進課長】お手元に配付しております補足説明資料によりまして、国民健康保険の都道府県化についてご説明をさせていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。

まず、1、国保都道府県化の背景についてご説明をいたします。資料の上段左側でございますが、国保財政の課題ということで記載しております。財政単位を市町村としている現状では、市町村国保について構造的な問題として、例えば、下の方に から と書いておりますけれども、 として、小規模保険者が多数存在し、財政が不安定になりやすいこと、 として、過疎化により小規模保険者の数は今後増大が見込まれることなどが上げられております。

また、2つ目の丸でございますが、被保険者側から見ますと、保険給付は全国共通であるものの、保険料は市町村ごとに大きく異なり不公平感があるということも言われております。この点につきましては、 として、保険料の算定方式が異なること。 として、保険料の上昇を抑制するため、一般会計からその財政状況に応じて法定外の繰り入れをする場合があること。このような違いが市町村によってあるということとされております。

資料の右側の上段でございますが、本県の国保財政の現状と課題ということで記載しております。左の欄の課題に関しまして本県の状況を記載したものでございます。

本県では、現在、 のところでございますが、被保険者が3,000人未満の小規模保険者は小値賀町と東彼杵町の2町となっております。また、 のところ、3,000人～5,000人未満では、川棚町、波佐見町、佐々町の3町がございまして、

保険料の算定方式として、 のところで3方

式と書いておりますが、これは保険料を所得割、均等割、平等割により算定する方式のことです。均等割は、被保険者1人当たり、平等割は世帯当たりの算定になります。その下の4方式というのは、3方式に加えまして、資産割による算定を行うものでございます。固定資産税額による算定を行っております。

それから、 の決算補填等一般会計繰入でございますが、平成26年度で長崎市、壱岐市、五島市、南島原市、それから長与町の5市町において行われております。

このような市町村国保が抱える構造的な課題を解決するために、国においては、平成27年5月27日に法改正を行いまして、国保への財政支援の拡充により国保の財政基盤を強化するとともに、平成30年度から都道府県が財政運営の運営主体となり、制度を安定化することとなっております。

下の方ですけれども、都道府県化することによりまして、小規模保険者が多いという課題の解決を図るとのこと。それから、市町村ごとに異なる保険料については、県内どこに住んでいても同じ水準であるべきだということ。それから、国保財政につきましては、必要な支出を保険料や国庫負担金で賄うことで収支が均衡しているということが基本であるという考え方で進めてまいりたいということでございます。

資料の2ページをお願いいたします。次に、前回、この委員会でいただいた質問に関連いたしまして、2として国保都道府県化の方向性についてご説明をさせていただきます。

資料の左の上段をご覧ください。国は、国保の都道府県化を進めるに当たりまして、各種通知やガイドラインを定めております。制度の大枠につきましては、全国共通の取扱いが示され

ております。

そこで、(1)の保険料でございます。保険料につきましては、国のガイドラインで、医療費水準の格差が大きい場合は、原則として医療費水準に応じた保険料とされております。

として、ただし、将来的には、地域の実情を踏まえつつ、都道府県で統一の保険料水準を目指すと言われております。初めから統一保険料とするということをしていない理由といたしましては、市町村の医療費適正化インセンティブを確保する観点からということで整理をされております。

資料の右上段をお願いいたします。本県の保険料に対する考え方でございます。本県の県内の市町村間の医療費水準の格差が全国と比較して小さいということ。それから、被保険者間の負担の公平性を確保する観点から、市町村の了解を得まして、県内統一の保険料水準を目指すということといたしまして、新たに作成する国保運営方針の中で、その時期などについて記載をしていきたいと考えております。

次に、また左側に戻っていただきまして、(2)の国保財政の安定化でございます。国のガイドラインでは、法定外の一般会計繰入等につきまして、国の財政措置の拡充約3,400億円と、それから、保険給付に要した費用については、県がその全額を交付する仕組み、こういったことにより解消が図られる方向となっております。それから、保険料収納率の向上、それから医療費適正化の取組と併せまして、保険料を適正な額に設定し、計画的、段階的にこの法定外の一般会計繰入については解消するよう、実効性ある取組を定めるとされております。

この点につきましても、右側のところでございますけれども、本県でも、解消・削減に向け

た取組を求めることになると考えております。

被保険者の負担が急変する場合など、単年度での赤字解消が困難な場合につきましては、市町の実態を踏まえ協議を行っていきたいと考えております。

下の方ですけれども、市町との協議のポイントということで、将来的には県内統一の保険料水準を目指すということ。それから、決算補填等を目的とした法定外の一般会計繰入については、将来的に解消・削減を目指すというこの2点であると考えております。

これらのことにつきましては、平成29年1月に県から市町に対して示す予定でございます国保事業費納付金の算定結果をもとに、実施時期等についての具体的な協議を行うこととしております。

3ページをお願いいたします。3、国保財政の変更点について、また改めてご説明をさせていただきますが、左側の「現行」と書いてある部分の下でございます。市町村国保の財政は、恒常的な赤字体質にございまして、単年度の決算赤字補填等を目的とした一般会計繰入、これが平成26年度では全国の1,134保険者で行われております。その額は3,468億円ということで、赤字の保険者は全体の3分の2となっております。こういった現状を踏まえて、国は、国保の都道府県化に当たりまして、新たに3,400億円の財政支援の拡充を行い、国保の赤字体質の解消を図ることとしております。

次に、国保の財政運営の仕組みの変更点でございます。左側でございますが、現行制度では、市町ごとに国保特別会計が設置されまして、それぞれ住民に対して保険料を賦課し、市町ごとの医療費である保険給付費を医療機関に支払う仕組みとなっております。市町村に対する国や

県、それから市町の一般会計から支出される公費につきましては、それぞれの市町に交付されております。

右側の方ですけれども、新制度では、県に新たに国保特別会計を設置いたしまして、国と県からの公費につきましては、県の国保特別会計へ交付されるように変わります。県の特別会計では、県全体で医療費がどれくらいになるかなどの支出を見込みまして、それに対して国等からの公費がどれくらい入るかなどの収入の見込みを立て、これを差し引いた額を保険料として県民の皆様にご負担していただく額ということで算出をいたします。この保険料につきましては、国保事業費納付金といたしまして、各市町に対して割り振りをいたします。それで市町に納めていただくというふうな仕組みに変わってまいります。

各市町の予算編成前に、県が市町に対し、この納付金の額を示し、市町はそれぞれ予算に計上いたしまして、この納付金の全額を県に納付していただくこととなります。

そして、この納付金の額でございますが、年度中に医療費が大きく伸びたとしても変更しないという取扱いになります。市町にあっては、県から示された納付金を納めることで、仮にその年度中に医療費が見込みを超えた場合であっても、これまでとは異なり、補正予算を組む必要がなくなるということでございます。

なお、医療機関等に対する支払いにつきましては、引き続き市町において行うことが基本となっておりますけれども、この支払いに必要な額については、全て県から交付金として市町に交付されることとなります。

このような交付金の仕組みを導入することで、市町においては支出についても機械的に行うと

いうことで済むということでございます。

以上のような国保に対する国の財政支援の拡充と、それから納付金、交付金の仕組みの導入によりまして、これまでの決算赤字補填のための一般会計繰入につきましては一定解消される見込みとなっております。このことが国保の都道府県化のメリットではないかと考えております。

資料の4ページをお願いいたします。

【宅島委員長】 休憩します。

-----  
午前11時45分 休憩

-----  
午前11時45分 再開  
-----

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

国保・健康増進課長の説明の途中でありましたけれども、しばらく時間がかかるようでありまして、次の陳情審査を先に議題といたします。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、38番、39番、43番、44番、48番、56番、57番、58番、59番、61番でございます。

陳情書につきまして、何か質問はありませんか。

【山本(啓)委員】 陳情番号の56、57、58及び59も併せて続けて行いたいと思いますのでお許しをいただきたいと思います。

56、57、58につきましては、幼稚園、保育園、これらについての団体から要望がなされたものでございます。

その内容について、文章を読みますと、保育者等に対する支援ということで、保育者等に対する処遇改善という項目で出されております。この番号を連番で書いてありますが、まずはじ

めに保育協会、そして幼稚園連合会がともに出されたもの。そして、保育協会と幼稚園連合会がそれぞれ出しているというふうな内容であると理解しています。その上で、ともに出していることから、幼稚園、保育園にかかわる保育士、そして幼稚園の教員に対して保育者という表現をされている。まず、この2つの団体が1つで要望を出されている。今回、新たな取り組みだと思えますけれども、この取組について、まずご意見をお伺いしたいと思います。

【中野こども未来課長】この両団体それぞれ、これまでも、知事もしくは議長に対して個別に陳情項目を立てて、なされていたという経過がございます。今回、この2つの団体は、先ほど委員がおっしゃられた保育者の処遇の改善を中心に、この団体がまとまって、県議会、そして県の方に要望するというところで、働きかけを強化したいという心根があらわれるんじゃないのかなと私は思っております。

【山本(啓)委員】ちょっと時間が、恐らく待っていらっしゃるので、ちょっと早くばん、ばん、ばんと行きたいと思えます。

これをそういう団体からの要望というか、圧力ととるか、それとも我々が本県の課題をクリアするためのよきパートナーととるか、この違いによって要望のとり方が大きく変わってくると思うんですね。できる、できないの問いを投げかけられているととっていると、そういうふうな答弁になってしまうんだと思えます。

その前の請願の時もそういうことがあったと思うんですけれども、特異な地形において、より平準的に、より平等にそれぞれの地域、その空間に県のサービスや基礎自治体のサービスが届けられるか、そういう環境がつかれるかということに、我々は厳しい財政の中で腐心をして

いかなければいけない。そして、足らざるところを国に求めて引っ張ってこなさやいけない。引っ張ってくる時には、本県の実情や本県の現場の声をしっかりと中央に届けて、それを聞き届けてもらった上で物を引っ張ってこなさやいけない。そういうことを本県は行っていく上に、少子化対策や子育ての環境づくりというものが成り立たなさやいけない。そうした場合、この要望は圧力なのか、現場で取り組んでいるパートナーの悲鳴なのか、どちらだと思いますか。

【中野こども未来課長】両方かなと思っております。今までずっと同じような要望をされてきて、なかなか現状は変わらないという、そういった今の手法でよかったのかなといったことも思われたのかなと思っておりますし、そういう実情を悲鳴という形で、叫びといいますか、強い要望という形で届けたいという趣旨も了解しております。

【山本(啓)委員】今の答弁を聞いて、何たることかとやるだけの胆力も経験もございませんが、しかしながら、それこそやはり県庁マンなんだろうなと思えますよ。予算を見て、全体のバランスを見て、そして、これまでの取組とこれからの取組を判断しているからこそ、軽々にそういう発言はできませんということを今おっしゃったんだと思えます。

しかしながら、その上でどちらにシフトをするかという議論もあるかもしれませんが、くしくも宅島委員長が一般質問でやりとりをされています。その上でこども政策局長が答弁をされています。議論の中身は、前提として今の課長と私のやりとりがあります。だから、そこはしっかりと受け止めていただいて、我々は子どもたちを増やそうとか、子どもを育てる環境をよくしようということに重きを置いて、人口減少に

歯止めをかけるとか、緩やかにするとか、そういったことをやっていますので、その上で現場の声をどう捉えるかということは、ともに歩むべきパートナーとして考えていく必要があると、その姿勢を感じていただきたいということをこの陳情に際して要望したいと私は思います。

しかし、実際、テクニク的な中身としては、国の配置に対する基準、配置基準が現場のものと大きく異なるということを局長は答弁されています。現場と大きく異なる認識を持った国という大もとが、それに基づいての加算をしているのであれば、計算をしているのであれば、そこは早くにたださなきゃいけない。そのことに努力をしていただかないといけないんだと私は思います。

併せて、人材育成の観点においても、センターの設置についてもやりとりをされています。必要であるという認識だけを示して、しかし、お金が足りません。そこを何とかするのが多分全国津々浦々、同じ境遇だと思いますが、今の自治体行政の行政マンのやるべきことだと思います。

敵と見れば切り捨てることも簡単かもしれませんが、ともに歩む、同じ頂点を目指すパートナーとしてのご意見と思えば、現場のさまざまなありがたい情報は国に訴えるための補強になるんだと思いますので、最後、局長の受け止めと、やるんだという思いをお聞かせください。

【永松こども政策局長】この件に関しましては、今回、結構答弁させていただきました。

委員おっしゃるように、ともに歩く、まさにそうだと思います。一緒に子ども、子育てを担当していますので、現場の声を聞いて、それをどう解決していくかというのが我々の仕事だと思っております。

ただ、財源が伴うということで、なかなか手が出せないというのはご指摘のとおりなんです。今年6月だったか、5月だったか、政府施策要望の折にも、配置基準、足りませんよという話を私は申し上げました。

ただ、聞いていただいた国の課長さんでもぴんとこない人がいたんです。言葉は悪いけど、「何ば言いよつとね」みたいな感じで。だから、一応こうということですよと言ったら、ああ、そういうことかということで、今まで声を上げなかったんだと思います。

そういうことで、原因は、私たちはそういうふうに分けて分析しておりますので、国に対してきちっとそこら辺を要望して行って、本当に子ども、子育てをしっかりとできるようにしていきたいと思っております。

【山本(啓)委員】併せて、陳情番号の59、「学童保育の施策拡充に関する陳情書」もございません。

今、その前のやりとりでポイントとしたのは3つです。パートナーとして考えてやっていくということが1つ。そして、国のさまざまな線引きをしている人たちには現場の声が届いていない部分が多分にあるということを前提にやっていくべきなんだということが1つ。それと、テクニクの部分。実際に現場に対する説明が足りてないんじゃないかという部分も幾つかあるかと思っております。

今回、学童保育の施策拡充に関する陳情書の中身は、長崎県母子家庭等児童助成事業について、本補助要件及び補助金額を今までどおり継続してくださいという内容です。今までどおりの要件と今までどおりの補助金額をお願いしますということですがけれども、金額については一定答弁がいただけるんだと思いますけれども、

補助要件、これは新たな仕組みづくりが行われたことによって、実際にこれまでよりも損をしているという受けとめの陳情になっていると私は理解しています。

システムがややこしくなった、もしくは補助額が減った。要は、家族が受け取る金額が下がった、そのような要望であろうかと思えます。その部分の説明が足りてないと思えますが、お願いします。

【中野こども未来課長】今回の要件の部分でございますけれども、今、中身を変えたところは、いわゆる多子の、例えば、2人児童クラブについて、そして保育園に1人来ている、そういった場合には、月額最大5,000円、これは市町と分けて、県が例えば2,500円、市が2,500円で毎月すると。3人いる場合の2人目の部分を単独で見ましょと、こういった部分があったわけでございます。その趣旨としては、保育園に通わせると保育料が負担になるため、そういった要件があったということです。そこを今回、保育園について、保育費について、これは幼稚園も同じなんですけれども、いわゆる軽減措置が国の方から打ち出されております。これは県単独でもやりましたけれども、いわゆる330万円の年収世帯については、そのことと対象拡大が図られたものですから、それに沿ったところで、いわゆる保育料の負担をしないような3人のお子さんを持っているところについては対象外にしたということでございます。

ですから、家計としては、もともと払っていた保育料が例えば2万円だとすると、それに5,000円もらっていたということで1万5,000円ぐらい実際負担していたところが、その2万円がもう払わなくてよくなったということでございますので、そういったところについては対象

から外したという改正でございます。

【山本(啓)委員】せめて12時前に次の方にお譲りしたいと思っておりますので、これで最後にしますけれども、設置状況とか、この放課後児童クラブ、こういったものを必要に感じている方は、本県において地域によってばらばらだと思うんですね。そういった部分からしっかりと調査をし直して、そして、この団体の要望の内容からすると、今の課長の説明は、負担の置き換えだ、補助の置き換えだ、だから説明はつくんですというような説明だと僕は理解したんです。だから、いま一度説明をしていただいて、ともに歩むパートナーとして要望に答えていただきたいと思っております。

【中野こども未来課長】説明が足らなかったという部分もあるかと思っておりますので、改正の中身について、もう一度お話をさせていただきたいと思っております。

【堀江委員】学童保育連絡協議会の皆さんも今日傍聴に来ておられますので、私からも再度、この点につきましては質疑をしたいと思えます。

趣旨的には今の山本(啓)委員と同じ立場ですが、これまで長年継続してきた。当然、要件縮小というのがこれまでもあったんだけど、継続されてきたんだと。それが、今年度、いわゆる縮小されたということについては、一つは十分な協議というのはあっていないという認識を私もしております。

さらには、やはり納得できていないじゃないですか。トータルで見て、こども未来課としてはそうなんだけれども、逆に受ける学童の側の方から見た時にどうなのかという視点もないといけないと思っておりますので、この部分については今までどおり継続してくださいということですので、ぜひこれは協議していただきたい

と思いますが、この点だけ答弁を求めます。

【中野こども未来課長】今回の改正内容等について、団体とお話をさせていただき、説明をさせていただきということでございます。

【堀江委員】お話をさせていただき。だから、お話をさせていただきということは、学童の皆さんの声も聞くという立場で対応していただきたいと思います。

もう一つ、今回の陳情の43番の対馬市から出された要望で、子どもに係る福祉医療費の拡充が出されておりまして、対象者を拡大してくださいというのが出されています。

それから、44番、これは佐々町から出されておりまして、これも福祉医療費を中学生まで拡大してくださいという要望が出されています。

そして、もう一つ最後に、陳情番号61番、新日本婦人の会から、子どもの医療費を中学校まで拡充してくださいということと併せて、国に意見書を出してくださいという内容が提出されています。

この子どもの医療費を中学校卒業まで拡充してくださいという問題は、これまで委員会の中でも質疑を随分やってきて、それぞれの委員も含めて、要望としては同じ状況だと思っています。

要は、財源の問題だということがこれまでも言われてきましたが、ぜひ中学校卒業まで拡充をする。一気にいなくても拡充していただきたいと思っているんですが、そういう趣旨を酌んでいただいて、中学校卒業まで拡充してほしいということの見解をまず教えてください。

【吉田こども家庭課長】見解については、これまでと同様な答弁になりますけれども、医療については、本来、どこにいても同じ条件で受けられるということが必要だと思っております。本来

であれば、長崎県内だけでなく全国どこでもという意味では、国においてきちっとそういった制度というのは手当てしていただくということが必要だと思っております。

そういったことから、これまで政府施策要望だけではなくて、全国知事会等も通じて、国に対して新たに子どもに対する医療費制度の創設を要望してきたところございまして、それについては、これまで同様、国に対して制度要求をしていきたいと考えております。

【堀江委員】長く論議はできませんが、61番で国に対して意見書を出してくださいと。無料化を今課長が言われるとおり国に制度として要望すること。これはもうやっていると理解をしているんですが、ペナルティー、現物給付でやると国保会計への補助金が削られるという問題をなくしてほしいというこの部分ですが、この点についての国の動き、協議会といいますが、厚生労働省の中でこのペナルティーの問題を検討するというふうにこれまで課長は答弁されておりましたが、現状としてはどうなのかということをお願いいたします。

【吉田こども家庭課長】詳細については、我々も国の方から情報は来ておりませんが、11月末ぐらいの新聞報道でも、これはマスコミの報道ですけれども、厚生労働省としては、ペナルティーについては何らかの措置をするんだというような報道も出ておりますので、そういった方向で検討されているものと考えております。

ただ、一方で、報道の中でも、かなりの財源が要するというので、その財源をどうするのかということと、そのペナルティーをなくすために、自治体に対して一定何らかのハードルを設けるのではないかとというような記事、これはあくまでも記事ですので、そういった検討がなさ

れているかどうかはわかりませんが、そういったことも含めて議論がされているというふうに認識をしております。

【堀江委員】最後にしますが、この子どもの医療費の問題は、長崎県が出さなくても、つまり長崎県は就学前までということになっているけれども、随時、松浦の高校の年代まで含めて、長崎県以上に、就学前以上に年齢を広げているところが20自治体という状況にありますように、子育ての施策として必要だというのは、これは課長も同じ認識だと思っております。

私の立場からすれば、新幹線よりもこういったところにお金を使ってほしいと思っておりますので、この施策については、今回の陳情をぜひ真摯に受け止めていただいて政策に活かしていただきたいということを要望して終わりたいと思います。

【宅島委員長】ほかに質問はありませんか。

【渡辺委員】陳情の学童保育の関係です。今年度から母子家庭等児童助成事業が削減されているわけですが、復活すれば幾らの予算が要るんですか、今までどおりにすれば。

【宅島委員長】暫時休憩します。

-----  
午後 零時 5分 休憩

-----  
午後 零時 5分 再開  
-----

【宅島委員長】再開いたします。

【中野こども未来課長】今年度の要件での該当者数がわからないということがございますので、例えば平成27年度の実績でいきますと、予算額としましては、多子世帯については778万6,000円、平成26年度も728万4,000円、大体800万円弱ぐらいの額ということでございます。

ただ、平成28年度の改正後は、私どももどれだけ該当者がいるかがわかりませんので、補充

額といたしますか、補正額は今のところつかないということなんです。

【渡辺委員】要するに、母子家庭で多くの子どもさんを抱えている人たちは、一生懸命働いて頑張っているわけですよ。将来の子どもをつくらうということで婚活サポートも、今、県の事業費で予算化しているんですけど、どうして削るんですか。1,000万円もかからないんでしょうが。ぜひ復活していただきたい。やっぱり母子家庭で多くの子どもを抱えて働いている現状を考えてみてくださいよ。そしたら、この1,000万円もかからない予算をなぜ削るんですか。婚活サポートで結婚させて子どもを増やそうと、今、県は施策をしているんでしょうが。母子家庭の6人に1人は貧困の状況ということを知っているわけでしょう。その辺をぜひわかっていただいて、ぜひ復活していただきますように強く要望しておきたいと思っております。

【中野こども未来課長】委員がおっしゃられた母子家庭だけではなくて、たくさんお子さんをお持ちの方に対するこの補助分とは、別途、母子家庭について、この補助金メニューの中で残っています。いわゆる母子家庭だけの多子世帯に対する補助金ではないということでございます。

【渡辺委員】いずれにしても、子供を産み育て、これだけ頑張っている家庭に対して、1,000万円もかからないのをなぜ継続してやらないのかと私は言っているわけです。婚活サポートでも予算をつぎ込んで結婚させて子供を産み育てようとしているんでしょうが。そこを強く要望しておきたいと思っております。

【宅島委員長】ほかにございませんか。

休憩します。

午後 零時 8分 休憩

午後 零時 8分 再開

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時半から再開いたします。

ありがとうございました。

午後 零時 9分 休憩

午後 1時30分 再開

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

こども未来課長より、午前中の陳情に係る答弁について、一部不適切な発言があったとのことであり、発言の撤回もしくは訂正の発言の申し出がっておりますので、許可いたします。

【中野こども未来課長】 午前中の陳情に係る私の答弁におきまして、一部不適切な発言がありましたことをお詫びいたします。

後刻、委員長におきまして、会議録を精査し、適切な処置をお願いいたしたいと思います。よろしくをお願いします。

【宅島委員長】 今、こども未来課長から発言がありましたとおり、議事録を精査し、適切に処置をさせていただきたいと思います。

午前中に続きまして、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料につきましてはの質疑に入ります。

ご質問はございませんか。

休憩します。

午後 1時31分 休憩

午後 1時31分 再開

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

こども未来課長の補足説明は資料が来てからということで、こども家庭課長、説明をお願いいたします。

【吉田こども家庭課長】 私からは、長崎こども・女性・障害者支援センター損害賠償請求事件についてご説明をいたします。

本日、午前中に配付いたしました資料をご覧くださいと思います。2枚もので、「長崎こども・女性・障害者支援センターに対する損害賠償請求事件について（概要）」という資料でございます。

本事案につきましては、昨年7月、長崎センターの不作為により損害を受けたとして、センターにおいて継続指導中の児童から訴訟の提起がなされたものでございます。

資料には記載しておりませんが、午前中の局長の答弁にもございましたが、本事件につきましては、10月14日に長崎地裁の判決が出されておりますが、判決内容を不服として、10月25日に原告側が長崎地裁に控訴の手続をなされております。

ただし、昨日まで待ちましたけれども、現時点において控訴理由書をまだ我々として受け取っておりませんので、本日は長崎地裁の判決までの概要についてご説明をいたしたいと思います。

また、このケースにつきましては、控訴されていることから、訴訟中であることもさながら、現在も長崎センターとして支援を継続しているケースでありますので、個別具体的内容につきましては説明できない点もあることをあらかじめご了承くださいと思います。

それでは、資料に移ります。資料の2の訴訟請求の内容と原因につきましては、原告からの請求の内容は記載のとおりでございますが、後ほど地裁の判決の内容の際にもご説明をいたしたいと思っております。

なお、 中の1行目に、「要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）」としておりますが、今後、説明の中で要対協という略称で説明をさせていただきますので、ご了承ください。

3、県の主張としては、請求のいずれも棄却を求めています。

4、訴訟ケースの経緯になります。長崎地裁の判決内容をご説明する前に、県として把握していた本訴訟ケースの経緯について補足してご説明をいたします。

本ケースは、平成22年4月に、医療機関から児童の古い傷について、やけど痕かどうか断定はできないが、ライターなどの児童の発言内容を踏まえて長崎センターへ通告があり、通告当日には、センター職員が児童及び親族と面接を行い、その安全を確認したものでございます。

2ページをご覧ください。センターは、通告があった後も保育所や市町からの情報収集、保護者、関係する親族との面接等を実施するとともに、児童本人とも面接を実施しております。保護者に対する面接指導等は、途中からキャンセルがあったものの、保育所や関係親族に対し、児童に対する見守りを依頼し、定期的な状況確認は継続して行っていたところであります。

になりますが、こうした経過を踏まえて、関係機関の情報共有等を行うため、平成23年2月に要対協が開催されております。その際、児童に新たな傷跡等は見られず、変わった様子もないことから、要対協において、今後は市町で

はじめとした地域の関係機関で見守りを行うこととし、児童相談所が行ってきた継続的な支援は一旦終結し、ケースの担当を市町へ変更したところでございます。

この後 まで4年近く経過をしておりますが、その間、長崎センターに当該児童に関する相談等の記録はございません。

になりますが、平成26年11月に、市町から本ケースに関して児童が保護者から虐待を受けたとの情報があったという相談を受けております。長崎センターは、市町に対し、まずは児童の安全確認等の調査を行い、調査の結果、長崎センターでの措置が必要な場合は送致するよう助言を行っております。

なお、市町の調査の結果といたしましては、児童に調査時点では外傷等もなく、安全が確認されております。

になりますが、市町からの相談もあり、センターが提案し、平成26年12月に関係機関の支援経過報告と情報共有を目的とし、要対協が開催されております。要対協の中では、一時保護を求める意見など、さまざまな意見が出され、長崎センターとしても、児相としてケースの受理や一時保護の考え方について説明しております。

要対協の結果としては、本ケースに関しては引き続き市町を担当とし、関係機関での見守り、調査の上で、長崎センターによる措置が必要な場合は長崎センターへ送致することを関係機関で確認しております。

以上が、簡単ではございますが、ケースの経緯でございます。

3ページをご覧ください。訴訟の主な争点と長崎地裁の判決でございます。争点に関しては、原告の主張と県の主張を併せて記載をしております。

ます。

争点は大きく2つになります。

1つ目の争点は、センターが平成23年2月に継続指導を終結したことの違法性ないし過失になります。

原告の主張は、センターには、保護者に対して虐待を認めさせ、継続指導する義務があった。これに対し県は、センターへ通告があってから要対協まで、保護者との面接や電話等、直接接触し、また、親族や教育機関等の関係機関の見守り体制を整備している。原告に変わった様子は見られず、新たな傷跡等もなく、保護者自身が児童の監護状況の問題点を認めていることなどを踏まえて、センターとしての指導終結を行ったことを主張しております。

これに対し裁判所の判断としては、児童に差し迫った危険は見当たらず、親族や関係機関による連携体制を確保した上で、一旦指導を終結したことは違法とまでは言えないとされております。

2つ目の争点は、要対協を受けて、センターが平成26年12月に児童の安全確認をしなかったこと及び一時保護をしなかったことの違法性ないし過失です。

原告の主張は、要対協で一時保護を求める意見が出ており、これを通告としてセンターは児童の安全確認義務があり、虐待を受けていたため、一時保護をすべき義務があったというものでございます。

4ページをご覧ください。これに対しまして県としては、センターは相談があった市町に児童の安全確認を要請しており、要対協での情報は過去の情報などもあり、児童がその時点で虐待を受けているとの客観的な事情がなかったことから、一時保護については、市町による実情

把握を行った上でセンターへ送致等を行うことを関係機関と確認していると主張しております。

結果、裁判所の判断といたしましては、12月の要対協での虐待事実は1カ月以上前のもので、市町から安全確認がなされており、緊急性がないと言うべきで、センターが直ちに安全確認をせず関係機関が踏み込んで調査を行うという方針を立てたことは、その中で児童の安全も確認できるので合理性がある。また、一時保護は、保護者と切り離す強制を伴う制度であり、迅速性もさることながら、慎重な判断も必要なことから、さらなる調査等を具体的に指示し、直ちに一時保護しなかったことにも合理性があるとされております。

以上が訴訟事案についての概要になります。

控訴理由書の提出期限が今月の14日になっておりますが、控訴理由が届いた後に、その対応について具体的に検討することとしております。

以上で説明を終わります。

【宅島委員長】 ありがとうございます。

以上で政策等決定過程の透明性等に関する説明が終わりましたので、これより質問に入ります。

質問はございませんか。

【坂本(浩)副委員長】 今、報告があった分について、ちょっとお伺いしたいんですが、これは裁判係争中ということでもありますし、まだ控訴理由が届いてないということで、今からということになりますから、裁判の内容までは立ち入りませんけれども、いずれにしても、こういう事案が出ているということについてはやはり問題ではないかなと思っているところです。

それで、質問ですけれども、先般、委員会の現地調査でこの児童相談所にもお伺いいたしま

した。その時に私もはじめて相談所の図面を見せていただいて、その時もちょっと質問したんですけれども、子どもさんを預かる部屋の間取りがありまして、率直に言って、今、児童虐待の相談とかが非常に多いということも議案外で報告がありましたけど、それにしても一時保護も含めて物理的な対応というのがちょっと不足しているんじゃないかなという感想を持ちました。てっきり1部屋に1人かなと思ったら複数入るということもあって、複数ということはちょっとどうかなとも思ったんですけれども。

それで、原告の主張として、要するに裁量権の範囲なんだというふうなことになっていますけれども、裁量ということを考えて時に、例えば、センターの人的配置、それから、今言いました物理的な、例えば一時保護で収容する時の、余りたくさんなかったというふうに思いますので、そういう部分で少し一時保護を控えるような心理的な要因というのはなかったのかなということをちょっと考えたんですけれども、そこらについての見解は言えますでしょうか。

【吉田こども家庭課長】このケースと違うという形で一般的な話としてお答えさせていただきますが、確かに一時保護所に関しましては、一時期、昨年だと思うんですけれども、全国的にも保護所の定員がいっぱいになっているんじゃないかという議論もあったんですが、長崎県では、例えば平均の入所率でいきますと4割弱ぐらいでございます。当然、時期的にいっぱいの時もあるれば、これはあくまでも平均の話でありますけれども、一時保護についても、すみません、直近の数字がなくて平成26年度の数字でいくと、全国的に一時保護するのが、虐待相談があって2割ぐらいだったのが、長崎県は4割。これが多いのはいいかどうかは別にして、対応し

ていますので、そういう意味では、我々とすれば一時保護についてはやるべきところはきちんとやっているというようなことで、保護所の状況によって、それを躊躇しているというような判断はしていないということでございます。

【坂本(浩)副委員長】この4割というのは、要するに、あの部屋に1人入れて4割というふうな数字なんですか。

【吉田こども家庭課長】それは、虐待の通報があって、どう対応すべきかということで、虐待の相談があった件数に対してどれだけ一時保護で対応したかというような数字ですので、一時保護所は一時保護所で児相の中にある分と、もう一つ、一時保護委託ということで、児童養護施設が県内にありますけれども、そこにも実は一時保護を委託することができますので、要は児童として養育しにくいような子どもでなければ、センターの一時保護所ではなくて施設の方の一時保護所をお願いするというケースもあります。

ですから、トータルとして一時保護したのが4割ぐらいということでございます。

【坂本(浩)副委員長】わかりました。今の答弁で、なかなかちょっと複雑なんですけれども、了解しました。

今、いわゆる物理的な要因があるんじゃないかとお尋ねしましたけれども、もう一つ、要するに、法的な対応のところですか。私もこの委員会で多分1~2回ぐらい質問とお願いをしたと思うんですけれども、要するに、児童相談所に弁護士の配置はできないんですかというふうな質問をいたしました。

来年の重点施策の素案の中に、こども政策局の中に、法的対応機能強化事業ということで約1,100万円、素案ということで考えが示されてお

ります。

それともう一つは、5月に成立した改正児童福祉法によって、10月1日からの施行で義務化された児童相談所への弁護士配置が決まったということで、これは新聞に九州各県の状況が記事として載っておりました。それによると、総括的に言うと弁護士配置が進んでいないという現状が報じられているわけです。

その中で、長崎県については配置に準ずる措置と。これもこの間、課長の答弁で、そういうふうなことを考えておりますということだったんですけども、配置に準ずる措置という中身、具体的にはどういうふうなことを、多分これは予算化されていますから来年度から考えるのかなというふうに思いますけれども、答弁できる範囲で結構ですから、考え方があれば教えてください。

【吉田こども家庭課長】児童福祉法の改正で、国としても弁護士の児童相談所への配置というのは進めてほしいという話は出ておりますが、一方で、これについては県の弁護士会ともお話をさせてもらっていますが、なかなか常勤で児相それぞれ2カ所に置くというのは現時点では難しいところもあるんじゃないかというふうな弁護士会としての意見もいただいております。

ただ、一方で、法的対応については我々も強化しなきゃいけないということで、今、随時相談はいつもやっているんですけども、来所は月1回というふうな回数でしかやっておりませんけれども、その回数を週何回とか、そういう形で増やして、要は、案件がある時に常に弁護士の方に相談をしてアドバイスをいただけるような体制をもっと強化する必要があるだろうということを考えて予算要求をしているところでございます。

ですから、児童相談所に来ていただける弁護士さんの回数を増やすというようなことを考えているところでございます。

【坂本(浩)副委員長】いわゆる相談の回数を増やすということなんですけれども、この報道によると、配置に準ずる措置というのが、従来からやってきている法律相談が準ずる配置と言えるのかどうか判断をつけかねている自治体も多いというふうに載っているんですね。

弁護士会に相談したということですけども、人材の確保と財政的な措置の問題があるのではないかという指摘もされているようですが、それは今言われた人材の確保という理解でよろしいのでしょうか。

【吉田こども家庭課長】弁護士会に相談する中でも、そういった回数を増やすというのも、恐らく1人の弁護士では無理だろうというふうに弁護士会の方から言われていまして、複数の弁護士を確保して当番で来ていただくとか、そういう形でないと、なかなか確保は難しいのではないかとお話をいただいておりますので、そういったことも踏まえて我々としては、複数の配置も含めて、できるだけ回数を増やして、児相としては法律的な相談ができるような体制にしたいと考えております。

【坂本(浩)副委員長】当面はそれで走らざるを得ないという事情もあるのかなと思いますけれども、本来なら虐待の相談を含めて、虐待の件数というのが減らなければいけない、増えてはならないと思っておりますし、それから、減らすためにもいろんな政策を打ち出す必要もあるんじゃないかなと、例えば子どもの貧困の問題とか、いろんな要因があるんだろうと思います。子の貧困は親の貧困から来ているということもありますから。

もし可能であれば、今後の問題として、人材の確保あるいは財政的な問題で、例えば国からの財政措置だとか、そういうものがあれば、ぜひ弁護士さんの常駐というところを究極的には目指していただきたいということを要望として申し上げますので、ご見解をよろしく願います。

【吉田こども家庭課長】今、国の方でも、できれば早い段階で常設をというお話は伺っておりますが、一方で、その財源措置は2分の1の国庫補助事業でございます。

我々としては、そういったことをある意味義務化するような配置を考えていらっしゃるのであれば、その財源も含めて国の方でそれなりの措置はしていただきたいというのが私の考えでございますので、そういうことを含めて国に対してはお話をしていきたいと思っております。

【坂本(浩)副委員長】県としての決意をよろしく願います。

【吉田こども家庭課長】今は決まっておりますけれども、一時保護についても家裁が中に入るとか、そういったことも含めて議論がされておりますので、今後、法的対応というのが増えてくると思います。そういった面も含めて人材確保というのはきちんと取り組んでいく必要があると考えております。

【宅島委員長】ほかにご質問はございませんか。

【渡辺委員】福祉保健部の35ページ、附属機関等の会議結果報告が載っておりますが、長崎県感染症診査協議会というのが2カ月に13回ぐらい開かれて、かつ県立保健所の8カ所で会をされています。これは出席者は非公表となっているんですが、大まかに、例えば感染症が発症した時にこういった会議が開かれているんですか。それとも定期的に行われているんですか。

そして、メンバーは、保健所の方と、大体どういった方が入っているわけですか。例えば、医療関係の団体等の代表の方か何かが入っているのでしょうか。そこら辺を教えてください。

【村田医療政策課長】お尋ねの感染症診査協議会ですけれども、これは各保健所ごとに設置されておりまして、毎月、定例的に開催されております。

診査される内容につきましては、記載のとおり、主に結核の患者が発生した時の入院の審議でありますとか、就業・就労制限等の診査を行っていただいております。

委員の方々につきましては、医師会や医療機関の医師を中心に願いをしているところでございます。

【渡辺委員】感染症となれば、BSL-4の関係もあって、あれは研究機関になるんですか。今、坂本キャンパスでつくられようとしているものは。

【村田医療政策課長】現在、計画中のものは大学の研究施設としての位置付けでございます。

【渡辺委員】感染症というのは、私たちのイメージで、風邪も入るんですか。この対象の中に感染症法第20条とか18条とかいろいろ書いてあるけど、詳しくはわからないんですけど、インフルエンザとかも入るんですか。

【村田医療政策課長】感染症法にそれぞれの疾病、ウイルス、細菌等が位置付けをされておまして、この分につきましては感染症法に規定する就業制限や入院等の診査を行うものということで、中心となりますのはほとんどが結核でございます。当然、風邪、インフルエンザ等も感染症には該当しますが、ここで言うところの診査対象、行動制限等を伴う対象にインフルエンザはなっておりません。

【渡辺委員】 そしたら、結核が主に対象になっているという理解をしていいですか。ほかのことではこういう協議会は開かれていないということですね。

【村田医療政策課長】 私が承知しておりますのは、感染症法に基づく主に結核の患者に対する制限、法に基づく制限の診査と理解しております。

【渡辺委員】 最後に、毎月定例会がされているということですが、そういった結核の発症の事例を発見した時には、こういった会議は即対応しているんですか。

【村田医療政策課長】 35ページの下の方に報告事項がございますけれども、これは定例的な開催ですので、発生した時には緊急的な対応での就業制限、あとは応急に保健所の判断で入院の措置をとるといったことで対応しているところでございます。

【渡辺委員】 わかりました。

【宅島委員長】 暫時休憩いたします。

-----  
午後 1時57分 休憩

-----  
午後 2時 0分 再開  
-----

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

ただいま、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」につきまして、こども未来課から提出がありましたので、説明を求めます。

【中野こども未来課長】 午前中、学童保育の施策拡大に関する陳情書の審査の中で、制度自体が、我々の説明が足りないということでございましたので、資料を作成いたしました。

この上に書いていますとおり、県単独事業でございますけれども、母子家庭等児童助成制度ということで、放課後児童クラブの利用料を市

町村が補助する、その半分を県が持つ、そういった制度でございます。

平成27年度の要件改正前の部分でございますけれども、ここを見させていただきますと、丸が2つあると思います。上段の丸、ひとり親家庭への助成、それともう一つは、きょうだい児童への助成、これは下の丸でございますが、2つございます。

ひとり親につきましては、ひとり親家庭の子どもさんは1人目からこの補助の対象になりますということで、月額5,000円ということでございますので、これは上限ということになっております。ということで、市町が2,500円、県が2,500円という形の事業になっております。

今回の陳情書の中で問題にされておりますのは、兄弟児童への助成ということでございます。これは制度的に若干難しいんですけれども、兄弟が3人以上おりまして、その中で1人ないし2人以上が未就学、いわゆる小学校に通っていらっしゃる子どもさんがおられる家庭で、なおかつ2人以上が小学校の放課後児童クラブに通所している、そういった分を対象としているということでございます。狙いとしては、この1人以上の未就学児、ここがいわゆる保育料等々が世帯の収入の中で負担になるということでもありますので、ここがポイントになっているということでございます。

ということで、放課後児童クラブの利用料金を、2人おりましたら年少の方の保育料が対象になってくるということになります。これも月額5,000円を上限とさせていただいているということでございます。

実績でございますけれども、下の方に別欄がありまして「（実績）」としていますが、この補助金全体が県負担分で4,200万円ぐらい昨年

度出しております、上段の母子、いわゆるひとり親家庭の助成が3,400万円、そして兄弟、先ほど言いましたところが700万円程度ということでございます。これに市町村分が加わるということですので、2倍の事業になっているということでございます。

対象児童ですが、延べと書いているのは、1年以上と申しますか、1年間確実に預けていらっしゃるのではなくて途中からという方もありますので、そういったことで延べとなっておりますが、実児童数としましては、大体この2つで1,830の方が給付を受けていらっしゃる。これは1年もしくはそれ以下ということでございますが、母子が1,452人、兄弟が先ほど言いましたように378人、これが昨年度の実績となっております。

この陳情書の趣旨というのが、今年度行われている保育所保育料補助要件の拡大を理由に長年維持してきた、こういった助成制度の要件が縮小されて困惑しているということでございます。

どういうことかといいますと、この右側の平成28年度のところでございますが、ひとり親のところはもう変わっておりません。制度そのままでございますが、制限というところの2つ目のボツのところでございますが、先ほど陳情書にもありましたように、国制度で、保育所・幼稚園等の利用料金全額減免を受けている者は補助の対象としないということでございます。

具体的には、下の欄外に例となっておりますが、例えば未就学の方で保育料を月額1万6,000円払っていらっしゃる家庭があると。これは平成27年度と書いていますけれども、あと2人、小学校の方がおられて児童クラブを利用されているということで、平成27年度の制度であれば

本来5,000円払うところを2人目は5,000円を払わなくていいということで、単純に月額でいいますと、1万6,000円の負担であったところが、平成28年度はどういうことかということ、先ほど申しましたとおり、国の制度で保育所・幼稚園の利用料が多子世帯につきましては無料化される部分がございますので、先ほど言いました未就学の1万6,000円の部分が負担をする必要がないという家庭が出てくるわけでございます。そういった家庭を今回制限ということで除いたということでございますので、先ほどの欄でいきますと、平成28年度はそういった家庭はクラブの利用料のみということになります。我々の考えているもとの制度の趣旨と、あと保育料減免との趣旨を兼ね合わせますと、世帯の負担というのはそれほど変わらないという考えで、こういった要件改正をさせていただいたということでございます。

説明は以上でございます。

【宅島委員長】 ありがとうございます。

ただいま、こども未来課長から説明のありました先ほどの陳情の件につきましての資料ですが、何かご質問があられたらよろしくお願ひします。

休憩いたします。

-----  
午後 2時 8分 休憩

-----  
午後 2時30分 再開  
-----

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 質問がないようですので、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する質疑は終了いたしました。

続きまして、議案外の所管事項一般について

の質疑に入ります。

議案外について質問がある方、よろしくお願  
いします。

休憩いたします。

2時45分に再開いたします。

-----  
午後 2時31分 休憩

-----  
午後 2時45分 再開  
-----

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

次に、議案外所管事項一般につきまして、質  
疑を行います。

質問はありませんか。

【堀江委員】 来年度の予算審議の際には文教厚  
生委員会に所属できませんので、この機会に2  
点ぐらい質問したいと思います。

今議会に来年度の長崎県重点戦略素案が発表  
されました。そのことでお尋ねしたいと思います。

福祉保健部の56ページに、今回、災害が発生  
した際の関係予算の中で、災害救助備蓄費が拡  
大しますよという予算が計上されているんです  
が、具体的にどのようなものが拡大されること  
になるのかお尋ねしたいと思います。

【上田福祉保健課長】 来年度の災害救助関係の  
予算でございますが、今、県では備蓄物資の方  
針というものを定めておりまして、基本的には、  
県民の方は3日分の食料、市町に対しては人口  
の5%の3日分、それから、県におきましてはそ  
のまた市町分の1割を3日分備えるような計画  
を立てております。現実、その3日分の備蓄を  
現物備蓄と流通備蓄を合わせたところでやって  
おりまして、一定、現物備蓄が必要だろうとい  
うことがございますので、その3日分のうち1日  
分については現物で備えようということで必要  
な予算を計上しているところでございます。

【堀江委員】 そうしますと、備蓄の1項目、1  
項目、要するに品目を増やすということではな  
くて、量を増やすということの拡大の予算とい  
う理解でいいですか。

【上田福祉保健課長】 1つは量の問題です。3  
日分のうち1日分については、水や食料につい  
て現物で備蓄をするというのが1点ございます。

あと1点は、熊本地震の教訓で、ブルーシー  
トがなかった、不足したということがございま  
すので、ブルーシートについては品目を追加し  
て、今のところ要求しているところでございま  
す。

【堀江委員】 理解いたしました。ありがとうご  
ざいます。

もう一つ、56ページにフッ化物洗口の推進事  
業があります。2,900万円、ここでは中学校まで  
拡大するぞというふうな重点戦略に上げられて  
いるんですが、同じく今回出されております事  
務事業の評価結果の中の22ページにフッ化物  
洗口推進事業があるんですが、ここでは平成29  
年度から中学校での実施拡大に向けて関係者と  
協議をしているというふうに書いているんです  
けれども、そうしますと、もう協議を踏まえて、  
平成29年度、来年度から中学校まで拡大をする  
ということですか。

【安永国保・健康増進課長】 フッ化物の洗口事  
業でございますけれども、保育所・幼稚園・小  
学校までを平成29年度までの計画で推進を  
図っております。小学校までの実施については  
順調に進んでおりまして、平成29年度には目標  
の100%を達成できる見込みということで、各  
市町からお聞きしております。

そういったことも踏まえて、中学校までの拡  
大が必要じゃないかということで、関係機関あ  
るいは市町とも協議いたしまして拡大に向けて

予算要求をさせていただくということでございます。

【堀江委員】だから、この事務事業評価の平成29年度の部分は実施拡大に向けてというふうになっているんだけど、財政課が説明した重点戦略の素案では、もう既に56ページに中学校まで拡大すると書いてあるから、結局は平成29年度から中学校の拡大をやるんですかという質問です。

【安永国保・健康増進課長】平成29年度から中学校まで拡大できるように今進めておるところでございます。

【堀江委員】そこで、このフッ化物洗口の問題につきましては、条例が制定される際にも、それからその後も、全て希望するかどうかということが前提なんだということを申し上げてまいりました。実際に今、幼稚園、保育所、小学校という部分についても、これは希望する子どもが受けられるということで、希望しない子どもは受けないという状況になっていると思うんです。

そうしますと、こういう対応は、中学校でも同じような対応をとるという理解でいいですか。

【安永国保・健康増進課長】フッ化物洗口の実施につきましては、今、委員がご指摘したとおりでございます。希望する人が実施できるような体制、環境を整備するということで今まで進んでおります。中学校についても同じような考え方で進めているということでございます。

【堀江委員】実際に現場で対応するのは、国保・健康増進課ということよりも、教育委員会であったり、こども政策局ということになるんですけど、例えば同じクラスでフッ化物洗口をする時には、その液をもらう子と、あるいは水でする子と、そうしないといわゆるいじめの対

象も出てきますよという指摘もあったりして、それが意味わからないような形です。という対応の説明がこれまでであったわけです。とりわけ中学生という、思春期といいますか、さまざまな心の動きがある年齢が対象になっていくとなれば、そういう意味でも、希望する子どもがと一口に言っても、対応としては大変なことになっていくんじゃないかと思うんですが、そういうことも教育委員会と連携をしながら対処していく、対応する方向であるという認識を持っていると理解してよろしいでしょうか。

【安永国保・健康増進課長】これまでフッ化物洗口推進事業を進めるに当たっては、小学校、それから中学校でありましたら教育委員会、それから保育所・幼稚園につきましてはこども政策局、それから私立の学校については学事振興課ということで、庁内の関係課と連携をとりながら進めてきておりますので、ただいま委員から指摘されたご意見についても、改めて徹底をしたいということで考えております。

【堀江委員】もう一つ、BSL-4の問題について質問したいと思います。

追加の2で部長が説明した長崎大学の高度安全実験施設BSL-4の問題ですが、ここでは、長崎市と協議をして、国の対応も確認できたので、長崎大学が計画している坂本キャンパスでのこうした施設の設置については今後進めていきますよというふうな説明なんですけれども、この問題につきましては、やはり反対の声が根強いというふうに私は思っています。県内の関係自治会の皆さんが反対の集会を開いたのもそうですし、また、この間、抗議と要請ということで、住民の合意が得られない、安全性の確保もない坂本キャンパスのBSL-4の設置容認は撤回することという、いわゆる抗議文と要請

文が担当課にも出されていると聞いております。

知事が理解、合意をしても、住民は理解も合意していないということで、撤回してほしいということですが、こうした住民への対応といえますか、県民の皆さんの今でも根強い反対の声があるんですが、それはどのように認識しておられますか。そういう状況があるということとは十分把握しているという理解でいいのでしょうか。

【村田医療政策課長】今、お尋ねの件につきましては、そういった声があるというのは、私も地域の住民の代表の方が入られた地域連絡協議会に参加をさせていただく中でもお聞きしておりますし、自治会での大学からの説明会にも参加させていただく中で、そういった声も聞いております。

今、ご説明がありました反対する団体の方からの申し入れ等につきましても受け取りまして、内容について把握をしているところでございます。

そういった状況については、引き続きそういった方々の不安あるいは疑問について、これから具体的な安全対策等を検討する中で改めて丁寧に説明しながらやっていけば、徐々にでも理解は深まっていくものと判断をしているところでございますので、今回こういった判断をさせていただいたところでございます。

【堀江委員】住民の皆さんが一番安心できないと思うのは、平たく言ってしまうと何かあった時にどうするのかということなんだけれども、何かあった時は、部長説明の言葉をかりれば、関係閣僚会議で国の関与について決定されたんだよということかと思うんですが、これは具体的にどういうことなんでしょうか。何かあった時には予算的にも人的にも対応するということ

なんでしょうか。国の関与の部分をもう少し説明してください。

【村田医療政策課長】何かあった場合ということも国から明示をいただいておりますけれども、その前段として、設計あるいは建設、運営の段階から、国も関係省庁を含めてしっかりと関与しながら、その計画整備の状況については国もかかわっていくというのがまず大前提でありまして、その中で万一のことはないように対策を講じるということです。

ただ、やはり何かがあるかということで、地域の方も万一の場合の不安というのもございますので、そういった場合には、事故の程度に応じて段階的に国の関与の仕方はあるかと思えます。例えば、国家の非常事態となれば、国、官房の危機管理室が主導して現場の方で指揮をとるといったことまで踏み込んだ記述になっているところでございます。

それから、その際の補償等についての議論につきましても、もともと大学で設置しております有識者会議での議論の際の課題といったことでもなされておまして、それについてもずっと議論を重ねてまいられたところでございます。国からの説明の中にも、そこについても実施主体である長崎大学がきちんと責任を果たせるように、国が責任を持って支援をするといったことが明記されているところでございます。

【堀江委員】やっぱり住民からすると、いわゆる感染症の施設は必要だというのは、それは皆さんも思っておりますし、私自身もそれを思っています。

ただ、それがどうして住宅密集地の坂本キャンパスなのかと、ここがやっぱり疑問として拭えないわけです。もちろん安全・安心の高度な施設ということは、説明を何度も住民の皆さん

は聞いていると思いますし、そういう認識が一方であっても、万が一何かあるかもしれないという不安が拭き切れないところがやはり一番住民の皆さんが納得できないことだと思っています。

実際に、例えば万が一の時には人も派遣をしということなんでしょうけど、十分な保障の問題というか、命に代わるものはないので、本当にそこが大丈夫かという認識が、これがどうしても安心できないといえますか、それが担保できないといえますか、気持ちの上でも、計画が進行すればするほど、その不安は拭きえない、逆に不安が大きくなっていくというのが、これはもう心理的な状況だと思いますし、反対の声がいまだに少なくならないというのはそこだというふうに思っています。

そういう意味では、この問題については、今ここでどうこうというか、もう県は進める側だというふうに思っておりますけれども、ぜひ今後も住民の皆さんの声を聞いていただきたいと思っています。

私は、言っているとおり、BSL-4の設置には反対の立場でありますけれども、住民からすると、そういう声を聞かずに計画が進められているという認識が拭きえないので、今後もさまざまな要望についてはぜひ対応していただきたいということをこの機会に申し上げておきたいと思いますが、最後に見解を求めたいと思います。

【村田医療政策課長】今、ご指摘がありました点につきましては、まさにそのとおりでございます。いろんなご不安、疑問等に対しましては、私どもも、逆にそういうことを踏まえて大学に対しては厳しい注文をつけたりとかといった意味で、ただ単に計画を進めるということでは

はなく、地域の方の不安に寄り添って、きちんとした対応をしていただくことを大学にも先般申し入れをし、大学の方からも誠意を持って引き続き対応していくといったご回答をいただいた上で今回の判断をさせていただいたところでございます。

これから具体的に設計をし、安全対策を具体的にお示しし、あるいは先進的な諸外国の事例等の情報等も今後収集し、ご説明するようなことも伺っておりますので、そういった中で、扱うウイルスが空気感染をしないといったウイルスの特性等も含めて、精神的な不安面を含めた解消が図られるように丁寧に説明ができるように対応してまいりたいと思っております。

【宅島委員長】ほかにございませんか。

【松島委員】高齢者施策の中から、今回は最後ですので、2つお聞きします。

1つが、老人クラブ関係の事業について、もう一つが生涯現役促進地域連携事業について、この2つをお聞きします。

まず、1つ目です。老人クラブ関連の事業の事務事業評価も記載がありまして、後で触れたいと思いますが、まず老人クラブは大事だと思っています。その上で、国、県がどのようにかかわっているのかを一度精査しようと思ひまして精査しました。事前にもレクをいただきました。

その上で質問しますが、老人クラブ事業というのがまずあると。それはどういうものかと長寿社会課の方に文書で説明いただいて、こんなふうに書いていただきました。「老人クラブにおける高齢者自らの生きがいを高め、健康づくりを進める活動やボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動」と、わかりやすそうでわかりにくい文章ですが、つまりは各

老人クラブに助成しているお金、老人クラブ事業の中身を少し丁寧に教えてください。

【小村長寿社会課長】今お尋ねのありました老人クラブ関係事業でございますけれども、老人クラブには、まず県の老人クラブ連合会がございます。その下に各市町単位での連合会がございます。その下に各単位老人クラブという3層構造になっておりまして、それぞれの団体に対しまして、国、県の財源を使いまして助成を行っているところでございます。

単位老人クラブにつきましては、今、委員がおっしゃいましたように、それぞれの老人クラブにおきまして、高齢者の方が自ら生きがいくくりだとか健康づくりについて、それぞれの地域におきまして活動する経費について助成を行っているところでございます。

市町老人クラブ連合会につきましては、こういった単位の老人クラブ全体の各市町の老人クラブの事業に対する支援でございますとか、市町単位の広域的な部分での健康づくり、あるいは地域支え合い、そういった活動をやっているところでございます。

また、県老人クラブ連合会におきましては、そういった市町の老人クラブ全体を取りまとめまして、県全体の老人クラブの基本的な活動の方向性を示した上で、県全体での健康づくり、地域支え合い、あるいは県全体の高齢者の組織の強化、そういった部分の事業を行っているところでございます。

【松島委員】今おっしゃられたとおり、老人クラブ事業（単位老人クラブ）が一番基礎的な事業なんだろうと思います。その上に市町老人クラブ連合会事業をおっしゃられたと思います。その上に県老人クラブ連合会事業を言われたんだと思います。

そこで、これも事前にお聞きしてメモしたんですが、平成27年6月1日現在で、老人クラブ数は1,220、会員数が6万5,028人と。ただし、長崎市と佐世保市は除くわけですが、その全クラブに老人クラブ事業（単位老人クラブ）からお金を助成として出ているんですか。1,220に幾らかそれぞれ出している事業なのかお聞きします。

【小村長寿社会課長】今お尋ねがございました単位クラブに対する助成でございますけれども、これにつきましては、平成28年度現在で長崎市と佐世保市を除いて1,244の老人クラブがありますけれども、そのクラブに対して助成を行っているところでございます。

【松島委員】クラブをつくったところは全部申請しているということですかね。

【小村長寿社会課長】そのとおりでございます。

【松島委員】これで1クラブ当たりの価格が概ねわかるわけですが、それで県老人クラブ連合会事業と長崎県老人クラブ連合会運営費助成事業、この事業の違いは何ですか。

この老人クラブを調べるに当たって、いろいろ名前が類似のものが出てきて、それぞれ一度レクをいただいて私なりに調べたんですけど、なお難しくて、ここをちゃんとわかっておかないと思っ質問しているんですが。

【小村長寿社会課長】県老人クラブ連合会事業につきましては、国の補助を受けまして、先ほど申しました健康づくり介護予防支援、あるいは地域支え合い、あるいは組織強化、そういった事業に対して県が助成を行っているものでございます。

一方、県老人クラブ連合会運営費補助につきましては、県老連の事務局そのものの運営に係る経費でございますとか、県老人クラブ大会の経費につきまして県単独で助成を行っているも

のでございます。

【松島委員】前者はどういうことをやる事業ですか。今、言われた前者、県老人クラブ連合会事業のことを言われたと思うんですけど、後段は大会とかと言われたのでイメージしやすいですけど、前段はどんなことをやるための事業費ですか。

【小村長寿社会課長】県老人クラブ連合会におきまして、例えば市町老連における若手高齢者の組織化支援でございますとか、若手高齢者の意識・実態に係る調査等、老人クラブの加入促進に関する各種事業を実施いたしております。

また、市町老連における高齢者の総合支援活動や地域支え合い活動を実際に担いますリーダーの研修、そういったものを県老連の方で研修会の開催とか、あと地域のそれぞれの課題について把握してアドバイスをしたりとか、そういった市町老連の活動の支援を行っているものでございます。

【松島委員】市町老人クラブ連合会事業と県老人クラブ連合会事業、これはどう違うんですか。内容は一緒ですか。補助しているという形でどういうふうに違うのかお聞きします。

【小村長寿社会課長】例えば、地域支え合い活動とか健康づくり活動で言いますと、実際の活動を行っているのは市町老連、市町単位の老人クラブ連合会でございます。そういったところで活動の担い手となる指導者とか、そういった方の研修を行って、市町老連の活動の支援を行う、そういった役割は県の老人クラブ連合会にあると思います。また、県全体の大会を行って機運を高めるとか、各市町老連の組織強化、組織拡大、会員の加入促進に係るところについて県老連としてもバックアップをする、そういった形でのかわりでございます。

【松島委員】一定理解しますけど、もう一つ老人クラブ関係事業費があって、老人クラブ研修費助成事業というのもあるんですね。すみ分けはちゃんとできているんですか。今言われたことをそのまま解釈するなら、県老人クラブ連合会事業は研修としての事業でもある。また別の事業では、そもそも研修のための事業がある。いろいろ重なり、すみ分けはどうされているんですか。

【小村長寿社会課長】まず、基本にございますのは、国の補助を受けて行います健康づくりでありますとか、地域支え合いでありますとか、そういったものを県老連、市町老連、単位クラブ、それぞれの役割において実施するものが国庫の補助事業でございます。

先ほど申しました県老人クラブ連合会の運営費補助、これは事務局に対する補助とか県の大会の補助でございますけど、これは県単で行っているものでございます。

もう1点、県単で行っている事業といたしまして、老人クラブ研修費助成事業というのがございまして、これは各単位のいろいろな老人クラブがございませけれども、そういった老人クラブが県内のほかの地区に研修旅行に行かれる際に、1団体当たり4万円、本土から離島に行かれる場合、あるいは離島から本土に来られる場合は、さらに1クラブ当たり2万円を加算して、県内の各地域でそれぞれの見聞を広めてもらう、そういった意味の研修を行う際に県として県単で補助を行っている制度でございます。

【松島委員】やっとここまで来ましたが、県単の今言われた事業を事務事業評価の中で改善と表記されているんですか。名前が非常に似ているので、適切にどれがどの事業かつかみづらいなんですよね。

今、ここまで一応流れを見てきました。事務事業評価の21ページに、改善、老人クラブ研修費補助金と出ているんですね。それは今説明されたそのことでしょうか。それならば、何を改善すべきなのか、ここでつまびらかにしてください。

【小村長寿社会課長】事業群評価調書におきまして改善という見直しを行っておりますのは老人クラブ研修費補助金でございまして、先ほど私がお説明申し上げた最後の県単の補助金でございまして。

これは各地区の老人クラブが1泊以上の研修を要件といたしまして、それぞれ各地域で研修を行うものでございますけれども、現在その要件が1団体当たり10人以上、それと、先ほど言いましたように1泊以上という要件がございまして。これを今後、もう少し参加者数を拡大していただくような、そういった検討ができないか。あるいは、ただ研修に行くだけではなくて、行った先の老人クラブとの交流の機会を設ける、そういった取組もできるのではないかと。そういった観点で今後改善というか、見直しを行っていきたくて考えております。

【松島委員】今言われた事業の前提が、利用率が少ないということなんではしょうけど、利用率、数でもいいですけど、どのくらいですか。なお、報告書みたいなものもあるんですか。

【小村長寿社会課長】現在、92のクラブに内示を行っているところでございます。

【松島委員】少ないので、少なくともクラブが1,000以上あるので、もっと利用すべきの改善という意味ですね。利用しやすいような検討をしていくと。事務事業評価の改善についてはわかりました。

市町別の老人クラブ数というのは傾向がある

のか。人口比で考えると、どこの地域が多いのかなど、そういう特徴はありますか。

【小村長寿社会課長】各市町ごとの老人クラブの数でございますけれども、特徴的なものとしたしましては、島原半島、例えば南島原市ですと171、雲仙市でございますと104ということで、ほかの地域に比べるとクラブの数はかなり多くなっております。

また、離島の対馬、壱岐、五島についても、それぞれ100程度、老人クラブがございまして。本土の、例えば市で言いますと松浦市ですと40人、平戸市ですと60人、大村市で80人となっておりますので、そういったところと比べると島原半島とか離島の老人クラブの数が多くなっている現状でございまして。

【松島委員】一覧を後でいただければと思います。

老人クラブの地域における比重というのは非常に大きいというのが自分の経験としてありますので、今回ちゃんと精査して、皆さんのかかわりをはっきりさせる意図で質問をさせていただきました。今後も大事ですので、よろしくをお願いします。

2番目に、生涯現役促進地域連携事業、これは先々月、10月末なので、ついこの間、厚生労働省に採択された事業で、事業開始が12月1日、すなわち10日ぐらい前で、内容が高齢者の就業を促進するための相談窓口やセミナー開催や企業の実態調査、そういうことをやると。なかなか頼もしい、楽しい事業であるわけですが、開始から10日ですけど、相談はばんばん来ますか。別に正確な数字じゃなくても構いません、今の状況はどうですか。

【小村長寿社会課長】生涯現役促進地域連携事業につきましては、委員おっしゃられたとおり、

10月21日付で採択を受けております。12月1日付で協議会と労働局の間で契約を締結したところでございます。

実際の事業につきましては、これから取り組むところでございまして、今年度取り組む事業といたしましては、まずは県内高齢者の就業、社会参加に対する意識調査でありますとか、県内の企業の高齢者に対するニーズ、そういった調査をまずとり行いたいというふうに考えております。それと、ワンストップ窓口の創設に向けて、関係団体と調整を行っているところでございますので、年度内にそういったワンストップ窓口を長崎市内に設置できたらということで、今、努力をしているところでございます。

【松島委員】5～6年前に、正確にはちょっと忘れて恐縮ですが、高齢者施策が非常に部局横断的だったので、高齢者施策の高齢者庁舎会議みたいな1つの会議体をつくっていただきました。もう一個、高齢者相談窓口というのもつくっていただきました。

今回のこの就業に向けたワンストップ窓口と、既存の高齢者相談窓口、このすみ分け、今まで高齢者相談窓口は多分何でもかんでも受けていたんだと思うんですよ。これから特化してやられるつもりなのか、既存の高齢者相談窓口はもう卒業というか、どうされるのか、ちょっとお聞きします。

【小村長寿社会課長】既存の高齢者窓口につきましては、県庁の中での様々な高齢者に対する取組については、長寿社会課の窓口にお問い合わせをしていただければ速やかに関係する部局につなぐ、そういった役割を果たしておるところでございます。

今回設けようといたしますワンストップ窓口は、具体的な社会参加であるとか、ボランティ

ア活動でありますとか、あるいは就労、就労の中にもフルタイムの就労からパートみたいな就労、あるいは生きがいを求めている就労、いろんな形の就労があるかと思っておりますので、そういった就労にマッチングできるような企業の開拓、仕事の切り出し、そういった作業と併せて、自分は何かやってみたいんだけどというふうなご高齢の方が気軽に寄られて気軽に相談ができる、そういった窓口を設けたいと考えております。

【松島委員】ワンストップ窓口である「ながさき生涯現役応援センター」、核となる長崎市の施設、仮称でしょうけど、それに加えて県内2カ所にサテライトを設置し、支援体制を充実するとも言われていました。

県庁、長崎市内から遠い条件不利地にも、遠いところにも不便のないよう、そういうサービスはより近くで受けられるように、もちろん島もありますし、半島もありますので、サテライトをしかるべき位置に置いていただきたい。その取り計らいをお願いしますが、いかがですか。

【小村長寿社会課長】現在考えておりますところは、長崎市内に本部を置きまして、サテライトといたしましては、県北地域に1カ所、県南地域に1カ所。それで、長崎、県南、県北、それぞれの事務所が、周辺の過疎地域でありますとか、あるいは離島でありますとか、そういったところにも出かけて行って、高齢者のニーズに合った社会参加の仕組みをつくっていきたいと考えているところでございます。

【松島委員】県北、県南と聞きましたのでよかったです。効率的かつ着実な推進、これは非常に楽しみな事業だと思っています。よろしくをお願いします。

【宅島委員長】ほかにございませんか。

【渡辺委員】ねんりんピックが終わりました。これの総事業費は幾らだったんでしょうか。それと、民間から寄附が何か求めていたでしょう。民間からどれくらい寄附が集まりましたか。

【磯本ねんりんピック推進課長】まず、民間からの寄附ですけど、この前1,700万円という目標でやっておりましたが、全体を通して1,718万円のご協力をいただいたところでございます。

それから、総事業費につきましては、本年度の事業費、予算額が10億8,978万9,000円です。平成26年、平成27年、平成28年、3年間の事業費といたしましては11億739万5,000円となっております。

【渡辺委員】11億円近く使って55万人の方々に参加いただいたんですけども、経済効果、波及効果は幾らぐらいになっていますか。

【磯本ねんりんピック推進課長】開催期間中にアンケートをとりまして、そのアンケートをもとに調査・分析をしているところでございまして、今、最終的な調整を行っておりますので、年内には公表できるように進めてまいりたいと思っております。

【渡辺委員】わかりました。

ちょっと松島委員の質問とバッティングするんですが、生涯現役促進地域事業の関係についてちょっとお尋ねします。

今、西洋館に、高齢者も女性もワンストップでできる総合相談窓口をつくっていますよね。あそこにこれも入るのか、また別のところに行くのか、そこについて見解があれば。

【小村長寿社会課長】現在、設置場所については関係団体と協議を行っているところでございますけれども、総合就業センターも有力な設置場所だと考えております。

【渡辺委員】今からそこも含めて協議会あたり

でちゃんと論議していくということなんですね。わかりました。

それと、ここは要するに高齢者の社会参加という意味、就労じゃなくて、社会参加という意味では、いろんなボランティア団体があると思うんですね。そこら辺の団体も入った中での協議会をつくる予定なんですか。

【小村長寿社会課長】協議会の中には県のボランティアセンターの事務局をやっています県社会福祉協議会等にもご参加をいただいておりますし、実際の仕組みづくりに当たりましては、ボランティアセンターとか、そういった各種の団体と十分協議を行って仕組みづくりを行っていきたいと考えております。

【渡辺委員】新しい取組なので、要するに高齢者に生きがいを与えるためのいろんなニーズがあると思うので、そこに十分対応できるようにしっかりと取組を進めていただきたいと思えます。

それと、この5ページの「健康生活の基本である「食」と「運動」の分野で、ヘルシーメニューを提供する店舗の普及・拡大や、運動を普及促進する人材の養成や活動に取り組む市町の拡大に向けた支援などに重点的に取り組んでまいります」となっているんですけど、これは新たな取組なんですか、このヘルシーメニューを提供する店舗の拡大とか。

【安永国保・健康増進課長】ヘルシーメニューを提供する店舗でございますけれども、これまで県としては、長崎県の健康づくり応援の店の普及・拡大ということで、その中にヘルシーメニューを提供できる店というのも含めて促進をしておりました。

新しくヘルシーメニューを提供する店舗がなかなか進まなかったものですから、県といたし

ましては、ヘルシーメニューを提供できる店舗に特化した取組ということで、平成28年度からヘルシーメニューの基準というものを栄養士会に委託をして検討していただきました。ヘルシーメニューの基準を使って実際に提供するメニューの作成を、県内の事業者を3事業者、モデルとして指定しまして、年度内にそういったヘルシーメニューを提供する店ということで、ヘルシーメニューも含めて、まずはやるということで現在進めております。これは平成28年度からの新たな取組ということでしております。

【渡辺委員】要するに、こういう具体的な運動になれば、市町がどういう姿勢でこれに取り組むかということなんでしょうから、市町との連携が一番重要な運動になるんじゃないかなと思ってるんですよ。身近な市町の方が店舗との連携はとれると思うので、この辺の市町との連携は、今、県下全域の市町がこういったことに取り組もうしているんですか、どうなんですか。

【安永国保・健康増進課長】今、委員がおっしゃった県内の市町に対する普及ということですけれども、今年度の取組としては、県の方でヘルシーメニューの基準というものをまずはつくりまして、モデル的にそういった取組を、実際にメニューを提供する事業者のところまでをやりまして、今年度の取組、ヘルシーメニューの基準案の策定からメニューをつかって、実際に提供するところまでの流れを県内の市町に声かけをいたしまして、実際に事務局として入っていただいております。そういうものを参考にしながら、次年度以降、県内の市町に広がっていくようにということで、そういう取組をしております。

ただ、実際に今年度参加をいただいております。

すのは、佐世保市と大村市でございます。そういったところの取組状況を来年度以降、実際には佐世保市、大村市の方でまた取組をしていただきますので、それが優良事例になっていけば、またそれをほかの市町に拡大をしていくといったことを考えております。

平成30年度には、平成28年、平成29年の県と、それからモデルである市町の取組のマニュアル化を考えておまして、平成30年度にはそういったマニュアルをつかって、それをまた市町に対する普及を図っていくということも考えております。

【渡辺委員】農林部、水産部あたりが、「使ってみね！長崎県産品応援店」とか、要するに店舗の窓口は市がしないといけないと思うんですね。県産品の奨励運動をまたしましょうとかいった時には、具体的には市の窓口が店舗に言っていると思うんですよ。そういうところは連携をとってもらって、ヘルシーはヘルシーでも長崎の食材を使ったヘルシー運動とか、その辺は農林部、水産部と連携をとって、そして県産品の普及も含めて健康維持のためのヘルシー食育というんですか、そこも連携をとってしてもらわないと、店舗の方が、今度は県産品、今度はヘルシーメニューとか言われても困るだから、そこは連携をとってもらって運動を進めていただきたいと思っています。

【安永国保・健康増進課長】県産品を使っただけのヘルシーメニューというのができれば一番よろしいかと思うんですけれども、県産品の方が食料的には費用が少しかかるような話も聞いておまして、今、委員からいただいた意見については、実際にヘルシーメニューをつくる時にどういう取り組み方ができるのかということも問題提起をして、関係の農林水産からも話を聞

きながら進めていきたいと考えております。

【渡辺委員】それと、この4ページの真ん中にあるんですが、「福祉人材センターを活用した介護、福祉人材の確保に取り組んだ結果」となっているんですけども、この福祉人材センターというのは、どこに何カ所ぐらいあるんですか。私はそういう福祉人材センターというのがあるということを知らなかったものですから、教えていただけませんか。

【宅島委員長】休憩します。

-----  
午後 3時21分 休憩

-----  
午後 3時21分 再開  
-----

【宅島委員長】委員会再開します。

【小村長寿社会課長】福祉人材センターは長崎市の県社協の中に1つございます。それと、佐世保市の方にも設置しておる状況でございます。

【渡辺委員】福祉人材センターには介護人材というのは登録されているんですか。要するに、今、介護施設の人たちは、介護のヘルパーさんが足らんとか言っているんですが、ここに人材という形で登録はされているんですか。

【小村長寿社会課長】求職をされている方の登録を行っております。

【渡辺委員】仕事はしていないけれども、資格を持った人は、ここに全部登録されているわけですか。

【小村長寿社会課長】福祉人材センターの方に介護有資格者等の登録制度が来年度から発足するのではなかったかというふうに思っています。

【渡辺委員】これを見たら、「福祉人材センターを活用した介護、福祉人材の確保に取り組んだ結果、介護サービス等の充実と質の向上が図られるとともに」となっているから、その人材がどれぐらいあるのか。要するに、今、介護職員

が足りないという声を聞くものだから。どうなっているんですか。

【小村長寿社会課長】福祉人材センターにおきましては、求人をする事業所の開拓を行ったりとか、休職をしている方の登録作業を行っております。そういった方たちのマッチングをすることによって具体的な事業所に対する就職の促進を図っているセンターでございます。

【渡辺委員】そしたら、県下に介護職員の資格を持った人は、長崎だったら長崎、佐世保だったら佐世保の方に全員登録されているんですか。

【小村長寿社会課長】現在、全員が登録されている状況ではございません。

【渡辺委員】何割ぐらい登録されているかわかりませんか。

【小村長寿社会課長】すみません、手元に資料がございませんので、後ほど、わかるか、わからないかを含めてご報告をさせていただきたいと思っております。

【渡辺委員】介護施設の声として、給料が安いのも一つあると思うんですけども、なかなか介護士になり手がいない、人材が不足しているということを聞いているものだから、こういう人材センターがあるなら、ぜひここに登録させていただいて、いろんな情報を提供しながら介護士が不足しているところに補充をしてやる、そういう人材センターになってほしいと思っていますので、今後の取組をよろしくお願いしたいと思っております。

【小村長寿社会課長】現在、福祉人材センターにおきましては、委員が今おっしゃられたような取組を進めております。県の制度といたしまして、再就職準備資金ということは今度新たに制度化しております。この制度を活用する場合には、福祉人材センターに登録が義務づけら

れるとか、そういった福祉人材センターの機能強化が図られるように施策の方向性をもっていきたいと考えておりますので、今後ともしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

【磯本ねんりんピック推進課長】先ほどの答弁の中で、協賛金の実績を1,781万円とお答えしたかと思いますが、正しくは1,718万円の間違いですので、お詫びして訂正させていただきます。

【ごう委員】まず、陳情・要望に対する対応の中に記載があったもので、障害者駐車場の件でお尋ねしたいと思います。

今、県民への理解がなかなか進んでいない状況で、商業施設などでも障害者用の駐車場に不適切な駐車をしている車が大変多いというような現実があります。

現在、724の協力施設と協定書を結んでいるとのことですが、この協定書の中にはどのような取り決めの文言が書かれているのかということをお教えいただけますでしょうか。

【上田福祉保健課長】障害者用の駐車場の確保の関係でございますが、基本的には事業者が設置する駐車場に対して、障害者が来た場合にその駐車場を確保するという制度でございます。

基本的には、パーキングパーミットという札がありますけれども、あれを交付して、あれを持っている方は基本的に止めていいよということになっております。そういうふうな協定の内容でございます。

【ごう委員】現状としては、障害者用でありますと指定されているところにパーキングパーミットの印がない車が結構止まっているような現実があって、実際、車椅子利用者の方が止められないようなことがあります。

県といたしましては、例えば、724の協定を結んだ施設の実態調査をなされたことはござい

ますでしょうか。

【上田福祉保健課長】申し訳ありません。協力施設に対しての調査というのは行っておりません。

【ごう委員】例えば、他県の例ですけれども、他県でもやはりなかなか不正駐車がなくなっていくということで、1週間ほど、幾つかの施設をターゲットにして調査を行ったという事例があるようで、その結果、やはり8割が不適切な駐車だったという現実があったようでございます。

そういう実態を1回、県の方々にも把握をしていただいて、そして不適切な駐車をされているのが多い協力施設に対しての助言だったりとか、罰則までは難しい、できないと思いますので、対策をもっとしてほしいということをお願いしていただきたいと思っております。

例えば、長崎県内でも非常に積極的な取組をしている施設もあって、最初に駐車券を取るところのインターホンで障害者用を利用したいんですがと伝えると、必ずそこに担当の方が来て、そこを開けてくださるようなところもあります。そこまでは対応が難しいかもしれませんが、また、あるスーパーとかでは、「このスペースはお体の不自由な方の施設です」ということがずっと流れています。

そういうことがあるだけでも少し減るのではないかと思います。そのような件に関して、今後、対策をどのようにしていくおつもりかご見解をお願いいたします。

【上田福祉保健課長】委員ご指摘のとおり、障害者用のスペースに関しては、健常者の方が止めている例は我々もよくお聞きをしております。モラルの問題だと思っておりますけれども、やはり制度についての周知不足だと思っております。これまでもラジオとか新聞等で制度について詳し

く説明したところでございますが、委員がご指摘のとおり、実態がどうなっているかについて調査をしたいと思っております。

【ごう委員】ぜひ実態調査を行っていただきたいと思えます。特に長崎県は、例えば「福祉のまちづくり条例」ですとか、「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」等もあることですので、今後、障害者の方々もどんどん出てこられる、まちなかに出ていかれる方が増えてくると思いますので、対応していただきたいと思えます。

例えば、積極的な取組をしてくださっている協力店舗などを、この前、産業労働部が、誰もが働きやすい企業というのに認証制度を設けてマークを提供したりとかということがあるじゃないですか。例えば、そういうことも一つ考えて、ここのお店は福祉に関して非常に積極的にやっているお店ですよというふうなことを何か基準を設けたりとか、マークを公に公表できるような仕組みとかをつくっていただくと、もっと目に見えて一般の県民の皆様方に知らせることができるのではないかと思います。そのあたりいかがでしょうか。

【上田福祉保健課長】委員ご指摘のとおり、協力施設に関して優良な取組をやっているところのPR等について、他県の状況も含めて検討したいと思えます。

【ごう委員】ぜひよろしく願いいたします。

続いて、もう1点質問いたします。子育て応援アプリのことについてお尋ねしたいと思います。

長崎県では、今、「ながさき子育て応援ネット」から、ながさき子育て応援アプリに行けるようになっていまして、スマートフォンの中で子育て情報などが手に入れられるような仕組み

をつくられました。

この子育て応援アプリですけれども、現在、どれくらいのダウンロード数があるのかということは把握していらっしゃいますでしょうか。

【中野こども未来課長】このアプリ自体が今年の3月18日からで、11月17日現在、245日間ですけれども、総計で3,130件のダウンロード、アンドロイド、アップルとありますが、合わせて3,130件であります。

【ごう委員】11月17日までで3,130件という数字を課長としてはどのように考えていらっしゃいますか。

【中野こども未来課長】ダウンロード数もですけれども、アクセス状況というのも我々としては調べておりまして、例えば1日平均ですけれども、3月18日から11月17日、240日間ですが、この期間の平均としましては、1日当たり大体1,172件、訪問者数で、人数でいきますと163名の方が1日平均来られております。そこが、直近になりますと、先ほどは245日間の平均でしたけれども、直近30日間ですと、1日1,800件、訪問者数が252人ということで、少しずつ利用が増えていきますので、そこら辺、評価というのは、現段階ではまだ普及していないんですが、この辺を強目に普及させていただいて、メディア等も使ってさせていただいていますので、増えてくるのではないかなと考えております。

【ごう委員】この広報に関しては、例えば市町の窓口とかでもされているんですか。

【中野こども未来課長】広報、この子育ての分ですけれども、市町の出生届とか、そういったところの窓口、いわゆる福祉部門、そして、先ほど言いました住民関係のところにも、チラシをつくりましてダウンロードの仕方とか、そう

いったこととお知らせしています。あと、子育て支援の拠点というのが各市町にございますので、そういったところにもチラシを置かせていただいて、利用者の目につくように普及させていただいている状況でございます。

【ごう委員】せっかくアプリができて手元で気軽に子育て情報が得られる仕組みをつくられましたので多くの皆様方にご利用いただけるように、今後とも広報活動を頑張っていただきたいと思います。

そのアプリの中にアンケートがありますよね。アンケートで今寄せられているご意見というのは出ていますでしょうか。

【中野こども未来課長】委員ご指摘のとおり、先ほどのアプリの中にいわゆるアンケート機能というものを付けさせていただいております。その中で、今、私どもが聞いているのは、このアプリそのもののどこの機能が不足しているのかとか、こういった改善点があるのかということを保育所等に聞いていますけれども、ネットユーザーといいますか、アプリをされている方について、こういった改善をしたら自分たちが便利になるのか、そういったところをお聞きしているような、そういった活用をさせていただいているということで、今、アプリのそういったご意見を吸い上げて、利用しやすいようなものに仕上げたいということ、そういったところで使わせていただいているところでございます。

【ごう委員】このアンケート機能というのは非常にいいと思いますので、特に改善してほしい、ここがだめなんだよとかという意見をどんどん吸い上げて、よりよいものにしていきたいと思います。

あと一つ、このアプリとは別なんですけれど

も、今、全国的に電子母子手帳を導入する自治体が増えてきているようでございまして、今、全国で80を超える自治体が電子母子手帳を利用しているような状況になっています。

長崎県としても電子母子手帳を導入するようなお考えは今の段階でありますでしょうか。

【吉田こども家庭課長】申し訳ありません。現時点では、まだ検討までは至っておりません。

【ごう委員】始まったばかりなので、他県の事例とかもいろいろ調べていただいて、情報によりますと、例えば電子母子手帳のアプリをダウンロードすれば、そこからダイレクトに病院の予約ができるようなシステムがあったりとか、また、市町や県からの防災情報が届いたりとか、あと、お母さんたちが一番うれしいと思っているのは、おなかの中にいる子どもたちの健診の情報とかをグラフできちんとできたりとか、成長、生まれてから赤ちゃんの体重とか身長とかも全部グラフでできるので、それが非常に役に立つというようなことです。今後、例えば、マイナンバーともいろいろと連携していけるような仕組みにもなっていたりするようですので、今後、導入されるところが増えていくのかもしれないので、そのあたり長崎県として、もう少しいろいろと情報を集めていただいて、県民の皆様方の子育てがよりスムーズにいくような取組をしていただきたいと思います。

それにもう一つ関連するんですが、長崎県としては、結婚・妊娠・出産・子育ての一貫した切れ目のない支援をということで今取り組まれております。ホームページで、子育て応援ネットもあります、めぐりあい事業もあります。いろんなサイトがあるんですが、1カ所で見れるような、結婚のこと、子育てのこと、ポータルサイトがきちんとあって、そこに行けばいろん

な情報が見れるような仕組みをとっていただけないものかと思っております。

例えば、福岡県であれば、「結婚応援広場」というポータルサイトがあって、そこでは妊娠・出産に対する知識が学べたりとか、そこでめぐりあいのことの情報が得られたりとか、あと、成婚した人たちの感想がそこで見れたりとか、最初から情報がたくさん見られるようになっていきますので、そういった仕組みを長崎県としてもつくっていただきたいと思っておりますので、この件に関してのご見解をお願いいたします。

【中野こども未来課長】委員のご提案につきましては、私どもも、できますれば結婚の部分から子育てまで一貫して情報を提供できればと今考えておるんですけれども、いろいろユーザーの、いわゆる対象者の関係もありまして、そのところは検討させていただくということで考えているところでございます。

【渡辺委員】こども政策局にちょっとお尋ねしたいんですが、この3ページから4ページにかけて、結婚支援事業の推進の関係で、「長崎県婚活サポート官民連携協議会を11月9日に立ち上げました」となっているんですが、このメンバーがわかれば後でいただかせませんか。こういったメンバーでしているのか。それを1点、資料請求したいと思います。

それと、お見合いシステムですが、318人、会員登録をしておりますが、このお見合いシステムというのは、私が独身としたら、インターネットで具体的に見合いをするんですか。それとも、婚活サポートセンターが、「渡辺さん、堀江さんとちょっと会ってみませんか」とか、このお見合いシステムというのはどういうシステムですか。

【中野こども未来課長】渡辺委員が登録をされたという前提でお話ししますと、まずアクセスと申しますか、データが入っている端末があるんですけれども、ネットでできるわけではなくて、ご本人が、本所もしくは支所の方に来ていただくということがまず前提になります。

そこで、そのデータを見ながら、第3候補ぐらいいまで選んでいただく。そうすると、まず第1希望の女性の方にメールが行って、渡辺さんという方からお見合いしたいなという情報が来ているということで、それで顔写真等をその女性が見られて、いいよと言えば、センターの方で日程調整等をさせていただくということになります。それで、支所の中にそういう部屋を設けさせていただいておりますので、お見合いをしていただく。

運悪くといいますが、断られますと次の方にまたメールが行って、第2候補まで。そういうことでお見合いの合意がなされますとセンターの1室で面談をしていただく。その時点では名前とかそういった情報はまだ明らかにされていないということになっております。そういう仕組みでございます。

【渡辺委員】わかりました。婚活サポートセンターというのはどこにあるんですか。

【中野こども未来課長】江戸町の公園のところに看板がかかっておるんですけれども、昨年度までは大波止ビルにセンターがありました。この見合いシステムをするということで、あそこから新たに県庁の裏のところに場所を設けさせていただいております。

【渡辺委員】それは私たちに教えましたか。知らなかったな。そしたら、そこに行って、名前なんかは明かさないわけですか。登録するのは、例えば年収がどのくらいとか、今、会社員です

よとか、そういうことを入力するわけですか。

【中野こども未来課長】まず、仮登録というのがありまして、これはいわゆるインターネット上で仮登録ができます。そして、本登録というのは支所に行かないとできません。まず、結婚をしていないという証明書を市町からいただく。独身証明書を持ってきていただくということと、あと、顔写真とか、そういったものを持ってきていただいて、その支所でご本人さんに、先ほど言いました年収とか、いろんな任意項目がありますけれども、名前とか好みとか、そういったものを入れてもらう画面がありますので、そこを来所されて打ち込んでいく。それがデータ化されて蓄積されているという状況です。

【渡辺委員】 その支所というのが3カ所のうち1カ所が大村に決まったんですけど、あとの2カ所はどこなんですか。まだ決まってないですか。

【中野こども未来課長】我々の当初の考えでは、長崎に本所があって、県北、それと県央と島原半島と、支所を3つ予定しておりまして、県央の分は大村市の方に設けさせていただいています。あと、県北につきましては、今、佐世保市役所とお話をさせていただいている状況です。あと、島原半島につきましては、3市の方々と話をさせていただいて、できるだけ速やかに、支所の3カ所を開所させていただくよう交渉中でございます。

【渡辺委員】 こういう協議会をスタートさせて、そういうことで今から支所もつくっていくわけですね。これだけ本腰入れているわけでしょう。民間の結婚相談所というのがあるでしょう。あそこは登録すれば1万円とか2万円とか要るんですけど、ここは無料でいいんですか、登録する時に。

【中野こども未来課長】 来年の3月31日までは登録は無料となっていますが、4月以降になりますと、2年間で1万円ということで、年割にすると5,000円ということになります。

【渡辺委員】 じゃ、今なら無料で登録できますよと宣伝した方がいいですね。

ちなみに、県庁の職員の皆さんは、これに何人が登録しているんですか。そこはわかりませんか、個人情報であれですか。わかりました。

あと、市町と県の役割です。市町がどういうことをして、県はどういう役割をここで果たそうとしているんですか。本庁があって、支所が3カ所あって、4カ所あるわけでしょう。その中で県と市町の役割分担というのはどんなふうに考えていますか。

【中野こども未来課長】 この事業を進めるに当たりまして、役割分担はやっぱりきちっとしないといけないということで検討させていただいております。

1つが、官民連携の協議会を立ち上げたということ。そういった中でも、まず県の方ではそういうデータ管理とか、広域にわたる機運醸成の事業とか、そういったところを県でやっていくということを考えています。少なくとも来年度までは、県の方で先ほど言いました3つの支所を運営させていただく。それ以降につきましては、その場所を、希望者に一番近いところにあった方がいいわけでございますので、今、全体で4カ所ですけれども、その数を増やすということにつきまして、単独の市でやるのか、町でやるのか、組んで3町でやるのか、そういう地域における支所の運営も、今後、市町の役割として果たしていただくということ。

もう一つは、市町ごとにいろんなイベント、婚活事業を行っていらっしゃると思いますので、そう

いったところについて私どもとしては調整とか、そういったことを果たしていきたいというのがございます。いわゆる現状の事業を効率的に回すためにはどういう役割分担かという話をさせていただいているということ。

あと、来年度以降、もう少しそれ以上に何かやるのかということですが、今、予算要求段階ですが、少子化そのものとして、その地域、地域で少子化の要因というのがそれぞれ違うものですから、そういったところを市と県と一緒に中に入って、どういった原因で、どういった対策をすべきかというのが、離島でも本土地区でも、また過疎地域でも違う、大都市でも違いますので、そういったところの連携を図るような事業、もしくは調査事業、そういったところも県が音頭をとってやっていこうと考えております。

【渡辺委員】この間もちょっと課長に、長崎水族館で婚活事業を企画して市が中心になってやっている、それを知らなかったと。要するに、市町でいろんな婚活事業をやっていることを、今度は長崎市以外の人に、ここでこういった婚活をやりますよというのが県の役割と思うから、この婚活の関係につきましては、市町が事業主体になってしていかなければいけないと思っていますので、全体のコーディネート、いろんな連携は県がしてもいいと思っているんですけども、そういうことで市町の方に移管していくような形にもっていくべきだと思っていますので、その辺は今後十分検討してください。

【宅島委員長】ほかにございませんか。

【坂本(浩)副委員長】先ほどの堀江委員の質問にちょっと関連するんですけども、一つはフッ化物洗口の関係です。

次年度から中学まで拡大を検討しているとい

うことで、先ほどやりとりがあったとおりです。今まで保育所、幼稚園、それから小学校とやってきて、実施率に一定のめどがついたということで中学に拡大するということです。

要は、このフッ化物洗口の効果、これがあるから中学まで拡大をするということじゃないかなと思うんですけども、その効果をどう判断をしているのか。県下でやっているわけですから、例えば、小学校で実施しているところと、まだ実施していないところの子どもたちのむし歯の保有本数だとか、そこら辺というのは何か一定の判断材料があって、そういうふうに次年度やろうというふうに行っているのかどうかお伺いいたします。

【宅島委員長】 暫時休憩いたします。

-----  
午後 3時44分 休憩

-----  
午後 3時44分 再開  
-----

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

【安永国保・健康増進課長】長崎県においては、事業そのものが平成25年度から実施をされておりまして、実施率は順々と年を追って進んでおります。県内でそれをやっているところ、やっていないところの、数は少ないんですけども、むし歯の予防効果について整理しております。

それによりますと、平成25年度の学年が平成27年度の学年になった、その3年間のむし歯の増加の状況を調べております。

洗口を実施した38校、これは小学校でございまずけれども、38校が、例えば1年生から3年生になった子どものむし歯の数というのが0.21本であったりとか、そういう数字をずっと追っていきまして、38校実施したところの平均でいきますと、0.18本という数字が出ております。一方で、洗口未実施の156校について同じように数

字を追ったところ、平均では0.28本ということで、実施をしているところの方が0.1本少なかったということ把握しております。

もう一つが、平成25年度以降、新たなむし歯の発生がなかった割合を調べていまして、これも洗口を実施した38校では、全体平均で32.9%という数字が出ております。一方で、洗口未実施の156校については、平均で23.4%ということで、新たなむし歯の発生がなかった小学校の割合は、洗口を実施している学校の方が多いということで、平均で約10ポイントの差が出ているということで、一定、フッ化物洗口の推進によるむし歯の予防効果については、徐々にあらわれているんじゃないかと今のところ判断をしているところでございます。

【坂本(浩)副委員長】このフッ化物洗口については、確かに今数字があったとおりですけども、特に小さいお子さんが飲み込んでしまうということに対する健康の不安もあって、先ほどやりとりがあったとおり、希望する人というふうなことにしているんだろうと思います。

私は、最初に始まった平成25年の経過はよくわからないんですけども、数字を今初めて聞いたんですけども、どの資料にも載っていないくて、たまたま長崎市教育委員会でまとめたのがあって、それをいただきました。これは長崎市議会の委員会の中で出された資料です。

それでいくと、むし歯の保有率、それからむし歯数というのが、要するに、フッ化物洗口をしているところとしていないところと、そんなに差異が出ていない数字なんですよね。小学校の1年生から6年生まで全部調べているんですけども、実施した学校が幾らで実施していないところが幾らという校数まではわかっていないんですけど、長崎市内の全部の小学校でやっ

たというふうなことです。

例えば、むし歯の保有率ですが、平成27年で実施していないところが15.6%、実施しているところが17.9%。5年間ぐらいずっとさかのぼって調べているんですけども、そんなに差がないんです。むし歯の保有本数も、平成27年で言うと、どっちとも0.35本です。

こういう資料を見せてもらったものですから、効果があるのかなというふうな疑問もあったものですから、できれば資料として、先ほど言われたようなものもペーパーで出してもらえば、平成29年度の予算、正式な議案としての議論というふうになると思いますので、そこはそういう効果のところを具体的に数字としてわかりやすいように出していただけないと、どうかというふうに思っているものですから、よろしく願いいたします。

【宅島委員長】資料の提出をお願いします。

【橋村委員】この間、我々自民党の県議と看護協会の支部長さんたちと、恐らく二十数名、看護協会の支部長さんだったと思うんです。そういう話し合いの機会があったんですけども、下五島の支部長さんだったろうかと思うんだけど、離島の看護師不足というような発言があったんですね。

それで、私も勉強不足だったので、お医者さんだったら離島の医師確保ということで、一定年限、離島勤務をすれば奨学金の返済免除とかという制度はあったように思っていたわけです。

そこで、もう時間もなかったからわかりましたと。過去に私は、国立病院の、今、病院企業団企業長の米倉先生から、離島の看護師不足というものも今後の大きな問題だというような話を聞いていたものだから、過去にも私は聞いた

ことがございますというようなことで、今後、また県の方にも確認したりして対策を強化していきたいと思いたすぐらいな感じで、具体的な回答はできなかったわけです。

現在、県として離島の看護師不足に対する認識と、そして対応、取組、その状況をちょっとだけ聞かせていただければと思います。

【太田医療人材対策室長】本県の看護職員の状況ですけれども、人口10万人当たりの看護職員の数につきましては、全国で1,187人に対して我が県は1,819人。そういう中で、県内で看護職員数の偏在がございまして、本土部が1,855.7人、離島部が1,437.1人ということで、委員おっしゃるように離島部に看護職員が少ないという状況にございます。

対策についてですが、看護職員の確保に関しましては、養成、それから離職防止と資質向上、それから就業支援ということで、それぞれの事業については、本土、離島部ということでの分けなく対策を講じてきているところでございます。

離島に特化した対策としましては、ナースセンターにおきまして、島の医療機関を紹介して看護職員を呼び込むためのしまの看護情報誌の作成とか、離島におきましては研修の機会が少ないということで、離島部の看護職員の研修事業の実施を県看護キャリア支援センターで実施しております。

それとは別に、企業団が離島に特化した対策としまして、アイランドナースネットワーク事業といいまして、本土部の都市部の病院から1年間、企業団病院に看護師を派遣する仕組みを持っております。

さらに、修学資金につきまして、企業団に将来勤めることを前提に修学資金の貸与を行って

おります。

【橋村委員】この件について、要するに、医師不足と同じようなことで看護師に対しても似たりよつたりの対応を講じておるといような理解の仕方でいいですね。具体的にどうだとか、貸与金が幾らとか何とか、制度の内側までは言いませんけれども、また後日、説明をしていただきたいと思います。

さて、先ほど、医療福祉に従事する人たちの潜在的な人数はどうなのかとかいような話もあつたんですけれども、私は最近新聞なんかの報道を見ると、保育所の待機児童数、そして保育所の保母が足りない。だからといようなことで、国はそこにてこ入れをといことですが、果たしてそれでいいのかなという思いがあるんですよ。

保育士自体の根本的な処遇改善をしないことには、まず就職しますね、初任給の時には余り格差はないけれど、5年、10年と経過して一般の職務と比較した時にだんだん、だんだん格差が出てくる。だから、34.何歳で一般の場合、賞与は別としても、30万円と19万円ぐらいと、そして比率にすれば62～63%だといような差。だから、15年ぐらい、短大卒で15年とすれば34.何歳ぐらいになってくるわけですから。

それと、保育所の職場の中では、私も随分、結婚式なんかに行つたことがあつたんですけれども、「また勤められるんですか」と言つたら、「いや、退職」と。場合によっては、もう採用時から結婚したらやめてもらうといような条件付きみたいな採用の仕方があつていような話も、それは表向きにはなかなか出にくいんですが、あるいはお産をしたらといような感じで、保育士がずっと継続してそこに就職しづらいつような両方、雇用者側との関係、それとまた

給与面がというような感じです。

何を言うかとすれば、こういう状況であれば、初任給から10年ぐらいは余り格差がないから我慢する。しかし、今度は自分の生活もできない、結婚して子どもも育てられないとすれば、もう保育士ではどうにもならない、処遇が劣悪だからということで、やめていかざるを得ない。これがずっとサイクリックに進んでいく。

今、保育士不足だと政府は捉えて、それに対応をと言っているけれども、本当に保育所不足が現実なのかどうか。保育士資格を有しておる人たちが、ただ仕事を継続していかないという状況になっておる。だから、いくら学校に修学させて保育士の資格を取らせてみても、わずかの期間をずっと繰り返していただくのことじゃないかと。こんなばかけた政策があるのかと。

それと、今度、保育士あるいは無資格者の保育所勤務者に対して奨学金を貸与して資格を取らせて、そこで3年か5年くらい働いたら、その償還についてはとか、そういう国の交付金みたいなものがあるのかと。県も1割負担をして、そして長崎県では社会福祉協議会にそれを委託して、社会福祉協議会の基金みたいな、どういう形か知らないけれども、そういう保育士の育成というか、あるいは修学資金を確保しておいて、それを貸与するというようなことで運用を図ることとあります。記憶違いがあれば訂正してもらって結構なだけけれども。そして、それに対して手を挙げておる人はかなり少ないということも聞いたわけです。

だから、総額6億円か7億円くらい確保して、それが利活用されなかった時にはどうなるのかという問題です。国から来るから、それに1割は県も出して、そして社会福祉協議会でやると言うけれど、それがうまく活用されなかったら、

1割と言えども無駄遣いとならないかという危惧を持つわけです。そこら辺に対してどういうふうな運用をやっていくか、あるいはそういうリスクを回避しようとしておるのか、その捉え方。まず第1点目で、長崎県の50以下ぐらいいいですが、実際問題として保育士資格を持っておるのがどれくらいで、現在、保育所勤務をしている人がどれくらいなのか。その数値自体は把握されているかどうか。まず、そこからお尋ねしたいと思います。

【中野こども未来課長】委員のご質問にお答えします。

今、長崎県内で保育士のいわゆる名簿登録者が1万9,756名おります。そのうち保育所、いわゆる保育施設等で勤務されている方、これは6月に照会したんですけれども、6,988名ということになります。単純に考えますと、差引1万2,768名が潜在保育士という考え方になります。

ただ、この方々が、潜在ですので再就職をされることを前提にしますと、県内に住所があつて、なおかつ先ほど委員がおっしゃいましたとおり、20代から40代ぐらいいまでに絞り込みますと、数的に言いますと7,262名、いわゆる再就職の可能性のある方々が7,262名というアンケート調査があります。

【橋村委員】よくマスコミあたりでも捉えられるんだけど、東京近郊、ああいう都市部の中に待機児童がおると。そして、保育士不足だと言われるけれども、現実の問題、何回も私は保育の問題について担当職員とやりとりをしたことがあるんですね。例えば交付税の時だけでも、基準財政需要額、まずどれくらい財源が必要なのか、60名定員の保育所を運営していくためには、施設長がいて、主任保育士があつて、そして幼児がゼロ歳児、1～2歳児、3歳児、4～

5歳児というような感じで、ある程度人数を振り分けて60名定員とした時に所要財源が幾らかかるのかと、こうなってきた、ただし、そういう中で保育士は幾らかということになってくるわけですね。

しかし、現実の問題、昔はそうでなかったけれども、20年ぐらい前までは、60名定員の時には、もう定員以上を措置するなと片一方では指導監査ではやられる、そして欠員はするな。ところが、児童福祉法では、保育にかける児童というか、幼児は、措置しなければならないと、今度は保育の義務がされておるので、だから矛盾するんですよ。空席をずっとつくっておれば、いつか急遽措置しなければならない、申込者がある場合には措置ができるんだけれども、定員以外は入れちゃいかんと。それから、やっぱりランニングでちょっと無理があるなということ、60人の定員の場合は1割ぐらいまでの定員外を措置しても構わないというような認め方を国もしてきたわけです。

それはそれとして、保育所職員の定数というのが、基準財政需要額の中で人件費というのを、保育士をどういうふうに確保するのかといった時に、非常にこれも、ゼロ歳児が何名だと固定してないんですね、年度によってずっと変わっていくので。だから、ここで保育所運営に当たっては職員数をコントロールするのが非常に難しい。だから、常勤職とパートとか臨時職員という形でカバーしてマンパワーを確保するというような形をやってきておる。

あるいは前はそうではなかったんだけれども、時間外で延長保育というようなことで、町立保育所だから8時から5時まで、そして、じいちゃん、ばあちゃんが4時過ぎぐらいには迎えに来てくれていた、これはスタート、その頃です、

40年前の話ですよ。だから、共働きがそこまで通常ではなかった。今では共働きが当たり前になっているから、あるいは2世代とか3世代で同居をしないから、核家族化しているから、保育が家庭で行われないうことで保育所に預けるという形をとる。

そうすると、保育所にすれば時間外が出てくる。そして、今では週休2日、通常の学校なんかの場合はそうだけれども、土曜日も預かるというような感じで。

だから、国はどこまでを想定して基準財政需要額というか、必要経費として、そして必要経費を算出して、その中で今度は保護者負担と利用者負担ということが所得によってはずっと変わっていくからだけれども、それが一般財源で言えば基準財政需要額に対して税収に相当するので、その残りの部分の交付税に相当する額が、今度は補助金として、福祉の場合は国が50、県が25、市町村が25というふうな形になっていたと思うけれども、そういう形で交付税に相当する部分の手だてをする。しかし、基準財政需要額に相当する部分の算出根拠が実態にきちっと合致していない。このギャップが、要するに予定定員外の職員を採用せざるを得ないから、人件費全体の枠を薄撒きにせざるを得ないという、ここに問題点がある。ここの解消を図らないことには、なかなか目先のことで保育士がいらないからと。それを新聞なんかでどんどん流されると、若い子どもたちは、それを思い込んで、保育士のニーズは高いんだと思って、本当に保育士になろうと誤解を招いてしまう。

だから、事実をきちっと的確に把握して、報道もそうだけれども、事実を伝達をして、若い子どもたちの誤解を招かないようにということ、実態と。招かないようにというのは、本当

に制度設計がきちとなっていれば何もそういうことは言う必要ないんだけど、非常に問題点があるという思いがあるんです。

だから、国が保育士の資格を得るためのいわば奨学金みたいなものを貸し付けるなんて、こういう政策を展開していてもどうにもならないという思いで、むしろ私は憤りさえ感じているところです。この点について認識をお聞きしたいと思います。

【中野こども未来課長】委員のご意見のとおり、いわゆる交付税の単価に相当するものとして、いわゆる公定価格というのが国から示されております。保護者の負担を含めた基準財政収入額の考え方と、あとは需要額という形で国、県、市町村の一定割合で算出をされて、いわゆる全国の平均値をもって算入価格が決まっているという状況でございます。

委員もご承知のとおり、交付税自体も、そこに含まれている人件費というのは、実態と全く合っていない、多分過少に入っている部分が多いと思います。公定価格につきましても、全国の全ての地域の実態、先ほど言いました保育士のニーズとか、そういったことを反映しているものとは言えないという状況がございます。

定員が60人ぐらいの標準的なところでも、いわゆる公定価格に基づいて算出しますと、9名ぐらい、保育士を配置することができる額が算入されているわけですが、実態としては5名ぐらい加配、余計に雇わないと運営ができていないという実態もございますので、こういったところにつきましては私どもが国の方に積極的に報告をさせていただいて、この改善を求めているというのが1点でございます。

あと、委員がおっしゃられているところ、多分処遇の改善のところ为本丸といたしますか、抜

本的なところで、ここは直さないと多分こういう状況、雇いたくても雇えない状況が続くし、潜在保育士がどんどん増えていくという状況がありますので、その点についても私どもは国に働きかけを、先ほど言いました公定価格がおかしいのではなからうかという話を、いわゆる配置定数がおかしいのではなからうかという話をさせていただくのが1つ。

ただ、現状の保育士を雇えないという状況がありますので、応急的な措置としては、委員が先ほどご批判されましたけれども、貸付金とか、そういったところで当面はそれでしのがせていただきたいということで、最終的に解決するところは、根本治療のところは公定価格の算出の仕方の改善、そして応急的なところということで、補正で上げさせていただいた貸付金等の各種施策だという理解をしていただければと思っております。

【橋村委員】交付税の場合には基準財政需要額ということで、例えば教職員の場合には1人500万円ぐらいということで全部かけてばらつきもある。あるいは管理職の教頭とか校長部分は900万円とかという、はっきり覚えていないけれども、恐らくそういうふうな形で、そしてトータルすれば、そうまで実態とギャップはないような形で、交付税も基準財政需要額ということ踏まえて計算されていると私は認識しているけれど、保育所については、現実とそのギャップが、格差がひど過ぎる。許容範囲だったら何も言わんのですよ。

しかし、現実問題として、誰がやってもやれない状況をやれと言っていることに対して、もっと現実を理解して、現実に合ったような制度設計をまずやれということを強く訴えるべきだと。そうせずして、ただ粗製乱造じゃないけ

れども、ただ資格者だけをどんどん、どんどんつくっていったら、そうすれば資格者もどこかに就職せざるを得ない。そうすれば、劣悪なところに就職せざるを得ないようになってしまう。そして、将来希望を持ってないで、もう10年もしたらほかの方に転職していかなければいけない。だから、制度設計が基本的だけれども、制度設計がきちっとなっていない以上は、そういう小手先のことでは得ないから予算措置したというようなことを言っていることになるんだ、君は。

だから、現実をきちっと見据えて、そして、どこが問題なのかと、そこをきちっとしておかないと、奨学金を安易に借りて、また今度は奨学金の償還もできないようになってしまうというようなことになると、とんでもないという思いがある。

だから、将来、子供たちが道を間違わないように、そして、選択したら必ず将来が保障できるようなことを一刻も早く制度設定をするべしということを政府に働きかけていくことが第一に必要なという思いなんですよ。

それで、小手先の、政府の制度とまでは言わないけれども、何か保育士不足に対しては、政府は予算措置もこうしてますよというような形で、そして今度は、どんどん、どんどん子育てに対してもこうやっていると言っておきするけれども、現実の問題として本当に効果があるのかどうかということをお心配をしている。

だから、あなたたちがその責任者である以上は強く深く認識をして、そして、一刻も早くこういう劣悪な、あるいは制度設計をきちっと現実に合ったようなことに修正していくように働きかけていくべきだという思いですので、もう一度、局長。

【永松こども政策局長】委員が語る言われたとおりでございます。制度設計、国の方も、最近では保育所の調査とか、抽出ではございますが、実態調査とかも始めたところでございます。さっき課長が言ったような加配の状況でありませうとか、そういったものは徐々に出てくると思えます。

午前中も答弁しましたが、我々も政府施策要望の中でも加配の状況については伝えております。担当が見えたところでも話はしております。強く訴えていくというのはそのとおりだと思います。

あと、貸付金につきましても、5年間就職したら免除という規定になってはいますが、そこまで続かないじゃないか、との懸念はおっしゃるとおりかと思えます。そうであれば、きちっと就職できるように、これは設置者の方に、きちっと労務管理というか、管理改善をやるように研修も始めたところでございますので、そういったいろんなことをやりながら、保育士がずっと安心して働いていけるように我々の取組を進めていきたいと思えます。

【橋村委員】制度設計をきちっと訴えていく、それは一番取り組まなければいけないということです。

さっきの貸付金の話だけれども、そのニーズはどうなんですか。6億円か7億円か財源は確保したんですね、国から来たのに1割上乘せして。その実態はどういう状況にあるのか、ちょっと説明を願いたいと思えます。

【中野こども未来課長】今、4種類ほど貸付金のメニューがございます。まず、学生に貸す修学資金につきましては、我々が当初予定していた以上に、我々は初年度は50人ぐらいかなと思っておりましたけれども、それを超えるぐらい

の申請が来ている状況でございます。

委員が懸念されていた事業所に人件費を貸し付けて、その期間で資格を取らせるような、補正予算でも追加させていただいた部分につきましては、今申請が上がっているのは1件でございます。今後、2件ほど問い合わせも来ていますので、今年度では3件ぐらいかなと考えております。

全国の状況をお聞きしているんですけども、まだ1件だそうです。先ほどの事業所向けの貸付金ですけども、全国でもまだ1件しか貸し付けをしていないという状況があるということでございます。ニーズは、我々としては、この貸付制度が、いわゆる処遇を改善して確保するという、働く環境を改善することによってという、補正予算の時も説明をさせていただきましたが、個人に貸すものとちょっと色合いが違うものがございますが、結果的には長く保育所に勤められるように補助員を雇うような人件費の貸付でございます。そういった趣旨を管理者の方に説明をして、活用を進めさせていただきたいなと思っております。

【橋村委員】 その1点だけというのは、財源が確保されている中で1件が幾ら相当するのか。

【宅島委員長】 休憩します。

-----  
午後 4時 5分 休憩

-----  
午後 4時 5分 再開  
-----

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

【中野こども未来課長】 これは3年分の予算でございます。保育士の学生に貸す分は2億4,000万円です。あと、いわゆる保育補助者借上支援事業、これはフルタイムで、当初の貸付事業で、これが3億7,200万円、今1件来ていて、年度で3件というのはこの部分でございます。3

億7,000万円ぐらい。あと、それ以外には、未就学児を持つ潜在保育士が再就職する時の保育料の一部貸付、こういったものが1,200万円。それと、潜在保育士の再就職の支度金、いろんな準備金、これが2,600万円。事務費を合わせまして、今のところ、今度の補正前ですけれども、7億100万円、これが貸付原資として県社協の方に渡っているということでございます。それと、補正が通りますと、5,000万円ぐらいさらに上乘せされるということでございます。

【橋村委員】 だから、7億円の中でどれだけニーズがあったかと、その比率はどうなのかということだけ。

【宅島委員長】 後ほど、資料として橋村委員に提出をお願いします。

【小村長寿社会課長】 先ほど渡辺委員から、介護福祉士の有資格者のうち何割が福祉人材センターに登録しているかというご質問がございました。

福祉人材センターに現在登録しているのが全体で154名、うち介護福祉士の資格を持っている方が29名、県内の介護福祉士の数は約2万3,000人でございますので、現在登録しているのは0.1%ということでございます。

以上、報告させていただきます。

【宅島委員長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 ほかに質疑もないようですので、これをもって議案外所管事項一般の質疑を終了します。

お諮りいたします。

つくも苑に関する状況等を確認するため、明日10時に企業振興課長に委員会出席を求めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】そのように決定させていただきます。

なお、明日の理事者の出席範囲についてですが、つくも苑、国保・健康事業に関する理事者のみの出席でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】そのように決定をさせていただきます。

以上をもちまして本日の審査を終了させていただきます。

明日は午前10時から再開いたします。

お疲れさまでした。

-----  
午後 4時46分 散会  
-----

# 第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成28年12月14日

自 午前10時 0分  
至 午前11時32分  
於 第1別館第3会議室

総務部長 上田 裕司 君

教育長 池松 誠二 君

こども政策局長 永松 和人 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 宅島 寿一 君  
副委員長(副会長) 坂本 浩 君  
委 員 橋村松太郎 君  
" 渡辺 敏勝 君  
" 外間 雅広 君  
" 堀江ひとみ 君  
" 松島 完 君  
" 山本 啓介 君  
" ごうまなみ 君  
" 近藤 智昭 君

3、欠席委員の氏名

宮内 雪夫 君

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

福祉保健部長 沢水 清明 君  
福祉保健部次長 園田 俊輔 君  
福祉保健課長 上田 彰二 君  
国保・健康増進課長 安永 留隆 君  
障害福祉課長 柴田 昌造 君

企業振興課企画監 原田 一城 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【宅島委員長】おはようございます。

委員会を再開いたします。

この際、渡辺委員から、昨日の午後の委員会において、一部、適切を欠く発言をしたので、正副委員長において適切な措置をお願いしたい旨の申し出がありました。

この件につきましては、後刻、正副委員長において、会議録を精査の上、適切な措置をいたしますので、ご了承をお願いいたします。

なお、宮内委員から欠席する旨の届けが出发しておりますので、ご了承をお願いします。

昨日に引き続き、「つくも苑跡地の活用について」審査を行います。

なお、本日は、産業労働部の原田企業振興課企画監に同席いただいております。

それでは、障害福祉課長より説明をお願いいたします。

【柴田障害福祉課長】昨日の資料で、「文教厚生委員会関係議案説明資料（追加4）」、部長の説明でございますが、その追加4のつくも苑跡地の活用について、こちらに関しまして補足でご説明をさせていただきます。

当該県有地につきましては、当初開所いたしました県立コロニーの頃から、障害福祉課が所管をしており、今回のつくも苑移転建て替え、

それから、移転後の跡地活用に関する地元、それから関係機関との調整窓口についても障害福祉課で対応をいたしているところでございます。

今後、工業団地の整備に着手した場合でございますけれども、工業団地の所管であります企業振興課の方に所管が変わるという予定でございます。そういう予定でございますけれども、現時点では着工には至っていないという状況でございます。

平成28年度の当初予算といたしましては、障害福祉課予算といたしまして、雨水排水路の整備費など約2億1,700万円、企業振興課予算といたしまして工業団地本体の造成費約3億7,100万円、合計約5億8,800万円を計上いたしているところでございます。

現状は、このような状況でございますけれども、部長説明でもご説明いたしましたとおり、地元では、佐世保市俵ヶ浦半島開発協議会を中心とした俵ヶ浦半島振興計画策定に向けたプロジェクト、こちらの方が立ちあがっております。

その検討の過程で佐世保市の方から提案をされました活用策が、地元が考える将来像と連携、調和がとれるものというふうに地元の方で意見がまとまり、さらに、佐世保市に対して要望書が提出されたというところでございます。また、今後、県に対しても要望がなされるものというふうに伺っているところでございます。

今後、地元の方から県に対して要望がございましたら、内容を確認し、対応を検討する必要があるというふうに考えております。

説明は、以上でございます。

ご審議のほどよろしく願います。

【宅島委員長】 ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

午前10時 5分 休憩

午前10時 5分 再開

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

ただいまの説明に対し、質問はありませんか。

【堀江委員】 地元選出議員ではない私が先に質問してすみません。

このつくも苑の跡地の活用については、議事録をひも解いてみますと、平成23年に、7月、9月ということで集中審査などいたしまして、跡地をどうするのかということ審議した経緯があります。

それから、文教厚生委員会として、委員全員が地元に行って、ひざを交えて地元の皆さんの意見を聞いて、どうするのかということである意見をお聞きした経緯もあります。

副知事が実際に地元の皆さんとやりとりをしてといった経緯もありまして、跡地の活用については県が責任を持ってやるんだと、議会もそういう立場でやるということ委員会としても対応した経緯があって、その頃に文教厚生委員会に所属した者の一人として、この跡地活用の問題については現状をきちんと把握をするべきだと思って、こういう時間を取っていただいたことに感謝をいたしております。

そこで、平成23年9月議会では、つくも苑の跡地がいわゆる市街化調整区域であったことから、工業団地とするためには都市計画の協議もしなきゃいけないということも、当時はそのための補正予算も組んだりとかして、工業用団地にするための準備が進められているというふうに理解をしております。

今、現状で障害福祉課の課長の方から、まだ工業団地にするための準備の段階だという説明がありました。

そこで、せっかくおいでいただいているので企業振興課企画監にお尋ねいたしますが、企業を誘致するという仕事はいわゆる企業振興課だと思うんですけど、そうしますと、このつくも苑の跡地については、こういう用地がありますから、ここで事業ができますからぜひいらしてくださいという働きかけをする企業振興課としては、現状、つくも苑の跡地が、今、障害福祉課の課長が言われたとおり、まだ整備段階ということであれば、この企業振興課としてはこの部分は何も関わっていないということになるんですかね。あの時はというか、平成23年の頃は企業振興課も含めて、企業を誘致しますということで責任を持ってやるというふうな姿勢を示していたものですから、どういう関わりをしているのかということも、この機会に教えてください。

【原田企業振興課企画監】私ども企業誘致の所管でございますけれども、実際に企業誘致活動をする中で、企業に対して工業団地を紹介する場合は、どこの場所に、どういった面積の団地がありますとか、いつ頃できる予定ですとか、時期の明示をする、そういった材料が必要でございます。

現状を申し上げますと、つくも工業団地につきましても、地元関係者との協議がまだ継続中でありまして、いつ頃できるというのがなかなか明示できない状況でございますので、今のところ企業に対して具体的に紹介をしたことはございません。

【堀江委員】 そうしますと、例えば、今年の当初予算で企業振興課としても整地工事の予算がこの3億円の中に入っているんですよね。そういった工事の面、工業団地としての工事の面、それは着手はまだしていないということの理解

でいいですか。その部分を教えてください。

【原田企業振興課企画監】 今年度の予算といたしまして、団地を整備するための設計の委託料ですとか、工事の請負費ですとか、計上させていただいております。

先ほど申しましたとおり、今現在、地元での事前の準備段階の協議がまだ最終的に終わっておりませんので、事業費についてはいまだ執行してないという状況でございます。

【堀江委員】 理解いたしました。

そうしますと、障害福祉課長にお尋ねするんですが、現状、長崎県としては、つくも苑の跡地については工業団地を整備するという方向ですけれど、今現在、地元の皆さんから県に対しての要望はないので、ここに説明があったとおり、地元の皆さんの要望があった上で、初めて長崎県として今後の対応については協議をするという理解でいいんですか、確認の意味なんですけれど。

【柴田障害福祉課長】 確かに、地元の皆さんがそういうふうにお考えだというお話は聞こえてくるわけでございますけれども、県としましては、現時点では工業団地という考えを持っておりますので、地元の皆さんから直接お話を伺った上で検討したいと考えております。

【堀江委員】 最後にしますが、いずれにしても、最初、つくも苑をその場で建て替えるのか、移転をするのかということから始まって、やっぱり行政側の責任といえますか、地元の皆さんとの協議がなかなかできなかった経緯の上に、さらに跡地の問題もいろんな意味で十分な対応ができていないところもあると思いますので、いずれにしても、住民の皆さんの要望に沿った形で県が対応していただきたいということを、この機会に要望しておきたいと思い

ます。

【外間委員】地元佐世保の人間として一言、これはお願いでございますけれども、ただいま障害福祉課長から佐世保市が提案をする内容についての要望が上がっている旨、これについてしっかりと御見守っていただいて、今後、市の要望に対して格段のご高配を賜らんことを心からお願いを申し上げ、過去、開発行為に関して、水の問題であるとか、排水の問題であるとか、る企業振興課を中心に企業誘致を求めてご努力をされてきた経緯についても私伺っておりまして、いろんなものも含めたところで、市に対してどうぞ格段のご高配を賜らんことをよろしくお願い申し上げます。

【沢水福祉保健部長】これまでのつくも苑の移転、その跡地を含めた活用策については、今、堀江委員、外間委員の方からお話がありましたように、我々としては地元と行政の中で入って意見交換をし、こういうことでいこうということでやった経過がございます。

我々は、地元の地域振興、地域活性化というのが一番の眼目でございますので、それをどうやって果たしていくのかということは、やっぱり地元の意向を最大限尊重する必要があるかと思っておりますので、今後、地元からの要望があるというようなことでお聞きいたしておりますし、佐世保市の方とも協議をしながら、これについては誠意を持って対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【渡辺委員】つくも苑が建て替えられる時に跡地をどうするかというのは、その当時、地元からの声として工業団地をつくってくれという声は出てきてなかったんですか。

今回、また別の面で地元から要望が上がって

きているけど、つくも苑が廃止になった時に、じゃ、跡地をどうするのかということで、その当時、地元の皆さんに跡地をどうしますかということで、地元との協議の結果、工業団地をつくってくれということになったと、私はちょっとおぼろげな記憶の中でそう思っているんですけど、その辺の経過はどうなんですか。

【柴田障害福祉課長】工業団地ということに至りました経過でございますけれども、当初、建て替え場所をどちらにするのかという話がございまして、利用者、入所者の方、利用者の立場から申し上げますと、利便性等を考えて市街地にと。地元につきましては、やはり現地建て替えの要望というのがあったところでございます。

そういう中で、障害者の地域生活と就労を進めて自立を支援するというような社会的な背景を受けまして、利便性向上、それから佐世保の特別支援学校との連携という観点から、移転・建て替えという方向を決定したところでございます。

ただ、地元は、やはり現地での建て替えということ強くご要望されましたので、ここににつきましては地元の住民の方、それから市、そして県で「つくも苑跡地活用策検討協議会」というものを設置いたしました。協議会を設置して、それと当然前後いたしますけれども、文教厚生委員会で現地調査をしていただきまして、工業団地案を検討ということをその協議会の方にお話しをして検討してまいりました。

そういう中で、平成24年1月でございますけれども、県と市、そして地元の「俵ヶ浦半島開発協議会」の方で「工業団地とする」という方向性、そして、「県は、実現に向けて最大限努力をする」という覚書を交わしたところでございます。そういう経過がございまして、工業団

地という方向性が定まったわけでございます。

【渡辺委員】 そうしたら、その平成24年に地元の皆さんと協議して、工業団地をつくろうという方針だったんだけど、今回新たにこういった地元のプロジェクトが立ち上がって、「俵ヶ浦半島振興計画」の策定に取り組む中で、別の方向に方向性が変わってきたということなんですか、経過、流れる的には。

【柴田障害福祉課長】 委員おっしゃるとおりでございます。この間、時間が経過はしておりますけれども、同じく俵ヶ浦の地元の方々の意見が集約されて、今回の話になっているということでございます。

【沢水福祉保健部長】 今の障害福祉課長の発言に補足してご説明申し上げたいと思いますけれども、我々が佐世保市の方から地元からの要望があったということでお聞きしておりますのは、その要望書の中で、実はつくも苑跡地については、先ほどからお話がありますように、24年1月12日付で工業団地を整備するということで、長崎県と佐世保市と俵ヶ浦半島開発協議会の三者で覚書を取り交わしたということで、そこは地元も当然認識をしております、こういう格好で時間が経過しているという経過の中で、俵ヶ浦半島振興計画策定に取り組むといった中で、工業団地に拘らず、私どもが考える俵ヶ浦半島の将来像と連携した活用策が考えられないかとの思いに至ったというのがありまして、それを受けて工業団地以外の半島振興と連携した活用策の検討を佐世保市にお願いをし、佐世保市からそういうたたき台が、活用策のご提案があったので、俵ヶ浦半島としては地元町内役員会等を含めた議論をやって、一応工業団地計画よりも、私どもが考える半島の将来像と連携、調和がとれるものということで意見がまとまっ

たということで佐世保市の方に要望がなされたということで、地元の状況についてはそういうふうにお聞きをしているところでございます。

【坂本(浩)副委員長】 要するに、つくも苑の跡地をこういうふうに変えるかもしれないというふうな、そのこと自体は地元の意見を最大限くみ上げていただいて、この俵ヶ浦半島の、私も展海峰とか行っても非常にいいところだというふうに思うんですけれども、そのこの発展、活性化のためにぜひしていただきたいと思うんです。

ただ、その経過といいますが、今の県の姿勢というのかな、ちょっと疑問というのがあって質問させていただきたいんです。

今ありましたように平成23年に議論をして、そして、翌24年の1月12日に三者の覚書ということで、県と佐世保市と佐世保市の俵ヶ浦半島開発協議会の三者で覚書をしているということですよ。これは平成24年1月ですから、もう4年ぐらい経過をしているという中で、なぜその4年間あまり進んでなかったのかなという疑問と、恐らく毎年、県でも予算をつけていたと思うんです、今年度も両方合わせて5億8,000万円ということですから。予算はずっとつけていたんじゃないのかなという疑問。

それともう一つ、佐世保市議会が、今、開会中です。その中で、私も新聞で目にしたんですが、もう既に佐世保市は、質疑に対する答弁の中で、もう観光公園にと、観光の核にというふうなことを市長さんが、なんかその方向だみたいな感じで答弁されているわけですね。

そういう中で、一方、県の方ではまだこんな議論、要望があればそこで考えますよみたいな議論になっていると。

そうすると、その三者でせっかく覚書を交わして地元のためにということにしたのが、なん

かスタートラインがちょっと違うんじゃないかなと、ちょっとそんな疑問が2つありまして、そこら辺についての見解で結構ですから、述べていただければと思います。

【柴田障害福祉課長】 まず、1点目のなぜここまで進んでいないのかというところがございます。こちらにつきましては、造成工事の着手に向けて地元と調整をする中で、浄化処理済みの排水の放流先ということで、地元の一部の方より意見が出され、調整に時間を要しておったというところがございます。処理水ではございますけれども、放流等の同意ということで理解をいただかないといけないというところがありました。

さらに、ちょっと細かい話でございますけれども、実際にその工業団地の排水につきましては、過去つくも苑で配置をしておりました放流管、それを使うという考えがありました。ただ、その放流管が一部破損をしているという状況がございました。その対策工事をする中で、地元の方々と具体的な協議を行うという中で時間がかかってしまったというところがございます。

ただ、この地元の協議については、先方も対応していただいているところではございますが、そういう事情がございまして時間がかかったというところがございます。

それから、予算につきましても平成24年度から予算をつけてきたところがございます。平成24年度から企業立地課の方の造成工事関係、それから障害福祉課は平成25年度からの排水路工事関係ということで、造成と排水関係で予算をつけてまいりました。

ただ、地元との調整に時間を要しましたので、これにつきましては毎年度予算をおろさせていただいたという経過がございます。こちらにつ

きましては、なかなか調整が進まなかったというところに、私どもの力がなかなか及んでいないということでございます。

それから、市と現在でのスタートラインがズレているのではないかとこのところでございますが、市長さんのご答弁ということで、私どももどうのご答弁をされたのかということを確認させていただきました。

そういう中で、最後のまとめのところ、「現状におきましては、当該用地は長崎県が工業団地整備に向けた取組が進められている最中でありますので、まず第一歩として、地域住民の皆様とともに、長崎県当局に対し本構想の内容、意義をお伝えするとともに、ご理解を得てまいりたい」というご答弁をされておられるところでございます。

市の方では、県がやはり現時点では工業団地を向いているというところはお認識をいただいているものかと思っております。

ただ、今後でございますけれども、地元、それから市の方からしっかりと話を聞いてまいりたいと考えております。

【坂本(浩)副委員長】 わかりました。なかなか詳細は言いにくい部分もあるんじゃないかなと思いますけれども、経過についてはわかりました。

ただ、今後、せっかく三者で覚書を結んでいるわけですから、足並みはぜひ揃えていただきたいと思いますし、障害福祉課長の説明も「要望があれば」というふうな、少し言い方は悪いですが、他人事みたいなそういうふうにも聞こえますので、これはもう要望がくる云々の前に、先ほどの部長の話では、要望が佐世保市の方には地元から出ているわけですから、もうそれを踏まえて、早速佐世保市と話を

するとか、そういうことでこの間の遅れを取り戻すというのはちょっと語弊があるかもしれませんが、ぜひ地元のために県・市一体となった取組を要望したいと思いますので、再度、もし何かあれば答弁をよろしくお願いします。

【沢水福祉保健部長】我々としては、これまで覚書の重み、それと議論した経過の重みというのがあって、当然それに基づいてやってきているわけですが、先ほど申しましたように、地元の地域振興、地域活性化、地元が本当にどうやって自分たちで動いていくのかというのも一つの大きな要素でございまして、我々としても、そういう意味でいけば、しっかりとした地元からのしかるべき対応というのも当然必要になってまいります。

当然、今回、要望が出てくればという、すみません、表現はそうですけど、あくまでもそれは地元としっかり協議をしながらやっていくという姿勢は変わっておりませんので、他人事みたいな感じではなくて、やっぱり三者として一緒になって協議をしていきたいと思っておりますので、そこはご理解を賜りたいと思っております。

【宅島委員長】ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】ほかに質問がないようですので、つくも苑跡地の活用についての審査を終了いたします。

企業振興課企画監については、退席していただいて結構でございます。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

-----  
午前10時28分 休憩

-----  
午前10時29分 再開  
-----

【宅島委員長】委員会を再開いたします。

次に、国保都道府県化について審査いたします。

国保・健康増進課長より説明をお願いいたします。

【安永国保・健康増進課長】本日、昨日配付をしておいた資料の差し替えということでA3判のカラー版にしたものをお配りしておりますので、その資料によりまして、ポイントを絞って説明をさせていただきたいと思っております。

資料の1ページをお願いいたします。

まず、国保都道府県化の背景ということで、「国保財政の課題」ということで左側の方に国が示したものを記載しております。市町村単位で財政をやっておりますことで構造的な問題を抱えているということで、例えばの例示でということで記載しております。

それから、2つ目の丸でございまして、保険料が市町村ごとに大きく異なっているということで、不公平感があるということをおっしゃっております。この要因としては、構造的な問題と、それから に書いてあるようなことがあってそういう状況が生じているということで課題として整理をされております。

国が整理しているこの課題について、本県でも同様の課題を抱えているという状況がございまして、それを右側の「長崎県の国保財政の現状と課題」というところにそれぞれ記載をしております。

それから、こういった課題について解決をするということで、国においては平成27年5月に法律の改正を行いまして、1つ目が国保への財政支援の拡充ということで財政基盤を強化することと、平成30年度からは都道府県が財政運営の責任主体となって制度を安定化させて

いくということになっております。

2ページをお願いします。

2つ目として、国保都道府県化の方向性でございます。国は、国保の都道府県化を進めるに当たりまして、各種通知、それからガイドラインを定めておりまして、制度の大枠につきましては全国共通の取扱いというものが示されているということで、ここでは2つの点についてご説明をさせていただきたいと思っております。

（1）の保険料でございます。国のガイドラインにおいては、まず基本的な考え方として、

医療費水準の格差が大きい場合は、原則、医療費水準に応じた保険料ということが基本でございます。として、ただし、将来的には地域の実情を踏まえつつ、都道府県で統一の保険料水準を目指すということが示されております。

この保険料に対する本県の考え方といたしまして、右側の方をご覧いただきたいと思っておりますが、県内の市町間における医療費水準の格差というものが全国と比較しても小さいということと、それから被保険者間の負担の公平性を確保するという観点から、本県といたしましては、市町の実情を踏まえて県内統一の保険料水準を目指すということで、今回新たに作成をいたします国保運営方針の方でその時期などについて記載をしていきたいと考えております。

それから、また左側の方でございますが、（2）の国保財政の安定化につきましては、現在、取り上げられております、法定外の一般会計繰入等については、その解消が図られるということで一定方向性は示されておりますが、そのほかにも保険料収納率の向上、それから医療費適正化の取組、保険料を適正な額に設定をして、こういった繰入金については計画的、段階的に解消するような実効性ある取組を定めるといふ

うに国の方からは示されております。

右側の方ですけれども、この点につきましても、本県でも同じような考え方で進めていくこととしております。その際には、県内市町の実態を踏まえて協議を行っていききたいと考えております。

下の方ですけれども、今後の市町との協議のポイントでございますが、2点、今述べたような将来的に県内統一の保険料水準を目指すということと、決算の補填等を目的とした法定外の一般会計繰入につきましても、将来的には解消、削減を目指す、この2点について今後、平成29年1月には国保事業費納付金の試算結果というのが出ますので、そういったものを参考にしながら、市町の方とは具体的な実施時期等について協議を行っていききたいと考えております。

それから、3ページをお願いいたします。

3ページでは、国保財政の変更点ということで資料をおつくりしております。左側の現行のところでございますが、全国の市町村の保険者のうち、1,130の保険者が赤字ということで、これは全体の3分の2がもう赤字であるということでございます。これに対して、国は、新たに3,400億円の財政支援の拡充を行って、この国保の赤字体質の解消を図るとされております。

そして、平成30年度から新制度が始まりますけれども、そこの中での変更点ということでご説明したいと思っておりますが、新制度の方では県の方に新たに国保特別会計を設置いたしまして、これまで市町村の国保特別会計の方にそれぞれ入ってありました国と県からの公費については、県の特別会計の方に交付されるような仕組みに変わっていきます。

県では、県全体の医療費等にかかる支出を見込みます。そして、国等の公費にかかる収入の

見込みを立て、それを差し引いた額を国保事業費納付金ということで、それぞれの市町に割り振りをしまして、市町に納めていただくという仕組みに変わってまいります。

この際に、各市町にお願いをする納付金の額でございますが、年度中に医療費が大きく伸びたとしても、この額については変更しないという取扱いになっておりますので、市町の立場から見ると、県から示された納付金を納めることで、仮にその年度中に医療費が見込みを超えた場合であっても、これまでとは異なりまして、市町の方で補正予算を組むといった必要はなくなってまいります。

なお、医療機関等に対する支払いでございますが、この支払いに必要な額については全て県からの交付金として市町に交付することになります。

先ほど言いました国の財政支援の拡充と、それから納付金、交付金の仕組みの導入ということで、これまで赤字補填のため一般会計の繰り入れをやっていた市町もありましたけれども、こういったものについては一定解消される見込みということで、このことが国保の都道府県化の大きなメリットではないかと考えております。

それから、4ページをお願いいたします。

4つ目に、国保財政の仕組みということで、大きく3つの流れというものを書いておりますが、一番上の左側でございます。納付金算定～保険料賦課・徴収の流れということで、右側の絵では青色の方 というふうに示したところでございます。

左側に戻っていただきまして、 では県の話を書いておりますが、県は、市町ごとの国保事業費納付金を決定すると。それと同時に、市町ごとの標準保険料率を算定・公表して、市町

に提示をするということでございます。

それから、 のところでは、市町については、県が公表する標準保険料率を参考にいたしまして、それぞれの保険料率を決定、賦課、そして集まった保険料をもとに納付金の全額を県に納めるという流れになってございます。

それから、左側の中段でございますが、今度は交付金の支出から保険給付費の支出ということの流れでございます。右側の絵でいきますと、ピンク色で矢印が示された のところがございます。

のところについては、これまでも説明をしておりますが、県は、市町が保険給付に必要な費用の全額を支払います。市町はそれを受けて医療機関等に支払いを行うという流れでございます。

それから、左側の一番下でございます。新たに平成27年度に財政安定化基金というものを県に設置をいたします。この設置と運営の考え方についてご説明をしたいと思います。

県に設置された財政安定化基金については、平成29年度までに全額国費で、全国枠で2,000億円規模で造成をされることになっております。この基金の活用方法として、 県の特別会計の方で、医療費である保険給付が増加したということで、県が交付する交付金の財源が不足する場合にはこの財政安定化基金からの貸付を受けて交付金を支払っていくという流れが一つ。

それから、 として、市町の方の特別会計におきましては、収納率が低下した場合に財源不足が生じる時が当然想定されますので、そういった場合には財政安定化基金から市町に貸し付けを行うということでございます。

なお、先ほど全国枠で2,000億円規模と申し上げましたが、現在、国の平成29年度の予算編成

過程におきまして、このうちの800億円につきましては後年度負担としたいという国の考え方が示されております。今後、国と地方の協議の場である国保基盤強化協議会の方でこの800億円の取扱いについて調整が行われると聞いております。

以上、国保の構造的な課題や都道府県化に至った背景、それから新制度の仕組み、都道府県化後の本県の保険料、法定外の一般会計繰入金に対する考え方などについて説明をさせていただきました。

現在、県と市町との協議の場である県・市町国保連携会議の方で市町の意見をお聞きしながら協議を行っているところでございます。今後ともそういった協議を十分行っていくとともに、県議会には状況を報告させていただき、ご意見を賜りながら平成30年度に向けて着実に準備を進めてまいりたいと考えております。

国保の都道府県化にかかる説明は以上のとおりでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【宅島委員長】ありがとうございました。

ただいまの説明に対し、質問はございませんか。

【渡辺委員】まず、今の長崎県下の21市町の保険料が幾らになっているのか、一覧表か何かあれば配ってくれないか。

【宅島委員長】休憩します。

-----  
午前10時42分 休憩

-----  
午前10時42分 再開  
-----

【宅島委員長】委員会を再開いたします。

【渡辺委員】そうしたら、今の考え方は、平成30年度から市町の国保特別会計というのは、国

保の保険料の徴収は市町がしていくわけですね。平成30年からは新しい制度で、要するに保険料を統一した料金で設定をしてするわけだろう。

【安永国保・健康増進課長】先ほども保険料の考え方についてはご説明いたしました。医療費水準の格差が大きい場合は、原則、医療水準に応じた保険料ということなんですけれども、本県の場合は、先ほど申し上げたとおり、水準の格差が小さいので、統一保険料に向かって話をしていくんですが、平成30年度の都道府県化の開始年度にそれが統一化できるかどうかについては、先ほど申し上げた、年明けの1月に出てきます試算の結果を見て、市町と具体的な協議を行っていくということにしておりますので、今現在では、平成30年度から統一化されるのか、あるいは市町村それぞればらばらになるのかといったところについては、現時点では明確な、こうしますというお答えはできかねる状況でございます。

【渡辺委員】そうしたら、長崎県は格差が小さいから、平成30年度に向けて市町と協議をしていくわけですね。格差がひどいところは、平成30年からというのは冗談じゃないという形になって、しないところもあるわけですか、要するに、都道府県によっては。

【安永国保・健康増進課長】ただいま、全国の状況についてということでご質問なんですけれども、私たちが聞いている範囲では、平成30年4月から統一でやっていくというところは、全国では大阪府がそういった方針を出されているとお聞きしております。それ以外のところについては、先ほど言ったとおり、市町村からいただく納付金の試算、それからそれに基づく保険料の試算というのをそれぞれやって、都道府県内でそれぞれまた市町村と協議をされた結果で

いくんだらうと思うんですが、先ほど言ったとおり、平成30年4月から統一でいくというのは大阪府だけと今のところ聞いております。

【宅島委員長】ほかに質問はございませんか。

【堀江委員】国保の広域化、都道府県化の問題は、これまで幾つか質疑をしてきましたが、最初の国保・健康増進課長の答弁は、今、国民健康保険料、保険税、県内の自治体それぞれあるんだけれども、平成30年から国保の都道府県化、広域化になっても、まず保険料も変わりませんよと、そして、それぞれの自治体変わりません。そして、一般会計からの繰り入れ、要するに繰り入れは何のためにするかというと、国保税、国保料が高いから繰り入れして安くするわけでしょう。国保税を安くする。住民側から見たら、それがいいんですよ。

それなのに、先ほど説明をした決算補填等の一般会計の繰入、これが解消されるからメリットって、どういう立場に立って説明をしているんですかと思わず言いたくなるような思いがいたします。

私が言いたいのは、これまでこういう質疑をして、「いや、今と何も変わりません。一般会計の繰り入れもするし、国保料も変わりませんよ」と言ってきたのが、だんだん、「いやいや統一化をします。一般会計からの繰り入れも解消します」ということを言うようになりましたね、直前になってですね。

今度の資料も、はっきりと「将来的には一般会計からの繰り入れをなくします。統一的には国保料も21自治体同じにいたします。それが国保の都道府県化の目的です」というふうに答弁が変わってきたと認識しているんですが、平たく言えば、都道府県化というのは、保険料を同じにする、一般会計からの繰り入れも認めない、

それをするということですよ。

【安永国保・健康増進課長】都道府県化の方向性が決まりまして、法律が改正されて以降、国と地方の協議の場というのがずっと設けられておりまして、具体的な制度設計を協議する中で、地方の意見を踏まえて国の方も具体的な考え方といいますか、そういったものをまとめていきまして、最終的には国からガイドラインというのが出たわけです。そのガイドラインの中に、確かに当初の私の説明では、これまでと変わりませんという説明はしてきたのではありますけれども、基本的なところは、制度の仕組みとしては県が財政の責任主体となるということと、市町村はこれまでどおり保険料の賦課・徴収、それと保険料の決定、そういったことはやっていくということは現在も変わってはいません。

ただ、なぜ都道府県化するのかという大きな目的を言ってしまうと、保険制度を将来もずっと維持して、国民皆保険制度といったものの堅持を図っていくという大きなところに立った時に、都道府県化して、市町村と一体となって県がやると言った時に、市町村ごとに考え方の違いで、保険料の負担を低くするためにこちらの市では保険料を下げ、こちらの市ではそういったものはなくてということの、先ほど保険料のところでは言いましたけれども、同じ保険者の中で市町村が違うことによって保険料が違う。だけど、受けられる医療給付というのは同じということで、不公平感がどうしてもあるということはあるので、そういった大きなところから考えた時に、先ほど言いましたとおり、保険料については県内で同じ保険料水準を目指すということと、一般会計の繰り入れについてはなくしていきましょと。ただし、国も言っていますとおり、これまで市町村国保の赤字が

出ていた、その体質改善のところ、構造的な課題のところについては、財政支援の拡充ということで一定国も考慮はしているということもございますので、県としては、先ほど申し上げたような大きな日程については申し上げたとおりの方針で進めていきたいと考えております。

【堀江委員】やはり国保の構造的な課題というところでは、今、社会保険料に比べても国保料が高いです。所得に占める割合がすごく高いということの中では、もともと国保に入っている方というのは、職がないか、あるいは自営業の方であるとか、いわゆる会社勤めではない方が入るわけですから、当然所得が少ないわけですよ。そういう意味では、私は、もともと国が社会保障制度という形で見るのであれば、国が出すべき予算を十分確保すべきだと思っているんです。それをしない限り、この国保の構造というか、お金がないという部分は、どんなに保険料を徴収しても、それはもう払えませんから。長崎県内でも差し押さえがあっているわけでしょう。そういう意味では払えないわけだから、国が出すべきだと思っているんですよ。

そこで、だから国が出しているんだという説明をしているんだと思うんですけど、例えば3ページ、国保財政の変更点ということで今説明がありましたね。平成26年度は3,468億円の赤字ですよ。国保の財政に国としては、新たな制度としては3,400億円出しますよということですけど、これは毎年確保するんですか。

【安永国保・健康増進課長】国が財政支援の拡充ということで3,400億円お示ししておりますが、このうち1,700億円については平成27年度からもう既に入っております、それは27年度以降も同額が措置をされるということでござい

ます。それから、残りの1,700億円につきましては、平成30年度からの都道府県化と合わせて、30年度以降もこの額を確保していくということで、30年度以降は全国で3,400億円というのは確保されるということで聞いております。

【堀江委員】いやいや、平成26年度3,468億円の赤字じゃないですか。それで、これは平成30年度以降、全国で3,400億円と。1,700億円は既に出しましたということは毎年3,400億円お金が出るということではないんでしょう。

【安永国保・健康増進課長】今までの国の負担に加えて、平成27年度からは1,700億円、それから平成30年度以降、加えてまた1,700億円の合計3,400億円については、30年度以降も同じ額が継続されるということで聞いております。

【堀江委員】それでは、3,400億円が毎年出るということですか。要は、1,700億円を先に出しましたという話なんだけど、一番わかりやすいこの図で言ったら、赤字が全国で3,468億円ありますよと。少なくともその赤字の穴埋めをしないといけないじゃないですか。だから、3,400億円というのは、1,700億円を前に出すか後に出すかを置いておいても、毎年これは3,400億円出るんですかということですよ。

【安永国保・健康増進課長】この額については、平成30年度以降、毎年度、措置をされるということですよ。

【堀江委員】一つは毎年度措置をされるということですが、きちんとして守られないといけないと思いますよね。今でも社会保障費の自然増を国は認めないじゃないですか。国の予算としては削っているでしょう、1,200億円。毎年そういう自然増の社会保障費の予算は削っている中で、本当に国保の財政の3,400億円が確保できるかというところでは不透明なところもある

るなど私自身は思っているところです。

この同じ図でもう一点です。市町村は、今、特別会計があるんですけど、これが今度は長崎県に納付金を上納しますよね。これは100%納付ですよね。絶対納付しなければいけない。しかし、徴収する側、市が徴収する、町が住民からお金を回収するんですけども、これはなかなかできないですよ、100%。ここの部分はどうか補填されるんですか。要するに、私は長崎市ですから、長崎市は長崎県に100%上げるんだけれども、長崎市は今でも徴収ができない、差し押さえすると、そういう状況があるじゃないですか。その部分はどうなるんですか。

【安永国保・健康増進課長】市町に割り振る納付金の算定の際に、保険料・保険税の収納率も勘案したところで納付金の方は算定をいたします。

それで、納付金の算定に当たっては、先ほどから何回も言っていますけれども、市町ごとの標準保険料率というのを定めて、それを提示するわけですね。その標準保険料率と同額をそれぞれの市町の方で決定して、それを集めていただければ、納付金については全額払えるという考え方で納付金の方は設定をされております。

想定した保険料率と違う保険料率、例えば低い保険料率にした場合には、想定した収納率よりも高い収納率を確保しないとイケませんし、逆の場合はちょっと徴収率が上がらなくても納付金を払えるという仕組みでございます。

納付金を払うために保険料を集める、その保険料を集めきれなかった時にどうなるかということでございますけれども、先ほども説明をいたしました、4ページの方の財政安定化基金というところから貸し付けを受けられるということで、こういった仕組みで単年度の赤字の発

生は一定防げるという考え方でこの制度は考えられております。

【堀江委員】要するに、お金を借りて払わないといかんわけでしょう。お金を借りたら、また返さないといかんでしょう。そこですよ。だから、市は困るわけです。だって、収入としては保険料でしょう。極端な話、100払わなければいけないと。でも、80しか集まらなかったと。その20は払えない。どうするかというと、貸し付けますよと、借金して払うわけですよ、20を。その20は、じゃどこで市はするんですか。返さなきゃいけないでしょう、この20は。どうするの。

【安永国保・健康増進課長】私が基金から借りてと言うのは、最悪の場合そういったこととなりますよということなんです。実際には、基金から借りた分についてはその後の3年間で返していただくと、この納付金に加えて納付をしていただくという仕組みになります。

【堀江委員】今だったら、市は、例えば市町村が集めきれなかったと。集めきれなかったら、国からそれなりのペナルティーがあったりして、それで済むわけですよ、極端な話。借りてまで払わなくていいし、3年間借りたまま、返せないですよ、これは。実際に集めきれないんだから。住民が払えないんだから。だから、その策として一般会計から繰り入れて払える保険料にしてやっているんじゃないですか。そういう対応も認めませんとなったら、もう払えない自治体は借りた額がどんどんたまっていく、極端な言い方ですけど、そういうふうになっていきませんか。だから、市にとっては、国保の広域化は本当に大変ですよ。県が全部やってくれりゃいいんだけど、そうじゃない。今までと何も変わらないのに、また別の業務が増えていく。県

も大変でしょう。今までやったことのない業務が増やされるわけでしょう。そしてまた、この委員会に国保特別会計の資料を出して審議しなきゃいけないという、国保広域化のメリットが私的には何も見えないような気がいたします。

【宅島委員長】 休憩します。

-----  
午前10時59分 休憩

-----  
午前11時 6分 再開  
-----

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

【渡辺委員】 今、一覧表をもらいました。この中で1ページの右側の緑の字にありますように、決算補填、一般会計繰入の5市町というのはどこですか、教えてください。

【安永国保・健康増進課長】 資料1ページの5市町のところでございますけれども、長崎市、壱岐市、五島市、南島原市、長与町の5市町でございます。

【渡辺委員】 の小規模保険者というのはどこですか。

【安永国保・健康増進課長】 小値賀町と東彼杵町でございます。

【渡辺委員】 続いて、 の3市町というのを教えてください。

【安永国保・健康増進課長】 川棚町、波佐見町、佐々町でございます。

【渡辺委員】 そうしたら、 のところは3市町となっているけれども、3町のことですね。市は入っていないんですね。

【安永国保・健康増進課長】 失礼いたしました。3町でございます。訂正をさせていただきたいと思えます。

【渡辺委員】 そうしたら、 の決算補填は、この5市町はそれぞれ幾らぐらい今入れているかというのはつかんでいるんですか。

【安永国保・健康増進課長】 順番にいきますけれども、五島市が2億6,294万7,000円でございます。壱岐市は1億円ちょうどです。南島原市が2億5,000万円ちょうどでございます。長崎市が3,098万4,000円、（発言する者あり）1億円は行ってないですね。長与町が124万円でございます。合計で約6億5,000万円ということでございます。

【渡辺委員】 そうしたら、今、これだけ補填している市町の特に大きいのが五島市と南島原市ですよね。これを入れているから保険料がかなり安くなっているわけだろう。今度は、平成30年からこれをなくすわけだろう。そうしたら、ぐっとはね上がりますね、そういうことだろう。

【安永国保・健康増進課長】 先ほど説明をいたしました、一般会計繰入を平成30年度からすぐ解消できるかどうかということについては、市町とも今後協議をしてご意見を聞いているといたしませんので、その辺は2ページの（2）の右側の方にも書いてありますけれども、「単年度での赤字の解消が困難な場合は、市町の実態を踏まえて協議を行っていく」ということです。ただ、解消と削減に向けた取組については、実効性ある取組をとということで、今後、市町と協議をしていきたいと考えております。

【渡辺委員】 そうしたら、これは平成30年度から、市町と今から協議していくわけですね。そうしたら、「県でまとめていいですよ」という市町と、「いや、冗談じゃないですよ」というところと出てくると思うんだけど、これは県としては平成30年度の実施に向けて協議を進めていくという方針ですか。

【宅島委員長】 休憩します。

-----  
午前11時11分 休憩  
-----

午前11時12分 再開

【宅島委員長】再開します。

【安永国保・健康増進課長】補足説明資料の2ページの下のところ、市町との協議のポイントということで2点先ほどもご説明をさせていただきましたけれども、いずれも「将来的に」というのが入っておりまして、「将来的に県内統一の保険料水準を目指す」でありますとか、法定外一般会計繰入金につきましても、「将来的に解消・削減を目指す」ということです。

ただ、これについては先ほども言いましたとおり、来年の1月に試算結果というのが出ますので、そこに具体的な試算結果が出てきて、それを材料にしながら県と市町の間で協議をしていくと。その結果でかなり乖離が出た時には、そこを統一するにはかなり時間もかかりますけれども、その格差がそうない場合は、例えばもう平成30年度からやろうかとか、平成31年度からやろうかという話になるかもしれませんけれども、具体的には数字をもとにしながら話を進めていくということになっています。

【宅島委員長】ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】ないようですので、以上をもちまして国保都道府県化の背景について審査を終了いたしたいと思えます。

休憩いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時14分 再開

【宅島委員長】委員会を再開いたします。

ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】ほかに質問がないようですので、

福祉保健部関係の審査結果について整理したいと思えます。

しばらく休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時15分 再開

【宅島委員長】委員会を再開いたします。

文教厚生分科会及び文教厚生委員会の委員長報告、分科会長報告については、いかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】それでは、正副委員長において、整理させていただきます。

以上をもちまして、福祉保健部、こども政策局関係の審査を終了いたします。

以上で、本委員会関係の案件の審査は全て終了いたしました。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいので、しばらく休憩いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時16分 再開

【宅島委員長】委員会を再開いたします。

次に、閉会中の委員会活動について、協議したいので、しばらく休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午前11時17分 再開

【宅島委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はございませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】では、正副委員長において対応させていただきたいと思えます。

最後に、閉会に当たり、各部局長に出席を求めていますので、しばらく休憩いたします。

-----  
午前11時18分 休憩

-----  
午前11時26分 再開  
-----

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、本任期中における定例会の最後の委員会になりますので、私から閉会のご挨拶を申し上げます。

平成28年長崎県議会の定例会における最後の委員会でありますので、閉会に当たり一言ご挨拶を申し述べさせていただきます。

本年2月定例会で委員長として選任され、各定例会、決算審査、現地調査と務めさせていただきました。

この間、坂本(浩)副委員長をはじめ各委員の皆様方にはご助言、ご協力を賜り、また、理事者の皆様方には誠意あるご対応をいただき、おかげさまをもちまして委員長としての責務を果たすことができましたことを心より感謝を申し上げたいと思います。

さて、この1年間を振り返ってみますと、まず、総務部関係でございますが、県立大学においては、本年度より新学部新学科が開設され、情報セキュリティ学科が設置されました。また、佐世保校建て替えについては、地域に開かれた魅力あるキャンパスの整備に向けて着実に取り組まれております。

次に、教育委員会関係でございますが、本年9月、大村市と進めております長崎県立大村市立一体型図書館及び大村市歴史資料館（仮称）の実施設設計が発表され、建設工事に向けて着々と準備がなされている状況でございます。

福祉保健部、こども政策局におきましては、去る7月に相模原市の障害者支援施設で発生し

た殺傷事件を受けまして、県内の施設に対して防犯対策の現状を確認し、今回の補正予算において防犯カメラ等の予算確保に取り組んできました。今後も安全で安心な子育て環境づくりのための施策の充実に努めていただきたいと思います。

結びに、県勢の今後ますますのご発展並びに委員の皆様及び理事者の皆様方の一層のご健勝とご活躍を祈念いたしまして、最後のご挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

次に、理事者を代表して福祉保健部長からご挨拶を受けることにいたします。

【沢水福祉保健部長】理事者を代表いたしまして閉会のご挨拶を申し上げます。

宅島委員長、坂本(浩)副委員長はじめ委員の皆様方におかれましては、委員ご就任以来、文教厚生全般にわたりまして、終始ご審議をいただき、貴重なご意見、ご提言を賜りましたことに対しまして心より御礼を申し上げます。ありがとうございました。

総務部関係では県立大学生及び私立高校生に対する県内就職の支援、あるいは県立大学佐世保港の建て替え、学部学科再編後の特色ある教育などについて熱心にご議論をいただきました。今後も県内高等教育の推進及び私立学校振興に向け、児童生徒、学生の教育環境の改善を図ってまいります。

次に、教育委員会関係では、子どもたちの学力向上対策や新県立図書館整備、長崎県立高等学校教育改革第8次計画実施計画など、教育行政にかかる課題につきましても、終始熱心にご審議をいただきました。今後も、第2期長崎県教育振興基本計画に掲げる「長崎の明日を拓く人・学校・地域づくり」を目指し、未来を担う

人材の育成に引き続き努めてまいります。

また、こども政策局関係では、婚活などの少子化対策や保育士の処遇改善をはじめ子どもの貧困対策、児童相談所の機能強化、母子保健など各種施策につきまして熱心にご議論をいただきました。今後も、安心して子どもを産み育てることができる社会を実現するため、多様化する県民の皆様のニーズと期待に応えられるよう、諸課題の解決に取り組むとともに、市町や関係機関と連携しながら、子育て環境の整備や少子化対策の充実を図ってまいります。

最後に、福祉保健部関係につきましては、地域医療構想をはじめ、国民健康保険事業の都道府県化、あるいは介護人材の確保など、福祉保健行政の諸課題につきまして、熱心にご議論をいただきました。また、ねんりんピック長崎2016の開催に当たりましては、委員の皆様をはじめ、多くの方にご支援、ご協力を賜りまして、改めて心から感謝申し上げる次第でございます。

今後も、県民一人ひとりの尊厳が保たれ、ともに支え合い、誰もが安心して、健やかで生きがいのある生活を送ることができる地域をつくるために、県民お一人おひとりを支える医療、介護、福祉施策の充実に努めてまいります。

以上、委員の皆様方から賜りました貴重なご意見、ご提言を踏まえながら、今後とも本県の教育、子育て、福祉保健の発展のために全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします。

最後になりますが、委員の皆様がご健勝にて本県発展のために、今後なお一層ご活躍されますことを祈念いたしまして、御礼のご挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

【宅島委員長】 ありがとうございました。

これもちまして、文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

-----  
午前11時32分 閉会  
-----

# 文教厚生委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成28年12月14日

文教厚生委員会委員長 宅島 寿一

議長 田中 愛国 様

## 記

### 1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 1 4 2 号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 1 4 7 号	長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 1 5 0 号	県立高等学校等条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 5 5 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決

計 4件（原案可決 4件）

### 2 請 願

番 号	件 名	審査結果
第 6 号	教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成請願	不採択
第 7 号	ゆきとどいた教育を求める請願	不採択

計 2件（不採択 2件）

委員長（分科会長）

宅 島 寿 一

副委員長（副会長）

坂 本 浩

署 名 委 員

渡 辺 敏 勝

署 名 委 員

外 間 雅 広

---

書 記 馬 場 雄 志

書 記 城 戸 壮太郎

速 記 (有)長崎速記センター